

平成27年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月4日（金）

| | |
|---------------------------------|----|
| ・開 会 | 19 |
| ・会議録署名議員の指名 | 19 |
| ・会期の決定 | 19 |
| ・法令に基づく報告 | 20 |
| ・諸般の報告 | 20 |
| ・議案等の上程（第46号～第67号）（諮問第1号～諮問第3号） | 21 |
| ・議案等に対する質疑 | 28 |
| ・請願の報告 | 31 |
| ・議案等の委員会付託 | 32 |

第2号 9月7日（月）

| | |
|----------------------------------|-----|
| ・一般質問 | 39 |
| 本田芳枝議員 | 39 |
| 1. 健康寿命延伸について | 39 |
| 2. こども館は子どもの権利を尊重した運営に | 54 |
| 田川正治議員 | 58 |
| 1. 安保法案（戦争法案）について | 59 |
| 2. 水害や原発などの非常事態時の災害対策について | 60 |
| 3. 町内の道路整備や拡幅、安全な歩道の整備について | 67 |
| 4. 就学援助児童への学級費などの援助拡大について | 70 |
| 5. 就学援助申請時の所得基準の引き上げについて | 71 |
| 6. 町立保育所のゼロ歳児から2歳児の待機児童の受け入れについて | 73 |
| 木村優子議員 | 76 |
| 1. 地方版総合戦略の策定について | 77 |
| 川口 晃議員 | 87 |
| 1. 放置されている『空き家』問題 | 87 |
| 2. 『サンレイクかすや』の設備と運営について | 90 |
| 3. 男女共同参画について | 95 |
| 4. 教育問題 | 102 |

第3号 9月8日（火）

| | |
|-----------------------------------|-----|
| ・一般質問 | 111 |
| 太田健策議員 | 111 |
| 1. 給食センター建設について | 111 |
| 2. 粕屋町営住宅について | 123 |
| 山脇秀隆議員 | 129 |
| 1. まち・ひと・しごと創生の粕屋町における地方版総合戦略について | 130 |
| 久我純治議員 | 150 |
| 1. 小規模保育園の開設について | 150 |
| 2. 町内の飼い猫又野良猫の対策は | 160 |
| 3. 町内の主要箇所防犯カメラの設置を考えては | 164 |
| 福永善之議員 | 166 |
| 1. 因町長の町政運営の評価について | 166 |

第4号 9月16日（水）

| | |
|--------------|-----|
| ・議案の上程（第68号） | 187 |
| ・議案に対する質疑 | 188 |
| ・議案の委員会付託 | 188 |

第5号 9月25日（金）

| | |
|---|-----|
| ・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決 | 193 |
| 議案第46号 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について | 193 |
| 議案第47号 粕屋町特定個人情報保護条例の制定について | 194 |
| 議案第48号 粕屋町男女共同参画推進条例の制定について | 196 |
| 議案第49号 粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について | 197 |
| 議案第50号 粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について | 197 |
| 議案第51号 平成27年度粕屋町一般会計補正予算について | 199 |
| 議案第52号 平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について | 202 |
| 議案第53号 平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について | 202 |
| 議案第54号 平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について | 202 |
| 議案第55号 平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 について | 203 |
| 議案第56号 工事請負契約の締結について | 207 |
| 議案第57号 平成26年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について | 208 |
| 議案第58号 平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 | |

| | | |
|--------|--|-----|
| | について…………… | 214 |
| 議案第59号 | 平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 214 |
| 議案第60号 | 平成26年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 214 |
| 議案第61号 | 平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 215 |
| 議案第62号 | 平成26年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について…………… | 219 |
| 議案第63号 | 平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について…………… | 219 |
| 議案第64号 | 町道の路線廃止及び認定について…………… | 221 |
| 議案第65号 | 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について…………… | 222 |
| 議案第66号 | 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について…………… | 222 |
| 議案第67号 | 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について…………… | 222 |
| 議案第68号 | 工事請負契約の締結について…………… | 224 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて…………… | 225 |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて…………… | 225 |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて…………… | 225 |
| 請願第1号 | 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願…………… | 227 |
| 請願第2号 | 粕屋町内公立学校の学校徴収金口座振替移行要請を求める請願…………… | 227 |
| ・ | 「町長に対する調査特別委員会」委員長からの報告…………… | 227 |
| ・ | 「町長に対する調査特別委員会」の採決…………… | 231 |
| ・ | 閉 会…………… | 232 |

平成27年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成27年9月4日（金）

平成27年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月4日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 請願の報告
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 木村 優子 | 9番 久我 純治 |
| 2番 川口 晃 | 10番 因 辰美 |
| 3番 安河内 勇臣 | 11番 本田 芳枝 |
| 4番 太田 健策 | 12番 山脇 秀隆 |
| 5番 福永 善之 | 13番 八尋 源治 |
| 6番 小池 弘基 | 15番 伊藤 正 |
| 7番 田川 正治 | 16番 進藤 啓一 |
| 8番 長 義晴 | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 清 範 副町長 箱田 彰
教育長 大塚 豊 総務部長 安河内 強 士

| | | | |
|----------|-------|------------|------|
| 住民福祉部長 | 安川喜代昭 | 都市政策部長 | 吉武信一 |
| 教育委員会次長 | 関博夫 | 総務課長 | 石川和久 |
| 経営政策課長 | 山本浩 | 協働のまちづくり課長 | 杉野公彦 |
| 税務課長 | 石山裕 | 収納課長 | 今泉真次 |
| 社会教育課長 | 新宅信久 | 学校教育課長 | 古賀博文 |
| 健康づくり課長 | 中小原浩臣 | 給食センター所長 | 神近秀敏 |
| 総合窓口課長 | 藤川真美 | 介護福祉課長 | 八尋哲男 |
| 道路環境整備課長 | 因光臣 | 子ども未来課長 | 堺哲弘 |
| 地域振興課長 | 安松茂久 | 都市計画課長 | 山野勝寛 |
| 上下水道課長 | 松本義隆 | | |

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

さて、前回の6月定例会から9月定例会までさまざまなことがありました。自然・天候の面でいいますと、今年は例年に比べ梅雨明けが遅く、梅雨明け後は当然のこととはいえ、猛暑日が続きましたが、お盆が終わった頃からは秋らしさを感じるようになり、最近では台風15号が全国で猛威を振るいました。この台風で被害に遭われた地方の方々に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

我が町におきましては、早目の対策を講じるなどされましたこともあり、幸いと申しましょるか、大きな被害は発生しませんでした。今後とも災害に強いまちづくりに腐心、更に努力されますことを強く求めておきたいと存じます。このように自然・天候は折々変わってまいります。皆様方におかれましては、それに即応する体づくりに心がけられたいと念ずる次第であります。

今議会は、前年度決算の審査など、重要な案件を含み、しかも長めの会期であります。先ほども申しましたように、全員が体調を崩すことなく最終日を迎えられるよう、しかも実りある充実した会期であることをご祈念申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において9番久我純治議員及び11番本田芳枝議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から9月25日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

改めておはようございます。

9月に入り、めっきり秋めいてまいりました。水稻の早いものは収穫、稲刈りが始まったようでございます。

さて、暑かった夏も終わり、最後の土曜日、8月29日に開催いたしました3年ぶりの粕屋町民花火大会は、打ち上げ直前まで雨が降って、大変憂慮しておりましたけども、打ち上げの時間帯は雨もやみ、町内外からの多くの見物客でにぎわい、大成功のうちに事故なく終わりました。ほっと安堵したところでございます。

本日平成27年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中全員のご出席を賜り、心から御礼申し上げます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第3号は、平成26年度粕屋町健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第4号は、平成26年度粕屋町公営企業の経営の健全化についてでございます。

これも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で法令に基づく報告は終わります。

（町長 因 清範君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

諸般の報告を申し上げます。

一部事務組合の平成26年度の決算についてご報告いたします。

決算額につきましては資料に記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は22件、諮問3件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、議案の上程を行います。

平成27年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の制定及び改正が5件、平成27年度補正予算が5件、工事請負契約の締結が1件、平成26年度決算認定が7件、町道路線の廃止及び認定が1件、公平委員の選任同意が3件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が3件、以上25件でございます。

平成27年度補正予算及び平成26年度決算認定議案につきましては、副町長をして提案をいたさせます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第46号から順にご説明申し上げます。

議案第46号は、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

9月5日に戸原東の住居表示を実施いたしましたことに伴い、大川幼稚園、大川小学校及び大川小学童保育所の所在地につきまして、位置の表示が変更されました。これにより、条例で定める各施設の位置を改めるため、粕屋町立幼稚園設置条例、粕屋町立小学校及び中学校設置条例、粕屋町学童保育所設置条例の3件の条例につきまして、一部を改正するものでございます。

議案第47号は、粕屋町特定個人情報保護条例の制定についてでございます。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、同法第31条において、地方公共団体は保有する特定個人情報の取り扱いの確保及び当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示等を実施するために必要な措置を講ずるものとする規定されています。

同法が施行されるに伴い、個人番号の付番及び通知が開始されることから、粕屋町においても同法の趣旨に沿いまして、特定個人情報の保護に関する事項について所要の規定を整備するため、新たに本条例を制定するものであります。

議案第48号は、粕屋町男女共同参画推進条例の制定についてでございます。

粕屋町の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、全ての人が協力し合
って、その取り組みを総合的かつ計画的に推進することにより、女性も男性も共に
いきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築するため、条例を制定するも
のでございます。

議案第49号は、粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてございま
す。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行され、同日より個人番号
の付番及び通知が始まります。個人番号の通知は通知カードの交付によって行わ
れ、粕屋町において平成28年1月4日から個人番号カードの交付が始まります。

この通知カードと個人番号カードの手数料は、初回交付時は無料といたします
が、再交付がやむを得ないと認めた場合を除き、通知カードの再交付手数料を1件
につき500円、個人番号カードの再交付手数料を1件につき800円と規定するもの
でございます。

また、平成28年1月の個人番号カード運用開始に伴い、従来の住民基本台帳カー
ドの交付手続が終了するため、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除する
ものでございます。

議案第50号は、粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在、粕屋町営住宅条例において、町営住宅に入居する際には、保証人2人の連
署する請書を提出することと規定されておりますが、これを1名に改めるため条例
の一部を改正し、入居者の負担を軽減を図るものでございます。

議案第51号は平成27年度粕屋町一般会計補正予算等々については、副町長に提案
いたさせます。

次に、議案第56号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋町営住宅甲仲原団地屋根断熱防水、外壁改修工事を実施するに当
たり、工事請負契約を締結するものでございます。この工事は、粕屋町営住宅長寿
命化計画に基づき、町営住宅甲仲原団地を改修するもので、工事の概要といたしま
しては、屋根断熱防水工事、外壁工事、バルコニー床工事、階段室床工事等ござ
います。これは、平成27年度社会資本整備総合交付金による補助事業でございま
す。

8月21日に指名業者10社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社大高
工務店、代表取締役田中道佳が工事請負金額5,065万2,000円で落札いたしましたの
で、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるも
のでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成28年3月18日までとするものでございます。

飛びますが、議案第64号でございます。町道の路線廃止及び認定についてでございます。

整理番号1番は、町道に認定している御堂ノ原二線の一部を県が払い下げすることに伴い、この路線を廃止するものでございます。

次に、整理番号2番から3番の2路線は、町道に認定している御堂ノ原二線の一部を県が払い下げをすることに伴いこの路線を廃止するため、払い下げ以外の部分を認定する必要があるため、路線の認定を行うものでございます。道路法の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号、議案第66号、議案第67号は、いずれも糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてでございます。一括して提案理由の説明をいたします。

現在、糟屋郡公平委員会委員をしていただいております貝野勝是氏、藤敏明氏、落石智氏の3名の方が本年10月31日をもって任期満了となることに伴いまして、藤田清満氏、山田裕嗣氏、櫻木幸弘氏の3名を後任として新たに選任いたすものでございます。糟屋郡公平委員会規約第3条1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

3名の方の経歴につきましては資料を添付しておりますが、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的な事務処理に理解があり、また人事行政に関しましても精通された方々でございます。選任同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成24年10月1日から人権擁護委員会委員をしていただいております池田敏明氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

池田氏は、経歴書にありますように福岡市職員として32年間奉職され、退職後は学校法人理事長や粕屋町農業委員としてご活躍されるなど、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともにすぐれた方でございます。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うことになっております。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

諮問第2号、諮問第3号も人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。つきましては、一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員をしていただいております澤田初美氏及び伴久子氏の任期が

本年12月31日をもって満了となりますので、後任として山野芳朗氏と安松広子氏の2名を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

経歴書にありますように、山野氏は、小学校や日本人学校で教鞭をとられ、退職後は粕屋町の人権教育担当、教育相談員をしていただいております。また、安松氏は、本年3月まで福岡市の小・中学校で教鞭をとられ、人権問題に大変強い関心をお持ちでございます。お二人とも広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れた方でございます。つきましては、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。全ての私が提案いたします案件についての上程を終わります。ありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

(副町長 箱田 彰君 登壇)

◎副町長（箱田 彰君）

それでは、議案書53ページからの補正予算につきまして上程し、その内容の説明をいたします。

議案第51号は、平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,008万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億3,808万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰越金を5億5,162万1,000円、国庫支出金を6,696万8,000円、地方交付税を3,168万9,000円、県支出金を1,818万4,000円増額し、繰入金を1億6,360万5,000円、町債を281万9,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、土地開発公社補助金を2億円、公共施設整備基金積立金を1億5,000万円、駕与丁公園管理事業費を7,000万円、障害者自立支援給付事業費を4,634万円、重度障害者医療費助成事業費を1,866万9,000円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、議案第52号は、平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,456万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億2,419万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を本算定結果から1,413万4,000円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を6,839万2,000円減額す

るものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、前年度繰り上げ充用金を9,801万3,000円減額するものでございます。

続きまして、議案第53号は、平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,476万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,515万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、繰越金を2,666万8,000円増額し、また後期高齢者医療保険料を本算定結果から1,250万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を1,289万円、一般会計繰出金を187万2,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第54号は、平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、保険事業勘定におきまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,700万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億4,501万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国県支出金を549万円、繰入金を139万7,000円、前年度繰越金を6,409万9,000円増額し、保険料を362万6,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を75万9,000円、諸支出金を6,397万9,000円、地域支援事業費を226万7,000円増額するものでございます。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入において繰越金を116万5,000円増額し、繰入金を12万円減額するものでございます。一方、歳出においては、総務費を90万円、サービス事業費を14万5,000円増額するものでございます。

続いて、議案第55号は、平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ42万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を248万4,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を42万3,000円増額し、一方、歳出では一般会計繰出金を42万3,000円増額するものでございます。

以上が補正予算に関する議案でございます。

続きまして、議案書第77ページからでございます。決算の認定につきまして議案の上程をし、その提案理由の説明をいたします。

議案第57号は、平成26年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてござい

ます。

一般会計の決算額は、歳入総額145億4,738万8,432円、歳出総額134億9,858万7,549円となり、歳入歳出差し引き額は10億4,880万883円となります。この額には、次年度への繰越明許費繰越額財源 1億9,717万9,000円が含まれておりますので、これを差し引きしますと、実質収支額は8億5,162万1,883円となり、次年度への繰り越しとなりました。

また、一般会計の町債残高は、前年度より5億5,613万3,000円増加し、101億6,712万7,000円となり、基金残高は4,761万2,000円減少し25億2,588万1,000円となります。

続きまして、議案第58号は、平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入総額40億6,502万5,991円、歳出総額40億6,701万2,131円で歳入歳出差し引き198万6,140円の歳入不足となり、赤字決算となりました。

まず、歳入では、前年度に比べ前期高齢者交付金が9,229万5,000円の増額、またこれまでの赤字解消のために一般会計から2億3,140万円繰り入れし、繰入金1億1,677万3,000円の増額となっており、国庫支出金が2,090万2,000円、療養給付費等交付金が3,652万4,000円の減額になっております。歳入総額では、前年度と比べ2億1,048万円の増となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が25億6,539万9,000円と前年度と比較して3,578万8,000円、保健事業費が415万7,000円増加しております。また、後期高齢者支援金等が1,817万1,000円、諸支出金が1,033万円、前年度繰り上げ充用金1,478万6,000円の減額で、歳出総額では前年度と比べ393万3,000円の減額になっており、平成26年度単年度収支では2億1,441万3,000の黒字となっております。

続きまして、議案第59号は、平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入総額4億5,058万7,270円、歳出総額4億2,391万7,533円で、歳入歳出差し引き2,666万9,737円が次年度への繰り越しとなりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の3億3,624万8,640円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の4億424万6,230円でございます。

続いて、議案第60号は、平成26年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度の決算は、保険事業勘定で歳入総額19億7,465万8,501円、歳出総額19億1,055万7,852円、歳入歳出差し引き額6,410万649円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものにつきましては、第1号被保険者保険料3億9,737万2,323円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金11億8,393万1,579円、一般会計からの繰入金3億6,571万4,493円、繰越金2,751万9,665円でございます。

一方、歳出の主なものは、全体の93%を占める保険給付費17億7,744万4,440円と総務費7,371万6,376円、地域支援事業費4,770万8,929円でございます。

次に、介護サービス勘定で歳入総額1,479万8,553円、歳出総額1,363万2,163円となっており、歳入歳出差し引き額116万6,390円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入1,327万6,240円と繰越金152万2,313円でございます。

一方、歳出は、総務費1,150万3,343円、サービス事業費212万8,820円でございます。

次に、議案第61号は、平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度の決算は、歳入総額246万4,378円、歳出総額203万779円で、歳入歳出差し引き額43万3,599円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が81.9%、また過年度分への償還率が1.8%となっており、一方歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

続きまして、議案第62号は、平成26年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ6億5,683万5,784円、建設改良積立金へ1億3,000万円処分をするものでございます。あわせて、平成26年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事を8カ所並びに粕屋浄水場高圧受変電設備他更新工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益9億2,953万6,180円、事業費用8億409万8,978円、差し引き1億2,543万7,202円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額344万5,200円、支出総額3億3,913万2,319円、差し引き不足額3億3,568万7,119円につきまして

は、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第63号は、平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ3億5,326万6,540円、減債積立金へ1億4,000万円処分するものでございます。あわせて、平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、污水管渠築造工事を5カ所並びに長者原上区雨水調整池新設工事、また原町地内雨水幹線改修工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益13億9,159万3,210円、事業費用12億5,515万7,510円、差し引き1億3,643万5,700円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額7億2,295万8,900円、支出総額10億3,199万3,998円、差し引き不足額3億903万5,098円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

以上で決算に関する議案の説明を終わります。

(副町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、議案について質問いたします。

議案番号48の粕屋町男女共同参画推進条例の制定についてという議案について質問いたします。これは、総務常任委員会が多分、まだ見てないんですけど、の管轄なので、私はここで内容について質問することは差し控えたいと思います。ただ、総務常任委員会が17日にあるんですね。結構これを見てから17日までが長いので、町長にぜひともお尋ねしたいことがございまして、質問いたします。よろしいでしょうか。

内容を申し上げます。2点あります。

1点は、昨年度、結局26年度の27年3月に計画が策定終了いたしまして、今粕屋町男女共同参画計画書というのが7月の初めに配布されています。このことに関しての報告は、まだ常任委員会では受けてないのではないかと思います。そして、今

回すぐにもう条例案の提出ということなのですが、実はこの計画の内容についても、もう少しどういった内容なのかということをお尋ねを踏まえて、粕屋町ではどのような条例が必要かということをお考えなければならぬのではないかと私は思っております。昨年も町長ご自身が、私の男女共同参画の計画を策定するに当たってどのように考えておられるかということをお尋ねしたときも、ちょっと読み上げます、4行ぐらいなので。

町長の答弁なのですが、男女共同参画条例、これはその前の行動計画をつくろうということをしておられるわけでございますけれども、今おっしゃるように、やはりつくったものがなかなか広がらない。そこで、行動計画の段階できちっとやっぴり町の実態を掌握して、どこを伸ばせばこれが広がるかといったようなポイントをしっかり握ったところで作成をするようにということにしておりますとおっしゃっておられるのと、それから、今年の6月の私の一般質問で、安河内総務部長が、まず計画の周知が大事だということをおっしゃっておられたのです。まだ概要版を配布することもされていませんし、町民は、この計画が作成されているということをほとんど知らないと思います。そういった状況の中で、今回提案されたというその思いをちょっと質問いたします。それが1点。もう一点あるんですけど、それが終わってからします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、男女共同参画の条例案を提出しております。これは、議会のほうで承認をいただかないことには、別途の今からの啓蒙、啓発ができないというようなことになります。つきましては、本田議員のほうからおっしゃいましたこれをいかに広げるかということについても、この条例案の中にそれなりのこの文言が入っておりますので、そういった方向で進めていくということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

では、町長のお考えは、この条例をつくらないと計画が進められないということから、この条例を出したというお考えですね。

じゃあ、もう一点申し上げます。

それは、パブリックコメントの手続においてですが、実は私担当課に伺いましたら、7月22日に識者2人と、それから庁内の職員とででき上がったものをすり合わ

せをされているようです。そして、7月24日から8月12日までパブリックコメントをされたというふうに聞いておりますが、本当恥ずかしいことながら、私はその事実を知らなかったんですね。見かけなかったのでお尋ねしましたら、役場の庁舎内だけでしかその閲覧をしていないんですね。

それと、パブリックコメント手続実施要綱の中に、一応30日以上期間を定めてこのパブリックコメントを募集すると。やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして30日を下回る期間を定めることができると書いてあるんですけども、まず場所が不足していること、それからそのやむを得ない理由ってというのがない。ホームページを見たんですけど、それがいいんですね。だから、手続き上も非常に急がれておられて、そして8月17日の法令審査会にかけて、今回上程というふうになっていますが、この手続き、結局町にはきちんとパブリックコメント手続実施要綱というのがありますが、それが守られていないのではないかと思います、その点についてはどういうふうにご考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

条例策定の事務的なことですので、協働のまちづくり課長のほうから、流れについてご説明させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、パブリックコメント、正式には30日以上という、要綱の中に規定がございます。今回、なぜその30日を下回る形で実施をしたのかと申しますと、今回の9月議会への条例上程ということになりますと、その前の議案上程のスケジュール関係で、どうしてもその30日の枠をしっかりとる形での期間を設けることができなかったというのが状況でございます。なぜ、また9月議会に提案をしなければならないかと申しますと、一応この計画今年度スタートをしておりまして、一応来年度からこの検証に入っていくわけになります。その際に、審議会というものを先に立ち上げておかなければ、その審査、審議なりに支障が生じると。そうなりますと、12月

議会に上程をしまして、条例を承認いただいて、それから委員の募集と、そういう形になりますと、新年度のスタートにちょっと間に合わない。そういう事情がございまして、今回、若干日にちも短くなりましたが、そういう形でのパブリックコメントとさせていただきます。

また、場所につきましては、基本的には、公表というものは町ホームページへの掲載と実施期間所管課における閲覧というのが定められておりまして、必要に応じてそのほかの場所で掲載するなどの公表の仕方をしなさいとなっております。今回、広報紙等へも考えたんですが、ちょっと期限的に広報紙への掲載が間に合わないということで、ホームページの掲載と、それから所管課の前と、それと町の行政情報コーナー、こちらでの公表とさせていただいた次第です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

どうぞ。

◎11番（本田芳枝君）

確認いたします。

それでは、推進体制をつくることのできないので、早目に条例を出したということが大きな理由ですね。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

◎議会事務局長（大石 進君）

請願の報告。議事日程表5ページをお開きください。

請願文書表、受理番号1番。受理年月日、平成27年8月27日。

件名、少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願の趣旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町大字大隈1283-2、八尋喜美香さん。

紹介者議員、田川正治議員、本田芳枝議員、川口晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

続きまして、請願文書表、受理番号2番。受理年月日、平成27年8月27日。

件名、粕屋町内公立学校の学校徴収金口座振替移行要請を求める請願。

請願の趣旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所、氏名。古賀市花見東6-15-1、粕屋東中学校勤務、山之内薫さん。

紹介者議員、田川正治議員、本田芳枝議員、川口晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました46号議案から50号議案と56号議案及び64号議案から67号議案並びに諮問1号から諮問3号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、51号議案から55号議案の平成27年度補正予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を、57号議案から63号議案の平成26年度決算についても、議員全員で構成する決算特別委員会を地方自治法第190条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算及び決算特別委員会の正副委員長は、申し合わせのとおり、委員長に因辰美厚生常任委員会委員長、副委員長に山脇秀隆総務常任委員会委員長と長義晴建設常任委員会委員長をお願いいたします。

次に、請願につきましては、会議規則第92条の規定によりお手元に配付の文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時21分)

平成27年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成27年9月7日（月）

平成27年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月7日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|---------|----|
| 1番 | 議席番号 | 11番 | 本 田 芳 枝 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 7番 | 田 川 正 治 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 1番 | 木 村 優 子 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 2番 | 川 口 晃 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 木 村 優 子 | 9番 | 久 我 純 治 |
| 2番 | 川 口 晃 | 10番 | 因 辰 美 |
| 3番 | 安河内 勇 臣 | 11番 | 本 田 芳 枝 |
| 4番 | 太 田 健 策 | 12番 | 山 脇 秀 隆 |
| 5番 | 福 永 善 之 | 13番 | 八 尋 源 治 |
| 6番 | 小 池 弘 基 | 15番 | 伊 藤 正 |
| 7番 | 田 川 正 治 | 16番 | 進 藤 啓 一 |
| 8番 | 長 義 晴 | | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大 石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 因 清 範 | 副 町 長 | 箱 田 彰 |
| 教 育 長 | 大 塚 豊 | 総 務 部 長 | 安河内 強 士 |
| 住民福祉部長 | 安 川 喜代昭 | 都市政策部長 | 吉 武 信 一 |
| 教育委員会次長 | 関 博 夫 | 総 務 課 長 | 石 川 和 久 |
| 経営政策課長 | 山 本 浩 | 協働のまちづくり課長 | 杉 野 公 彦 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 税務課長 | 石山裕 | 収納課長 | 今泉真次 |
| 社会教育課長 | 新宅信久 | 学校教育課長 | 古賀博文 |
| 健康づくり課長 | 中小原浩臣 | 給食センター所長 | 神近秀敏 |
| 総合窓口課長 | 藤川真美 | 介護福祉課長 | 八尋哲男 |
| 道路環境整備課長 | 因光臣 | 子ども未来課長 | 堺哲弘 |
| 地域振興課長 | 安松茂久 | 都市計画課長 | 山野勝寛 |
| 総務課庶務人事係長 | 山田由紀 | 上下水道課長 | 松本義隆 |

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

毎回申していることでございますけれども、発言に関しましては質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いする次第であります。

それでは、通告順に質問を許します。

11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

ちょっと発言の前に、これを考え直したのを言ってなかったもので、途中でこういう形で出しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、11番本田芳枝でございます。通告に従って質問をいたします。

9月になりました。今日、毎回そうなんですけれども、一般質問のときはその月の第1月曜日で、スマイルウオーキングというグループの方たちが参加して粕屋町の中を歩いておられるんですけれども、元気に足取り軽く歩いておられる80歳を超えた女性の方にお目にかかりました。ああ、気持ちがいいなというふうに思って、今日、自分が一般質問する内容が健康寿命延伸についてということでございますので、どうぞその方にも町の思いが届くように、あるいは届いた結果そうなったのかなと思いつつここに来ました。

それでは、始めます。

因町長は、誰もが安心して生き生きと心豊かに暮らせるためには健康であることが大切な要素の一つと、平成25年度には10年目を迎える健康かすや21の活動を新たに、健康づくり日本一のまちづくりに取り組まれ、現在に至っています。また、粕屋町では今年度第5次総合計画を策定中ですが、第4次の施策を振り返り、次の第5次へ引き継ぐことが大事と考えます。

それでは、本題に入ります。

その前にまず、訂正をお願いいたします。

実は、通告書に元気高齢者づくりという言葉を使っておりますが、これは第4次粕屋町総合計画の中にあった言葉なんですけれども、元気高齢者づくりという言葉で元気な高齢者を増やす取り組みと改めさせていただきます。少し違和感がございましたので。

それでは、申し上げます。

第4次総合計画書から、これを引用したのですが違和感を覚えますのでよろしく申し上げます。第4次粕屋町総合計画の後期基本計画では、数値目標が掲載されています。第2章、高齢者が生き生き暮らせる優しいまちづくりにおける元気高齢者を増やす取り組みの促進は、どのような経過をたどり、今後どのように進もうとしているのか。それをもとにここで検証し、私なりの提案をしたいと思っております。

まず1として、元気高齢者を増やす取り組みの経過。言いかえますと、成果をデータで示されたものがあるのか、あればお示してください。そして、町民の皆さんにそれをどう伝えているのか、その辺の取り組みをお聞かせください。町長、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

データとか数字の関係でございます。住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

おはようございます。

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

元気な高齢者を増やす取り組みということで、まず初めに経過のデータと周知度、町民の皆さんにどういうふうにお知らせをしているのかということでございますが、総合計画と行政経営マネジメントシステムは紐づいております。行政評価マネジメントシステムの中に行政評価部分において施策評価を行っております。そのデータと周知につきましては、町のホームページの中でございますが、具体的には行政ガイド、それから計画・取り組み、行政経営マネジメント、そして政策評価シートというふうに入っております。現在平成23年度から平成25年度分の施策評価シートを公表させていただきます、事業の結果や実績、指標の達成度、そして施策

の総括等々について確認、これは閲覧とかダウンロードのことでございますが、できるようにしております。

元気な高齢者を増やす取り組みといたしましては、シルバー人材センターへの補助とか、それから町内最大の組織であります老人クラブへの支援、本年度よりは地域振興の観点から1万円の商品券にいたしました敬老者への節目の祝い金の給付、27年度は対象者748名でございます。それから、新100歳をお祝いする鶴寿のお祝い金の給付、27年度は4名の方が対象でございます。各行政区が主催されます敬老会への補助金、これは70歳以上1人2,000円でございますが、27年度は5,335名の方が対象でございます。はり・きゅう施術の補助、それからここ数年の主な施策といたしましては健康を支え生活習慣の改善のための口腔教室の促進強化を図るとともに、運動機能向上教室、これはしゃんしゃん教室とかプールでしゃんしゃん、かすや貯金体操とかかすや元気ばい体操とかというものをやっておりますが、それから脳若トレーニング教室、頭も元気ばい教室について回数を増やしたり、それから内容を見直すなど拡充を図ってきたところでございます。

さらに、本年度から新規事業といたしまして運動教室で協力者を養成するための運動応援サポーターになろう会、定員は30名でございます。それから、70歳以上を対象とした久山温泉の利用補助、8月現在460名の方に申し込みをいただいて利用していただいているようでございます。高齢者に対する介護予防対策を充実、拡充したところでございます。

また、昨年度27年度からの3カ年の計画であります高齢者福祉計画、これは第6期の介護保険事業計画をあわせ策定いたしました、冊子にし、議員さん各位にお配りをいたしておりますが、この中で数値目標を示しながら今後の方向性を明らかにして、誰もが住みなれた家庭や地域においていつまでも生き生きと安心して元気に暮らせるまちづくり、それから住み続けたいと思っただけのまちづくりを目指しているところでございます。

健康寿命を延ばすためのさまざまな施策の周知につきましては、老人クラブへの周知は、情報提供等々は当然でございますが、広報かすや、それから町ホームページ、区長会の方々、それから地区でゆうゆうサロンも開催していただいておりますのでゆうゆうサロンの場、窓口等々、そういうふうな機会あるごとに広報に努めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

どのようなデータの報告が出てくるかなど半分は心配して半分は期待していたんですけども、今の報告は実は私が思ってたのとちょっと違います。私は、データとして示してもらいたいのは、実はこの第4次粕屋町総合計画の後期計画に目標値が書いてございます、現状と目標と。で、元気な高齢者を増やす取り組みのところ
で3つあるんです。その1つは認知症講座受講者数、それから介護認定度の認定率、それからゆうゆうサロン参加登録者数、この3つがあります。後期計画には21年度の現状数値という数値があって、27年度の目標がござい
ます。その目標をです、今の数値とどうなのか、それがちょっと知りたかったわけですが、町長にお尋ねいたします。データの件は部長にということで振られましたけれども、その辺の総合計画を策定中の段階でござい
ます。今4次を振り返って5次をつくる過程なんですけれども、そのような目標値の扱いはどのようにしておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、第4次総合計画をつないで第5次の総合計画を作成、昨年から今年にかけて作成しております。もちろん第4次総合計画の検証をいたしまして、第5次に乗せていくということでやっております。詳しいそこら辺の数字の乗せ方については、総務部長よりお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

具体的な計画の内容でござい
ます。経営政策課長のほうからお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

ただいま本田議員さんのほうからお示しいただきました指標、こちらの達成度については先ほど住民福祉部長のほう
が説明しましたが、ホームページのほうで施策の評価というところの欄で掲載されております。今、公表しているのは平成25年度までの分のシートということで載せさせていただきます。

一番最初に言われました認知症の講座受講者数ですが、こちらにつきましては当初の平成23年度は111ということで、目標が130ということで、若干途中数字が下がってきて、25年度は83ということで若干落ちては
おるんですが、まだ公表はされてませんが26年度においては117ということで、こちらについても今年度の目標に向

けて施策を進めた結果としては目標に近づいているという状況です。

あと、介護認定率、こちらは当初は14.5ということで、23年度が15.8、その後も大体、目標値は15.4ということで定めておりまして、一時期15.4を超した年度もありましたが現在14.8、今年度も大体その近い数字が出てくるというようなことで、ほぼ達成されているという状況です。

あと、ゆうゆうサロンの参加登録者数ですが、こちらが目標値が590という目標を立てておりまして、当初が532ということですが、こちらは年々増えてきておりまして、平成25年度が558、26年度については578ということで、こちらについても近づいてきているという状況で、いろんな施策を高齢者に対して向けて行っておりますが、その成果として一つの指標としてこういう結果が出てきているという状況です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ありがとうございます。ほぼ私が思っていたとおりの数字でございました。

やっぱり計画を立てるときは職員の皆さんが総合計画のことに全員で取り組んでおられると思いますので、そのデータを、しかも、今日は持ってきていないんですけど後期計画には、その数値目標この3つがきちんと出ております。それから、どの計画を参考にしてその総合計画をするというところもちゃんと載っていますので、できましたら的確にお答えいただけたらありがたいと思います。

それで、私勘違いしたんですけれども、認知症が、最初は45人でした、講座申し込みは。ところが、26年度はおっしゃったように117人。それから、要介護認定率は14.5%で一時上がったけれども今ちょっと下がって、私の調べた数字は平成26年は14.6%でございました。それから、ゆうゆうサロンの参加登録者数ですが、これは私が勘違いしておりまして、26年度は1万6,087人というふうに考えましたけど、これは登録者数じゃなくて参加回数ですね、延べの回数だろうと思います。これもほぼ目標どおりということで、そのような営みが行われていますので、3つの指標で見ると町長の施策はかなり成果が出ているというふうに私は見受けました。

周知度について、先ほど広報の話を、いろんなホームページとか行政ガイドとか施策評価シートのことを上げられましたけれども、例えば議員がそれを見たり、あるいは行政の区長さんが見たりすることはなさるかもわかりませんが、一般の町民が今粕屋町が自分たちの税金がどのように使われて、どのような施策にどう生きているかということを考えて場合に、そこまで踏み込むのは本当に大変なんです。

だから、広報かすやで今もおっしゃったように介護予防教室の案内はあるんですよ。だけれども、その結果、何人参加者があってどのようなことをしたかとか、参加者の声とか、そういうのが一切今の広報にはないんです。だから、それを載せてくださると次にその講座を受けようと思われる方が増えるし、それから注目度も高まると思いますので、案内ではなくて報告をぜひ載せていただきたいというふうに思っております。

それでは、町長は、最後にこれは聞きましょうね。とてもいい流れでいっています。だから、その思いの深いところを私は言っていたきたいと思いますのですが、またこれは次の機会にいたしましょう。

次、2番目ですね。取り組みの成果が上がっていると見受けますが、その秘訣の一つが健康づくり課、総合窓口課、介護福祉課での取り組みの連携があるのではないかと思います。どのようにしていますか。これをお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

住民福祉部内のことでございますけど、連携をどのようにしているのかということでございます。平成24年7月に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が厚生労働省より出されております。その中で健康寿命の延伸に係ることや生活習慣病、健康を支えるための社会環境の整備等に関する基本的な方針が示されております。21世紀における国民健康運動の推進がなされているところでございますが、方針のもとに粕屋町におきましても関係各課が年齢層に応じた健康増進対策事業を展開しております。

まず、健康づくり課では世代を含めた栄養や食生活、運動の予防的な施策、総合窓口におきましては医療費の適正化に関連して健康づくりに向けた施策、介護福祉課におきましては介護予防に関連した諸施策を実施し、町民の皆さんの健康増進の包括的な支援に取り組んでいるところでございます。具体的には青・壮年期の健康づくりといたしましては、たばこ、アルコール、心の健康と、また生活習慣病が重症化すると医療費が高騰するだけでなく寝たきりや認知症の原因にもなるために、国保の特定健診やがん検診健康相談、特定保健指導、受診者への訪問指導、人工透

析等のデータ提供や特定保健指導の中で介護や福祉の支援の必要性を感じる対象者等への情報交換など、関係課の連携を密にして各種の事業を推進しております。各種情報の共有化等を図るために、平成26年度よりは庁内保健師によります連絡会を設け、定期、これは2カ月に1回でございますが、会議を開催し、各係業務の把握、それから事例の研究、制度改正への対応等々意見交換を行い、業務の円滑な、かつきめ細やかで効率的な対応ができるように努めておるところでございます。

今後も課や係、そういうふうな壁と言っていいかわかりませんが、そういうふうな壁を越えまして町民の皆さんの健康づくりにかかわる全ての課が連携強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

24年度って言われましたけど、私の調査では25年度の暮れということになっていきます、国の法律ができていますね。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革に推進する法律ということで。そのころから地域包括ケアの取り組みという形で出てきていると思います。うちの町がこのようにある程度の成果が上がっているというのは、今保健師による連絡会というふうにおっしゃいましたけれども、その制度を支援する私は部長制度というものがあるからじゃないかなと思っているんです。各課の壁をなくして、その部の中でいろんな必要な方たちが集まって逐一連絡をするという。その辺は部長制度に対するいろんな批判もありますが、町長はどのようにお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今本田議員さんのほうからお話がありましたように、各課それぞれじゃなくて同じような、例えば健康づくりであれば介護福祉課も関係します。それから総合窓口の国民健康保険も関係します。また、一番の先端で動くのは健康づくり課でございます。そういった3課が連携をしながら、高齢者は高齢者なりの健康づくりをどうしていくかというのを連携しリンクしながらやっていっているということは、やっぱりこれは部長制度があってこそできることだろうと思います。大変私も部長制度は高い評価をしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

それでは、次に行きます。

3番目ですね、先ほど申しました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革に推進する法律の中で、社会保障制度が限界にきているというふうな話を先ほど部長もおっしゃいましたが、団塊の世代が75歳以上になる2025年にはどうなるかという議論されています。粕屋町ではどのようにそれを把握して、どう対処しようとしているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

団塊の世代の問題がありました。確かに団塊の世代は22年から24年までの3年間に、戦争が終わった復員後のベビーブームでの出生でございます。700万人とも800万人とも言われております。粕屋町におきましても、大変、今高齢化率は低いわけでございますけれども、こういった一固まりが入ってくるということで、1.5%強の後期高齢者の人口が増えるというようなこととなります。詳しい内容につきましては住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをさせていただきます。

町長も言われましたとおり、団塊の世代、昭和22年から24年生まれの方だそうです。この方たちが後期高齢者、つまり75歳以上に達する2025年に後期高齢者人口が約2,200万人まで膨れ上がり、全人口の4分の1、4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会となると。このことから介護医療費と社会保障費の急増が懸念されているという問題でございます。

本年6月議会において可決をいただきました第5次総合計画基本構想で2025年、平成37年度でございますが、までの将来人口推計も公表させていただいておりますが、平成27年9月1日現在の人口が4万5,525人、そのうち75歳以上の人口は3,337名、全体の7.33%でございます。平成37年度の人口を5万1,531人と推計いたしますと、この中で2025年問題で後期高齢者医療制度の対象となられます75歳以上の方々4,961人と、全体の9.62%に上がります。1,624人の増加、2.29ポイントの上昇を予想いたしております。

現在のところ、国、県に比べまして高齢化の進行は緩やかではございますが、また要介護認定率も低くはなっておりますが、2025年に向けまして粕屋町におきまし

ても高齢化が進み、それから医療費や介護、特に独居高齢者や認知症等の支援を必要とされる方々が増えていくだろうというふうに推測をいたしております。

また、粕屋町におきましては昨年度策定しております高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画におきまして2025年の高齢者状況やサービス水準を見込み、中・長期的なビジョンを盛り込んで策定してるところであります。住みなれた地域でいつまでも生き生きと安心して元気に暮らせるまちづくりを基本理念のもと、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、日常生活の活動を高め社会参加を促すことで誰もが参加できる住民主体の介護予防活動を、そして高齢者を支える側、支えられる側と区別することなく生活支援の担い手となれるような元気な高齢者の方々を増やしていく。地域での見守り体制等の構築を進めてまいります。

安心して日常生活を送れるように、県内の他地区に先駆けまして介護保険の新総合事業の取り組みを実施いたしております。今後ともサービスの質の確保や適正化、地域密着型サービスの基盤整備等々を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ちょっと答弁に時間がかかっていますが、それはこういう質問の仕方をしてるから仕方がないのかなと思いますが、中・長期ビジョンに立って云々ということは計画書にも書いてあるし、今までの結果としてわかっていることなんですね。だから、私がお尋ねしたいのは、具体的に粕屋町としてはどうするかということを知っているわけで、その数字の把握も、実は、皆さんこれはご存じでしょう、人口ピラミッド。今、65歳から、本当はこれも表にしたいんですけど、60歳代がここになるんですけど、ここの人数と70歳代的人数は全然違うんですよ、数が。見えるかな、わからないでしょうね。でも、皆さん頭に置いてあると思います。この60歳代がこのまま上に移行するんですよ。だから、さっき部長がおっしゃった70歳代、特に75歳以上が1,620人も増えるんです。粕屋町は。わかりますか。今粕屋町は、この70歳代的人数あるいは75歳以上の後期高齢者的人数が少ないんです。だから現状でいいんですけど、他の市町村に比べると、平均で。ところが10年後は他の市町村に比べて増えるんです。その増える対策を、今成果が上がってるからといって安心しては困るんです。だから、そのことを具体的に総合計画にも入れてもらいたいし考えてもらいたい。それで私は一般質問しているんですが、非常に抽象的で曖

味なお答えしかないということにちょっと不安を覚えます。

それで、表をちょっと用意しましたので見てほしいんですが、この表もちょっと小さいのでわかりにくいと思いますが、これは先ほど部長が言われた総合計画の第5次のために策定した表なんですね、経営政策課の担当者の方たちが。それで、将来の年齢別人口の割合で、今ここです。これを策定したのは昨年なので、平成27年度からは将来人口というふうになっています。これが今4万5,500人が予想ですけど、実際今年の4月は4万5,201人でした。でも、今年度中に4万5,500にはなると思います。そこで高齢者は、65歳以上ですね、8,600人。ところが10年後は9,600人。この差1,000人。ところが、その内容が違うんですよね。今は65歳からの人が多いけれども、次この9,600のところは75歳以上の方が多いいんですよ。だから、その方たちのために今10年間私どもは期間をいただいていると思って、その方たちが介護保険とか医療保険の費用がかからないようにするために、町としては、しかもその方たちが喜んでそういうことを励まれるような施策を展開しないといけないんです。それを総合計画に盛り込まないといけないんです。それで先ほどからデータと私は言ってるんですけど、いまいち答えの中にその思いがちょっと足りないような気がするんですけど、今から質問することでその思いを足してくださいね。

それで、今先ほど言われた10年間はどうするかということで抽象的にいろいろ話をされましたが、4番に行きます。健康寿命を延ばすことで医療、介護保険の費用を節減できると思いますが、どのように捉え、どのように対処しようとしていますか。お願いします。どちらですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは4番ですね。健康寿命を延ばすことで医療・介護保険費用を節減できると思うがどのように考えているか。これも住民福祉部長からお答えいたしますけども、今おっしゃったその22年から24年の団塊の世代、この世代は日本の高度成長時代を牽引してきた年代です。なかなか難しい年代。一人一人個性が強過ぎる。技術もある。いろんなノウハウを持ってる。この人たちは逆に僕はひきこもりとか、そういったことが、感じ的にはですよ、増えるのではないかという気がします。それをいかに外に出ていただいて、いかに行政の地域のサポートをしてもらうかといったふうな仕組みづくりが必要であろう。それがやっぱり一つの現役を退職されてその経験を生かせる場をつくるのが本人の生きがいにもなってくるし、そういう場づくりが今後、大変重要なことになってくるだろうと思います。それがやっぱりひ

いては健康寿命を延ばし医療費を下げるということになるだろうと思います。詳しくは住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

4番目の健康寿命と費用節減の問題についてございますが、お答えをいたします。

健康寿命とは、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間というふうにされております。新聞で見ました。アメリカのワシントン大学などの研究チームが8月27日に世界188カ国の2013年の健康寿命の調査結果を公表いたしております。それによりますと男女ともに日本が1位、1位でございます。71.11歳、女性は75.56歳だそうです。厚生労働省も発表いたしておりますが、その数字につきましては若干の誤差があるようでございます。健康寿命1位という結果は喜ばしいことだというふうに思いますが、世界に類を見ない早さで高齢化を迎えております日本、次代を担う子どもたちに豊かな日本、そしてこのふるさと粕屋を引き継ぐためには、私たち大人が今何をなすべきかということ、議員がおっしゃるように一人一人が真剣に考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

また、現在の高齢者の施策は医療や福祉、介護の制度の維持に力点が置かれておりますが、高齢者の就業、社会参加、これは社会や本人にとっても本当に有意義でありまして、その環境づくりも課題であると考えております。福岡県におきましては70歳現役応援センターを設置し、高齢者の活躍の場の拡大、各種相談体制を整えておりますが、生涯現役社会を目指して心身ともに健康で、高齢者の方々がお持ちのすぐれた能力、技術、それらを生かせる機会、場の創造が必要であると。そのためには自分の健康は自分で守るという意識を持ちながら、当然でございますが医療機関、企業、NPO、職場、学校、家庭、保険者等、個人の力と社会の力を合わせて一人一人の健康を実現させていかなければならないというふうに思っております。

ご指摘のとおり、健康寿命を延伸して病気や障害による社会的な負担を減らし活力ある維持可能な社会が実現できれば、それは個人にとっても家族にとっても地域にとっても、そしてこの粕屋町にとっても本当に幸せなことだというふうに考えております。医療費や介護保険費用の削減は当然であります。何よりも町民の皆様が健康で生き生きとふるさと粕屋で幸せに暮らせていけるように一人一人が健康に対する意識を高めていただき、町としても今後も元気な高齢者を増やしていくため

の各種の取り組みに力を注いでまいりたいというふうに考えております。

具体的な施策等々ということでございますが、まずはやっぱり先ほど冒頭言われました歩こう会の活動とか参加していただくような活動、それから地域の中で地域づくりにも参画していただくような活動、そういうようなところを広く皆さんにお知らせをしながら、そして参画をしていただく、そういうふうな体制をつくっていくのが必要ではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

アメリカのデータも、それからいろんな計画書のデータも必要ではありません。それを参考にしながら粕屋町としてどうしていくのか、この10年をどう考えていくのか、もっと具体的に踏み込んだお答えをしていただけないと、一人一人が真剣に考えてくださるようになっていわれますが、町民の皆さんは自分の生活は一人一人真剣に考えておられます。少ない年金の中で税金を納めて、その税金でこの町役場が運営されているというような状況の中では、その一人一人の町民をサポートしないと意味がないわけです。うたい文句でいろいろ言ってもしょうがないというふうに思いますが、健康寿命というのはそういう考え方ありますが、福岡県も数値が出ていますが、うちの町が健康寿命が何歳かというのは、それから平均寿命は何歳かというデータはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをいたします。

平均寿命等々、それから健康寿命、まずは健康寿命につきましては捉え方がかなりいろいろあるそうでございますので難しいかなと思っております。平均寿命については把握をいたしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

調べたところでは、県のところまでは来ているんですね。だから、そのデータを示すその内容を、平成22年の書類ですが県に言うように、そして各自治体の市町村がそれを持つようにというふうなことをしておられました。私もホームページで調べるだけですので、それ以上のことはできませんから何とも言えないんですが、こ

ここに、これも本当は皆さんに見ていただきたいんですけど、ブルーが平均年齢、それから下が赤が健康寿命です。先ほどのお話のように、これは平成22年度のデータなのでちょっと違いますが、男性は健康寿命と平均年齢は格差が9年ですね、で女性が12年。この差を縮めるということが今後の施策に必要なんですよ。そのために粕屋町はせっかく成果が上がってるので、次の段階としてどうしていくか、それをこの部長制のもとで皆さん考えていただきたいというふうに私は思って、それが結果的に医療、介護保険の費用を節減することになるというふうに思っています。

今後その具体的な取り組みを、今回決算でまた結果をお聞きしますが、皆さんに問い続けていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それで、この10年間の差が、ここが縮まるということは元気な高齢者が粕屋町中にあふれるということ。その高齢者は非常に生きた知恵をお持ちです。その知恵をまちづくりに生かしてもらい、その視点でぜひやってもらいたいというふうに思っています。

次、5番行きます。

地域で地域住民や助言者を巻き込んでできることはというふうに今書いていますが、ある程度お答えになって、多分答えは用意されていると思うんですが、短くお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

短目にとということがございますので、前段を割愛し、まず取り組みとしましては地域に根差した取り組みの促進ということで21行政区、それから江辻山会館、福祉センター、23カ所がございますがゆうゆうサロンを核として認知症サポーターの養成、老人クラブにおけるうておうて塾、民生委員、児童委員さんの活動、高齢者見守りネットワーク、福祉センターの活用などとあわせまして、区長さんを初め地域の支援者の温かいご理解とご協力、参画をいただきながら、各地域の事情に応じた取り組みや地域の自主的な活動への支援、サポートです、強化を図ってまいりたいと考えております。

地域での活動が根つき活性化するように、人材の養成発掘についてもさらに推進

していく必要があるというふうに考えております。また、健康づくり課におきましても区役員のご協力のもと、地域に出向いて健康に関する出前講座を実施しております。担当の保健師が、その地域の過去の健診結果からの健康課題を分析し、地域の特性や生活習慣病予防の講話、健康診断の受診勧奨や健診の案内等を行っているものです。今後も、高齢者ができる限り地域で元気に生き生きと暮らしていき続けられるよう、地域の人との触れ合いによる元気な高齢者を増やしていく施策にむけて地域住民の方々との信頼関係を築いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私の質問の中に助言者等と入っていますが、この意味はどういうふうに把握しておられますか。質問がなかったのでお答えしなかったんですが。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

いろいろとりようはあろうかというふうに思いますが、実際にゆうゆうサロン等と、それから町の健康づくりにかかわっていただいている皆さんのことだろうというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

地域ケアシステムのいろんな勉強しますと、地域の中での取り組みとしてこの助言者等を生かすということが書いてございまして、その助言者の中には管理栄養士、薬剤師、臨床心理士、そういった方たちの声を上げると。で巻き込んでやっていくと。それが一歩進んだ地域包括ケアになるというふうなことが書いてございます。その辺の取り組みもぜひお願いしたいんですが、先ほど町民への周知度について広報での取り組みの提案をいたしましたけれども、それに追加して行政は現状の状態を把握して情報を発信し、意見交換でコミュニケーションを図る。多様な主体の参画と合意形成が必要。支援ニーズと可能な支援サービス、介護保険財政の現状と見通しなどを情報を提示して意見交換を住民とする。その中に、先ほど申しましたように管理栄養士、薬剤師、臨床心理士の見解があれば高度な行政サービスが展開できる可能性があるのではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

議員のご意見、十分に参考にいたします。

粕屋町は、ゆうゆうサロン23行政区、24行政区あるけども、その99.7、8%まで上がってます。こういった町はない。そこを核にいろんな今おっしゃったりハビリの関係の先生、それから栄養関係の先生も来てもらって呼応しながら、そしてまた地域で健康づくり課のほうでいろんな募集をして、また校区で4校区に分けて、各保健師が担当しております。その担当保健師がそれぞれの考え方、その地域にあったやり方をもって、地域の健康はそれぞれやっぱり違ったものがあるというようなことを把握しながら今頑張っております。今本田議員のご意見も十分参考にしながら、今後健康づくりの一層の充実に尽くしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

行政区が核となりっていうふうに言われまして、実際本当によく頑張ってくださいっていますが、限界も見えています。私は、いろんな区長さんにちょっと知り合いがあるもんですからお話を聞いてると、次の役を引き受けてくださる方が足りない、参加者が足りないと非常に悩んでおられます。今後町としてはそれを支援するためにどうしたらいいかということを考えないといけないと思います。町民の意識が変わりつつあるので、その辺を十分考案して。

私としては、提案が2つあります。元気高齢者を増やす取り組みをするために、まず福祉バスの充実。今、車の運転がいろいろ取り沙汰されていますが、車の運転をやめても元気な高齢者の方がいろんな場所に行って刺激を受けて、それを地域に還元すると。そのためにはやっぱり足がとても大事なので、それ。それからもう一つは、高齢者大学の復活というか、復活ができるかどうかわかりませんが、県の事業で以前やっていたんですね。それは、学び直すことや粕屋町の行政情報を知ることが愛町精神を高めることになります。うちの夫もそうなんですけれども、勤めをやめた後、地域に入る前に高齢者大学で勉強いたしました。そこで仲間づくりができております。その知恵や経験を共助、互助に組み込んで入れるシステムを再構築される必要があるのではないかと。いろんな政策を言われましたけれども、町民を支援する、そういう本当に皆さんやりたい、学びたい、でもどうしていいかわからないということがありますので、高齢者ほど学ぶ意欲があるのではないかと思います。

す。審議会の公募での人脈を広げ、また高齢者も助言することで意識を高めることができるのではと考えていますが、町長、次2期目に挑戦されることを内外にお示しになっています。生き生きとした元気高齢者を増やす取り組みのこの私の2つの提案をどのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大変参考になる提案でございます。十分意識しながら取り組んでまいります。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ありがとうございます。町長としてのお立場があるので、かなりできることは広いと思います。それで、本当にこれを取り入れていただければ私としてはありがたいです。

では、次に行きます。

こども館は、子どもの権利を尊重した運営にということで、子どもの意見を取り入れたこども館運営を望んでいますが、現状では4月に議会の提案で急遽行われたアンケート調査でしか把握できていません。しかも説明が不十分なので、答えもその枠内でしか示されていないように思います。子どもたちにどのような目的で建設し運営するのかをきちんと説明した上で、意見を述べることのできる機会が必要だと思います。場当たりのなものではなく、いつの時代にも多くの町民と共有できる子ども像を念頭に置いて、健やかに成長できる場としての運営を望みます。

1として、「育てよう心豊かな粕屋の子ども」の精神をどう受け継ぐのか。これも抽象的な問いなので、思いだけで結構ですからお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

こども館の建設はもう始まりました。運営については、議会のほうも熱心に運営についての議論をしていただいております。庁内におきましても、充実したこども館運営ができるようにということで今所管のほうで鋭意努力しております。

このこども館というのは100%こうするというのではなくて僕はいいい。運用をしながらいろんなことを加えていく。町の状況に応じた加え方を柔軟にやっていけばいいのではないかとこのように思っています。かなり今充実したところまではいっておるようです。住民福祉部長のほうから概略をお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

本田さん、時間があれですが、その関係の答弁を求めますか。

◎町長（因 清範君）

今お話ししましたように、粕屋町のこども館はゼロ歳から18歳未満までのこども館です。小学生にも意見を聞き、中学生にも意見を聞き、なお粕屋町で唯一あります魁誠高校の生徒さんからもこの参画等についてもご意見をいただきました。いろんな子どもの目線から見るこども館、それから大人の目線から見るこども館、これが合体しながらその運営を図っていく。そして、このこども館は子育てするお母さん方の相談の場所にもなるし交流の場所にもなる。そして、子育てについてのいろんなエキスパートの配置をやります。そして、そこに孫が家におらんでもよそ孫がおる。県外におるとかというおじいちゃん、おばあちゃんたちがそこに来て一緒に子どもたちと触れ合いをし、他世代の触れ合いの場にもしていきたいという、町民みんなが使う館にしたいと。その中で子どもが元気に育ち、健やかに育ち、そしていろんなものに挑戦したくましく強く優しい子どもに育てていただきたい。まさに心豊かな粕屋の子どもを育てようという館にしたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私は、子育て応援団という組織の中で世代間交流、今はちょっと名前を変えていますが、その中に10年間ほどおりました。それで、今町長が言われたように、うちの孫じゃなくて外の、あるいは地域の子どもたちを見守る高齢者の必要性、あるいは親世代の必要性が要るということで、その交流を育むのがそのこども館ではないかというふうにおっしゃいましたけれども、実はもう一つ、それは大人の立場なんですね。今度は逆に子どもから見たら、そのこども館の内容はどうなるか。大人の立場からの十分今審議をされていますが、子どもの立場から見たこども館の運営ですね。今の子どもは、昔もそうですが自分の思いをなかなか表に出せない状況にございます。それを上手にほぐして、子どもたちが本当にその中で伸び伸びといろんなことができるようなシステムをつくらないといけないと思うんですが、まだそこまで至っていないのではないかというふうにあります。

それで、このこども館は子ども・子育て支援事業計画の中にこども館を建設するとありますが、私は前回の一般質問でもここでの事業が、ほぼ半分ぐらいはこのこども館でやれるのではないかというお話をしました。その中で運営についてですが、子ども・子育て支援事業計画の基本方針のこの1に、心豊かな子どもが育つ町

が上げられて、その説明が次のようになっています。子どもは本来一人一人がさまざまな可能性や力を持っている。周囲の大人や社会は、その子どもたちが伸び伸びと育つ環境をつくり、子どもが自ら力を伸ばしていく環境をつくる責務があると。その責務を実行する際に、子どもの幸せを第一に考える、子どもの最善の利益が尊重されるようになっていますが、それはどのようなことでしょうか。また、どのように考えてその施策を推進しようとなさって子ども運営に生かされるのでしょうかということをお尋ねしたいんですけど、これ今まで随分尋ねておりますが、なかなかこの先に進みません。それで、私は子どものことを専門に考える厚生児童員という専門の方が、その運営の準備の段階から入っておく必要があるのではないかと思います。そのお答えをまだいただいていないんですね。その辺の運営のスタッフ、その辺はどうなっておりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長、わかりますかね。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

運営のスタッフということでございますが、基本的には館長がおりまして、ボランティア等々、職員も配置をします。それから、運営に今議会の特別委員会で招集をかけられました福岡教育大学の井上豊久教授、そちらのほうとも今連絡を取り合います。できましたら今後の運営につきましてもお力添えをいただけないでしょうかということにも今お願いをしてるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、今からの展開を見守って、やはり例えば専門家の方は外部の方なんです。実際そこに運営に当たるのは職員でありボランティアもどの程度かわるかわかっていないんですが、その職員が重要なんですね。幸い今進めてくださっている職員は、昨年から子育て支援課として係が新しくできたんですよ。その担当課の職員が一生懸命今してくれています。それを引き続いた形でいろんな子どもの声を教育委員会とも一緒に交えながら運営を進めていただきたいというふうに思っていて、最終的な目標は子どもの権利を尊重する運営をというふうに、この事業計画に

もそれが書いてございます。そういった流れの中でいろんなことを進めていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、住民福祉部長。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

子どもの権利ということでございます。子どもの思いを尊重するということが当然だろうというふうに思いますが、アンケート結果等々を見ますといろんなご意見がやっぱりあります。議員の方々にも、今の時代だったらスマホもいい、ゲームもいいというふうな形でオープンにしたらどうやというご意見もいただいておりますが、ある程度のやっぱり、思いはわかりますが、館としての運営する面におきましては規制も必要になるのかなと。その分のどういうふうな形で運営したらいいのか、どういう決まりをつくったらいいのか、ルールをつくったらいいのか、こちら辺も子どもさん、魁誠高校、中学生等々と一緒になって図っていく、計画をしていく、そういうふうな進め方ができればいいかなというふうには思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その根底に、子どもはどう考えるのかというのを常に頭に置いてほしいし、それから最初の健康寿命の件ですけれども、高齢者はどう考えているのか、どうしようとしているのか、それをどう支援したらいいのか、まずこちら側の立場ではなくて相手の立場、それを職員の皆さんに、まあ今までもしてあると思うんですけど、より深く、その思いを捉えて、それを実現するためにはどう支援したらいいかということのを頭に置きながら計画を立てて推進していただきたいと思います。

それで、この子どもの子育て支援事業計画も、それからこの高齢者福祉計画、介護保険事業計画もその大もとになっているのは国の流れだろうと思います。私はここで皆さんにお願いしたいのは、国の流れは人権を非常に意識した流れになっています。以前は措置制度があったと思います。だから、行政はしてやる、してあげる。いいと思ったことをしてあげる、それが行政の仕組みだったと思いますが、今は違うんですね。相手がどう思うか、そして相手に動いてもらわないとその施策はうまくいかないんです。だから、それを把握する力、あるいはそれを外に出す力、そういったことを行政としてはどうしていいかということを考えていただきたい。それで、非常にこの人権、子どもの人権、高齢者の人権、それから私は4日の日のときに質問しましたが、男女共同参画の人権問題。そういったことを皆さんにもう少しより深く考えてもらいたいというところでとどめておきたいと思います。幾ら

私が思っても、私の思いは私だけなんです。だから、それを私が皆さんにお伝えしないと、皆さんとともに学んでいかないとうまくいかないだろうと思いますので、私は今後そういう視点で皆さんにお伝えします。今までちょっと遠慮しておりました。だから、もう遠慮しないで、本当にいい施策をしてくださっているの、しかもいい計画を立ててくださっているの、特に副町長は人権の専門家、法律の専門家ではないかと思しますので、その辺もよろしくお願いします。

それで、今日この表を用意しましたが、これは総合計画の使われる表なんですけれども、皆さんにちょっと考えていただきたいのは、今高齢者の話をしました。高齢者、ここですね。それから、子どもの話をしております。で、3つに分けています。本当はもうちょっときちんと分けた図をお示しすると一番いいんですけど、残念ながら私の実務ではここまでしか行かないんですが、この子どもは親がいます。それから、高齢者もその子どもがいます。だから、この人たちは全然関係がないのではなくて関係があるのです、家族として。だから、ここの支援をすればここの喜ばれるし、ここの支援をすればここの喜ぶ。だから、ただ単にここの支援をする、ここの人が喜ぶようにするというのも大事ですが、この全体の流れ、しかも粕屋町の今後の動向。

町長はよく、非常に恵まれた地域だというふうに言われますけれども、恵まれただけではないと思うんです、先人の方が一生懸命された結果、今の粕屋町があると思うんです。それを私ども受け継いで次の世代にこの数字、それから今後の内容、粕屋町が置かれた位置、人口動態、その計画書、そういうものを含めて全て皆さんとともに頑張って、皆さんが特に、そのための職員だろうと思うんですよね。町民の皆さんから託された職員だろうと思うので、その辺をもっともっと勉強してよりよい施策をつくっていただきたいし、住民と一緒にやってよりよい粕屋町をつくっていききたいと思うし、そのための総合計画が今策定中です。だから、先ほど目標値を申しましたね、指標を。だからその辺も頭に置いて、あの平成18年にそれをつくったときはどういう状況だったのか、この10年間どう変わって今後の10年間はどのようになるのか、それを頭に置きながら総合計画をつくっていききたいし、皆さんと一緒にやっていききたいと思います。

以上です。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

7番田川正治議員。

(7番 田川正治君 登壇)

◎7番（田川正治君）

議席番号7番、日本共産党田川正治です。

まず最初に、今国会で審議されております安保法案、戦争法案について質問いたします。

ご存じのように、日本国憲法には第9条戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が明記されております。この憲法のもとで、日本は戦後70年を迎える今日まで他国の人を殺さず、日本国民も殺されることなく、戦後の経済発展を成しとげて平和な豊かな日本を築いてきました。

その平和憲法が壊され、アメリカ軍とともに海外での戦争に組み込まれる集団的自衛権の行使、昨年7月に政府が閣議決定いたしました。今国会では、地球上のどの戦闘地域でも自衛隊を派兵して米軍支援、平たん活動を行う戦争法案、これを参議院での審議をぶっち切っても国会議員の多数の力で強行しようとしております。戦争をする国づくりは、絶対に許せるものではありません。

このような中で、戦争法案の廃案を求める抗議運動、全国に巻き起こっております。先日は、国会の周辺で12万人の人たちが集まりました。民主党や共産党、生活の党、社民党の党首も参加して、この戦争法案を廃案にするべきことをみんなで確認し、戦いに立ち上がっております。

国民の8割が、今国会での強行は許せない、法案の説明不足だ、このように世論調査が出ております。戦争法は廃案にすべきだと、6割にも達しようとしています。このように国民の戦争反対の声、日増しに広がっております。憲法学者のほとんどが憲法違反を表明しております。歴代政府も集団的自衛権の行使は認めておらず、ほとんどの内閣法制局長官経験者、または野中広務氏、加藤紘一氏など自民党政府の閣僚経験者も反対をしております。福岡県では福岡市選出の山崎拓氏、また大牟田市選出の古賀誠元閣僚経験者などもテレビ、新聞で、安倍首相の歴史を逆行させる法案は許せない、このように厳しく声を上げております。先日は、元最高裁判所長官の山口氏も集団的自衛権の行使を認めることは立法は違憲である、このように憲法違反と明言しました。

我が粕屋町では、6月議会で国民的合意のないまま安保法制の見直しを行わないことを求める意見書を本会議で議員一致で可決いたしました。そこで、町長及び教育長に質問します。日本国憲法第99条には、国民が時の権力を縛る憲法の根幹として憲法尊重擁護の義務があります。その内容は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う、このようにしております。ですから、私地方議員もですが、この憲法遵守の原則を守る、地方公務員の皆さんもその役割を果たしていく、国民の命や暮らしを守る、この責務があると思います。町長といたしまして、この戦争法案に対して、憲法を遵守し町

民の命と暮らしを守るべき自治体の長として、どのような見解をお持ちですか。また、教育長として教え子を再び戦場に送らないとする崇高な教育者の責務を果たすために、この法案をどのような見解を持っておられるのか、答弁をお二人に求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

自治体の長という立場でございます。国政の問題でございますので、積極的なコメントは控えさせていただきたいと思いますが、我が粕屋町には町民憲章というのがございます。その中で「語らいとふれあいの町をつくるため、永久にくずれぬ平和を願い、互いの人権を尊びます」という一項がございます。これを守れる法案であってほしいと願うものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

安保法案について教育長はどう考えるかという田川議員のご質問でございますが、教育基本法の16条に書いてございますように、教育委員会、教育行政は公正かつ適正に行わなければならないという文言がございます。教育委員会は政治的に語ってはいけない。中立性あるいは安定性、継続性を重視しますので、この発言については控えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それぞれのお二人の立場も含めてあると思いますが、孫子の代にこの戦争法案によって殺し殺される、そのようなことにならないように願っているものであります。そういう点ではお二人もそのようなことは当然のこととして考えられてるというふうに思っております。

では次に、水害や原発等に対する非常時の災害対策について質問いたします。

まず、最初に多々良川水域での水害対策についてであります。6年前の平成21年7月24日から27日、ゲリラ豪雨が起きまして、私も9月議会でこの問題を取り上げました。ほかの議員も多く取り上げました。そのとき私は、多々良川の土井堰の付近の堤防が半壊して民家の床下に川の水が入る、田んぼの稲に被害が出たというようなこともありまして、町長また関係の担当課の人たちに、ぜひ県土整備事務所に

対して緊急にこの補修をするように、また大川小学校の堤防のかさ上げも要望いたしました。

このことについて、町のほうからも県に対して積極的に要望も出していただきまして、古屋敷と薬師堰の固定堰を統合して転倒堰にするとか、それとか大川小学校の横には土のうを積み上げるというようなことなどが行われております。このことによって水害による被害が少なくはなっておりますけど、本格的なこの多々良川の浚渫、堤防のかさ上げ、これが必要だというふうに思います。

毎年この時期に台風など水害が起きるという状況がないように、県に対して申し入れに行っていたいただいているわけですが、また庁内に役場フォーラム、また長者原上区に地下貯水槽が設置されたというようなことで、かなり被害も減少することにつながっているというふうに思います。

ただ、私が今回取り上げたいのは多々良川の川の浚渫、堤防のかさ上げ、これがやっぱり根本的に解決しないとこの川の周辺の被害はなくなれないというふうに考えております。6年前に水害に遭った長福寺の人たちが、夜になったら毎年この時期は眠れないと、川の水があふれてくるんじゃないかということでは言われておりました。相談がありましたので、日本共産党の県会議員の山口議員と一緒に私も同席して、5月に県の河川課、そして県土整備事務所に要望書を持って陳情に行きました。提出された内容は、要望書は、柳の木が川の中に大木のようになって、それが流れてくるもの、木などによって堤防のほうに水が流れてあふれ出すという状況にあるので、川の中の柳の木を伐採してほしいという要望でした。県の方から前向きの答弁もいただいたんですが、先日関係者の人たちが町に対して、この要望書を持って県のほうに要望してほしいという話があったと思います。このことについて、担当課のほうの説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

多々良川の浚渫の関係だと思います。今議員おっしゃったように、浸水被害、多々良川のS字による大川小学校の床上浸水等がございました。この根本的な解決のためには堰の統合、それから転倒堰に変えるとかがございます。多々良川本線のほうの改修計画は、香椎線の鉄道までも改修する計画がございます。31年までの予定で今進めてあるわけがございすけども、それとあわせて、暫定的にはやっぱり相当堆積をしております。そういった浚渫を毎年要望しておりますけども、県のほうがなかなか予算をとり切らんというようなこともございすので、今回は糟屋1市7町でこの多々良川の浚渫について直接県土整備の関係の部長宛てに要望書を出

すようにいたしております。

また、町の取り組みとしては、都市政策部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今町長も申しましたように、毎年多々良川だけではなく須恵川のほうも浚渫のお願いはしております。やはり県のほうの予算がございますので、うちだけじゃなくてほかの宇美川もありますんで、なかなか予算がとれないということが県の事情であると思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、今まで何回か質問するときにかえってくる答えは、県のことだから、県の予算の関係ですからということになかなか難しいということを言われます。これは当然そうだと思うんですね。だから、なおさら毎回その具体的なところの場所も含めてやっぱり要望を町から出していくことを続けるということは大事なことだと思うんですね。

私は今回、先ほど言いましたように直接行きました。それは何でかといったら、町にも出しているけど、やっぱり町のほうもなかなか県のことですからということの答弁がありましたのでね。9月の予算とか12月の予算補正の取り扱いの中でどうするかというようなことは話し合うことにはしますということにはなったんですね。ですから、そういう点でいえば町からこの要望書を地域の人が出した分を必ずその県の整備事務所のほうに提出してもらおうと、町からですね、いうことをやってもらいたいんですが、そのことについて。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

要望だけでなく、毎年県土整備事務所でうちの町、糟屋郡1市8町やってるんですよ。県土整備事務所で話し合いはっております。要望も、場所もこのあたりというふうなこともしております。決して出してないということではございません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

では、ぜひ強く要望を出していただきたいというふうに思います。

次に、原発事故について、町の対策について質問いたします。

福島原発事故以来3年間、原発が停止しておるという状況です。その中で、先日川内原発、鹿児島川の川内原発が再稼働をするということになったわけですけど、この3年間原発が停止している状況の中でも、国民の節電の努力などがあって電気に不足することはなく過ごすことができしております。企業や国民の生活には支障が起きなかったということが実証された。私は、崩れ去ったこの原発の安全神話にしがみついて再稼働をしていくことが全てだという考えでなくて、再生可能エネルギーとかも含めて段階的に考えて政府の施策とすべきであるという考えであります。原発は廃炉にすべきだという考えでありますけど、ドイツはこの日本で福島原発事故が起きてから2022年までに原発を全廃するという決断をしております。地震大国の日本もドイツのように期限を決めて原発をなくしていくという方向こそ人類が生存が保証される、そういうことにつながるということだと思います。

ところが、先ほど言いました川内原発は、九電が規制委員会の新基準を満たすということで、地震があっても重要な施設が崩れないようにしたとか、津波から施設を守るため高い塀を設置したと、こういうことです。しかし、この中身を見ると、避難訓練とか実施する計画などが無いと。また、5つの火山地域、周りに全国で一番多い、こういう火山地帯にもかかわらず火山対策ができてないということなどがあるということでした。原発は、核廃棄物の処理ができないトイレなきマンションと言われるように、ごみの処理というのが重要な問題です。今現在、使用済み核燃料を処理する工場も未完成、できないままです。そういう点では、人間が考えることに、また今の技術の中では限界があるというのがあると思います。

そこで質問ですけど、佐賀県の玄海原発から60キロ圏内である我が町が、この玄海原発が建設されたのが44年前ということで、日本でも古い玄海原発1号機です。この原発が事故が起きて、偏西風に乗って粕屋町に来るということは、これは学者も含めてそういうことになればこの粕屋町までも飛んでくるということは十分考えられる。そういう点で、原発そのもののことについて町での見解というのはいろいろとあるかと思いますが、避難対策とかということも含めて、この放射能に対してどう守るかというようなことなどは考えておく必要があると思います。

福島県では60キロ圏内の伊達市でも放射能が飛散してきたのでヨウ素剤が必要になったということがありますが、粕屋町ではこの安定ヨウ素剤を備蓄することについてどういうふうな計画になっているのか。先日いただきました原子力編のこの町の防災計画の中には詳しく書かれております。県や国が指示すれば用意します

と、安定ヨウ素剤をという程度になっておりますが、このことについて一つはどういうふうなことで段取りをしておるのか。

それともう一つは、この防災計画の中でも糸島地域から300人の避難者を受け入れるということになっております。場所はこの防災計画の中には書かれておりませんが、私が県の学習会に参加したとき、県の人々が講師で来られた学習会に参加したときにはサンレイクを使うということが出されておりました。サンレイクは、駕与丁が、区の人たちが役場とドーム、サンレイク、3カ所に避難をするというのが震災の計画の中にもありまして、これは町が出した震災計画の中にはそういう避難場所になってます。まさにこの役場周辺は避難してくる人等含めてかなりそういう点では事前の対策、段取りがなければ問題が、問題っちゅうか、いろんなあらゆる不足する事項なども考えられるというふうに思うんです。

そういう点で、この2つの点について、安定ヨウ素剤の問題と糸島からの避難者の受け入れる体制についての周知徹底など、訓練はどういうふうになっているかというのを答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

議員おっしゃいましたように、粕屋町では地域防災計画の原子力災害対策編におきまして予防、応急、復旧等に関する計画を定めておりますが、当町は玄海原子力発電所から東に約60キロメートルに位置しておりまして、県地域防災計画の原子力防災対策を重点的に充実させる区域の範囲であります玄海原子力発電所からおおむね半径30キロメートル圏内の区域外でございます。しかしながら、おっしゃいましたように放射性物質の拡散は気象状況などの影響を受けますため、当町においても気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団、これをプルームと呼んでおりますが、これによる被曝の影響を受けるため、屋内退避等を中心とした防護措置が必要な場合が発生すると考えております。

また、県の原子力災害広域避難計画に基づきまして、被災自治体において広域的避難の必要性が生じた場合、当町においては糸島市二丈地区の深江地区から約300名の避難者の受け入れをサンレイクかすやにおいて予定しております。

また、訓練につきましては、福岡県の計画においては30キロメートル圏内に限定し、国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関が実施の対象と明記されておりますので、当町としては単独で訓練を実施することは今のところ計画ございませんが、平成25年度には古賀市、平成26年度には須恵町の介護老人保健施設が県と糸島市主催の訓練に参加をしており、そのような訓練への参加について今後県や糸島

市と協議を進めてまいりたいと考えております。

また安定ヨウ素剤につきましては、それにつきましては協働のまちづくり課長よりお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

安定ヨウ素剤の件についてお答えさせていただきます。

以前、最初のときの当町の原子力対策編の計画においては、その備蓄について検討を行うという形でしておりました。その後、県のほうの指針の改定等がございまして、安定ヨウ素剤は服用のタイミング等によって効果等が大きく異なり、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することもまだ難しいと。プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果を得られないおそれがあるということから、UPZ外、30キロ外におけるプルーム通過時の防護措置として安定ヨウ素剤の服用は求めず、備蓄する必要がないと県のほうの減災指針改定でこれが27年4月に行われております。これによって町の防災計画についても改定を行いまして、備蓄のほうは実施しないということにさせていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今言われましたが、その安定ヨウ素剤についてですが、服用を、この原発事故が起きたから誰にでも飲ませると、飲んでもらうということではできないんだということ言われてるんですね。事前に医師にそういうことが問題ないかと、体に副作用、いろんなこと、いうことが必要だということですので、そういう点で言えば、そういう趣旨も含めた町民への徹底というようなことが必要だと思うんですね。今までの水害とか震災の部分というのはかなりいろんな形で出とるんですが、この原発についてはヨウ素剤をどういうふうに服用するか、こういう形で必要なときには飲むことが、甲状腺の問題など含めていろいろな被害をなくすんだということを示してやるとか。

それとかもう一つは、先ほど言われました避難場の問題です。これも恐らく駕与丁区の人たちは知らないと思いますね。こういう事態になったらよそからどんどん入ってこられるということの中で、自分たちがどう対応したらいいのかということになるかと思います。私が予想するのは、ここのサンレイクにとどまることがあつ

て助かればいいと思いますけど、被害が少なければですね。もしかしたら篠栗のほうにどんどん上って、車で数珠つなぎになってどうにも動けなくなるというようなことになるんじゃないかと。これは福島でもそういうことがあって、車が数珠つなぎになって、途中で心筋梗塞とかいろんなことが起きてどうもならなかったという二次被害的な問題がいっぱいあったというようなことが言われてますけど、いずれにしてもこういう中での計画、県の計画も含めて町としても示していくというのをやらないと、どうしても原発は事故が起きることはなかろうということに、自分を安心させるためにそう思うということが生まれてくると思います。

それで、この原発がいかに危険かというのを一言。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっといいですか。質問者も答弁者も、質問がいっぱいあるようでございまして、まだ半分近くなってますので、なるべくどっちも簡潔にお願いします。

◎7番（田川正治君）

それで、もう一つあります。

それで、これも今まで何度か質問はしてきました。それは、水害のときの要援護者の対策をどうするかということが、名簿化を含めてつくっていくということなど、介護福祉課と一緒にやってつくっていると、協働のまちづくり課というようなことは聞いておりました。この対策、非常に大事なんですね。これは原発だけじゃなくていろんなときに対策は必要なものでありまして、そういう点ではこの24年3月に集約した人数が、この防災計画の中に載ってたのを見ました。震災対策の防災対策のほうですね。その中には障害者、介護者、高齢者、乳幼児など8,346人の人数を挙げておられました。この中には外国人の人ということで353人の人数もありますけど、いずれにしても非常事態になったときにその援助をしてやらないといけないということが生まれてくると思います。そのときに、要援護者の登録数は216人というふうに書かれております。名簿を整理するということとあわせて民生委員の人たち、区長さんなど地域の人たちが直接その人の状況なども含めてつかんで、そのこともあわせて町では名簿も含め段取りができてるというふうに思うんですけど、今のこの状況で、これからこの集約した後の名簿といいますか、要支援者、これは災害時要援護者ということになると思いますが、その登録状況を説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

粕屋町におきましては、平成18年度に本人からの申請による災害時要援護者登録

制度を発足させまして、その名簿情報を行政区長さんや民生委員、児童委員の皆様
に提供し、対策を進めてまいりましたが、平成25年6月の災害対策基本法の改正に
より、避難時に支援を要する人、いわゆる避難行動要支援者の名簿作成が市町村に
義務づけられましたので、これに基づき対象者の名簿を作成いたしております。

しかし、この名簿を平常時から行政区等に提供するには個人情報の提供に関して
本人の同意が必要になりますので、本年2月に該当者に対し個人情報事前提供の同
意依頼を実施いたしております。その結果、対象者総数865名のうち回答をいただ
きましたのが449名、うち行政区等への事前情報提供に同意いただきましたのが
382名、回答のうち85%でございます。同意されない方が67名となっております。

今後につきましては、未回答者の方や非同意者の方も含め、引き続き情報提供に
対する同意をお願いしてまいりますとともに、自主防災組織や行政区に対して情報
提供に事前同意いただきました避難行動要支援者に対する地域支援者の決定など、
個別計画の策定を進めていただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

この防災計画の中には、詳しく人数まで書かれているんですね、要介護認定者3
から5の人424人とかですね。この計画の中にも施設、介護施設など含めて、そう
いうところもあわせて連携をして、そして町としてもこの要援護者に対する人数掌
握も含めての体制、避難の計画ということが言われてるわけですけど、そういう点
で災害時のときは、先ほど言いましたように震災も含め水害も含め原発もですが、
そういう弱者、社会的弱者といいますか、そういうことで一人では避難が困難な人
たちというのも含めて、もっとこの取り組みを強めていただくようにというふうに
思います。

次に、県道伊賀仲原線の道路歩道の拡幅工事についてであります。

これは今までも議員のほかの方たちもこの問題について取り上げてこられまし
た。やっと南仲通交差点のところこの農地のところを広げるということで歩道工
事がされておりますけど、この道路そのものが狭いんですよ。これはもうやっと
この前、何年前ですか、グリーンベルトのような形で歩道と車道の違い、あつこの
区切りですよという形でペイントされてるわけですね、塗料が塗られたと。これで
車を乗って行きよるほうはある程度気をつけながら通っては行けますけど、しかし
歩行者のほうはなかなか、この横のほうにおっても車が近くに来たらもう不安だ
と、危険だと。乳母車で行きよったらなお大変という状況がやっぱりあるんです
ね。それで、いろいろ要望は出ておりましたけど、段差のある歩道を、下げて、そ

して柵をつくるといいますか、棒を立てるとかというようなことで平面にしたほうがいいんじゃないかという意見も出ておりました。

本当は、本来的には県道そのものを広げてもらうということが大事なんですけど、私はこれを取り上げてるのはなぜかというたら、そのバイパスのほうから旧201号線のほうにつなぐ道路、これが非常に混雑するんですね。ほかのところも混雑するんですが、福岡市に対しての通勤圏としてこういうふうな状況だから、そしたら当然あり得ることですけど、そういう点で区画整理も含めた歩道の確保というのが求められるわけですけど、このことについても今までも県のほうの予算とか県のほうの工事の関係でということではなかなか進まないという状況があるんですが、粕屋町は市を目指しておる町としても、こういうところの中・長期的な計画をどう立てていくかということが必要だと思いますね。そういう点では町でできる方向も含めてあるわけですけど、この県道の工事とか計画についての進捗状況についてお尋ねしたいのと、それともう一つは、先ほど言いました新しく拡幅しよる道路につなぎになるところに民家があるんですね。民家があるけど、この民家の前の道路はこういうふうに使えようになるのかということ、この2点について説明を求め

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

議員の質問ですけど、まず県道伊賀仲原線の歩道の確保と道路拡幅の計画でございますかね。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎都市政策部長（吉武信一君）

県のほうに、そのことに関して問い合わせしましたところ、県土整備事務所としては今のところ計画はないとのことですよ。

それから、2番目に言われてたのは雨水橋から201号バイパスのことですかね。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私が言よんのは、この南仲通交差点のところの渋田さんのところの田んぼ、土居さんのところから伴米屋のところに行く、今舗装しようるところ、工事しようるところです。そこの、問題はこちら側の、手前側の信号側の土居さんのところの前の道路はどんなふうにあれが新しくつくる歩道とつながっていくのかということがあ

りますね。それについて説明。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今、南仲通交差点から伴米屋までの道路拡幅工事は、平成27年度において工事を発注して、歩道側の部分ですね、交差点のほうに向かって右側のほうは今歩道のほうの拡幅をしとって、西側のほうは順次工事を発注して平成27年度中に工事を完了するような計画を聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

あわせて、吉武部長。

◎7番（田川正治君）

民家の前の道路が、あそこが新しい歩道との関係でどういうふうにつながっているのかが。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

民家の前は、家の補償がありますので、その分についてはまだ予算的に厳しいものがあるので、今現在の幅員でとれるとこまでやってつなぐような形になると思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それは今後の計画の中にもぜひ入れて、あそこの歩道がつながって信号機のほうに行けるようにしてもらいたいということです。

次に、先ほどから言っておりましたけど201号バイパスからこの旧201号線に出ていくという点での混雑の問題とあわせて質問いたしたいと思います。

雨水橋から201号までの新規道路の開通、これがなかなか先に進まないというようなこともあって、あの道路が雨水橋からバイパスにつながれば車のほけもよくなるということなどもあるわけですけど、この計画、いつ開通するのか。

それともう一つは、その計画道路が阿恵大池公園のほうに行っているということは前から聞いておりました。これがなかなか進まないということでありまして、扇橋から阿恵大池のほうにくる旧201号線を並行して通る都市計画道路があるわけですけど、それとのつながりができない場合でも、阿恵大池まではこのバイパスのほうから戸原の保育園が今度新しくできました。あそこを横を通ってつなぐように

すれば大分改善ができるじゃないかというふうに思いますけど、それについての説明。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今工事している町道の峰屋敷向川原線バイパス工事、雨水橋からバイパスのところまでですね。それにつきましては平成29年3月末を予定として完了を目指しているところです。

それから、その先の阿恵大池公園までの計画道路の見直しでございますけど、何といっても事業費が多額になりますので、今のところ事業の予定はございません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

先ほども言いましたように、粕屋町の道路をどういうふうに幹線も含めて整備していくかというのは非常に大事なことだというふうに思うんです。これは県とか国との関係とかいろいろある中でのことでしょうけど、いずれにしてもこのままの状態で行くということにしていくならば、かなりいわゆる車の台数も増えたりする中で、2次的な被害も出てくることにもつながっていくんじゃないかということで、ぜひ、財政的な問題もあるというのは当然のことですけど、いろいろと知恵も出して実現できる方向を目指してほしいということをお願いをしておきたい。

次に、就学援助の児童援助拡大についてです。

これは、今から言う3つの点は6月議会で私が質問した点について町長並びに教育長のほうから答弁をいただいた点についての進捗状況を求めたいということであります。

まず一つは、就学援助の問題については、那珂川町や小竹町がクラブ活動費、生徒会費、PTA会費ですね。小竹町は郊外活動費の宿泊費なども出しているということなどで、県内5自治体を実施しているということも説明いたしました。町長は、実施自治体の紹介もあったので詳しく調査して検討したいというふうに答弁されました。粕屋町と那珂川町、同じような状況の町の中でこの子どもたちに対するそういう支援というのは緊急に必要なだというふうに思うんですが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

たしか6月議会だったと思います。この件について考え方の質問がございました。調査をいたしました。那珂川町、筑紫野市、大野城市、太宰府市、春日市、これは筑紫地区ですね。それに加えて小竹町が今就学援助の拡大をしております。糟屋郡はだいたい何でも遅れる。もういつも後からでついていくような地区でございます。このことは大変必要だと、やっぱり子どもの貧困の連鎖をさせないためにも思っております。しっかりと前向きに取り組みます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、ちょっと予算の関係もいろいろ町のほうでも調べられたと思いますけど、那賀川町は対象者が1,423人いまして予算は4,400万円、大体ですね、いうことです。粕屋町の場合は1,200万円でありまして、そういう点では半分ぐらいのやる予算を組んでいるという状況ですので、那珂川は3倍ぐらいあるということですので、そういう点でぜひ前向きに検討しながら、こういう子どもたちが安心して学校に行けるという状況をつくり上げてもらいたいと思います。

次に、就学援助の申請の適正基準である前年度の平均月収が生活保護基準、生活費の1.3倍。これを1.5倍に引き上げるようにと質問いたします。

教育長は、ちょっと答弁を確認ということもしたいわけですが、消費税が上がる見込みで検討したいというようなことなどで答弁されましたけど、これは現在8%に上がった状況の中で所得の低い家庭、学費に係る費用が負担が増えるということで、この1.5倍に引き上げることも含めて何らかの手だてをする必要があるということでの検討というふうに教育長は含まれた答弁だったというふうに思うんですが、それについて確認です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

保護者の経済的な理由によって児童・生徒の教育が阻害されるようなことがあってはならないというのが国際的な問題、子どもの貧困という問題で国際化しています。去年の1月でしたか、国のほうでは子どもの貧困対策推進法という法ができて、同年、去年の8月に政府は大綱を出しました。子どもの貧困に対して今から調査研究をし、国としてできる支援を今から進めていきたいという法案ができましたので、教育委員会としても大変期待をしているところでございます。

今田川議員おっしゃいましたように、就学援助を受けている子どもたちの支援に

については、町長が今お答えいただきましたように来年度、前向きに検討すると言っていたいただきましたので、教育委員会としても大変ありがたく思っているわけでございます。

ただ、それから生活保護基準の倍率を上げるということにつきましては、学校教育課長のほうが調査をしておりますので、課長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

田川議員の税率の変更に伴うご質問についてお答えをさせていただきます。

6月議会におきまして田川議員のほうからご発言されたとおり、1.3倍の率を引き上げるのではなくて、新聞報道等によりますように全国的には逆に引き下げる傾向にあるようでございます。糟屋地区の現在の状況といたしましては、本町含め1市7町いずれも1.3という基準という率になっております。就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるものを言います。よって、検討いたしましたけれども、認定基準の率の変更につきましては現時点では増減ともに見直しの予定はございません。これは、引き上げもをいたしませんか逆に引き下げることもしないということで、現状の率を維持したいと考えております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

引き下げることではなく現状にということで、ほかのところは引き下げてるのがあるけどそうしないでいきたいということですが、生活保護が、この前6月議会のときも説明しましたように、今から3年間、6.5%減って最大10%ぐらい減るといことなどが、生活保護そのものが減るんですね。生活保護そのものが減れば、それに対する基準でいけば、そのまま毎年減っていくと。対象者が減っていくということにつながっていくと思うんですね。私は、対象者は減らない、今までと同じような人たちがこの基準で受けれるようにするためには、この率を上げていかないと、実際的に所得の関係で保障ができないということになるので、この見直しをするべきじゃないかということ言ってるわけですけど、その点については古賀課長はどういうふうに認識されとんのですかね。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

今田川議員がおっしゃいました税率の変更に伴うものでございますけれども、これにつきましては税率の変更のほうではなくって、町といたしましては支給品目が実費支払いのものと一律幾らという定額のものがございますので、これらの一律の額のことを近隣自治体の状況も勘案しながら見守ってまいり、必要に応じ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これはまた今からも含めて、就学援助の問題も含めて、子どもの教育費の無償化ということも含めた方向での施策として今後の課題にもしていきたいというふうに思います。

次に、引き続き、最後になりますが、保育所のゼロ歳児から3歳児の待機児童の受け入れについてです。これも6月議会で質問いたしました、中央保育園でゼロ歳児3人が申し込みをしたけど入園できないということで、保育士を1人増やせば入園できるということでもありますので、この保育士を採用していくと、増やしていくということを求めたわけです。町長も、保育所に入所できるためにも保育士を獲得を全力を尽くしたいということを答弁されました。今待機児童残っているところは、このゼロ歳から3歳の人たちが多いんですね。だから、ここに施策をどう町として打っていくかということなんです。ということになれば、保育士を増やさないと子どもの受け入れる基準を満たさないということになりますので、そういう点でぜひ積極的に町立保育園の保育所の保育士を増やしていくべきだということをおわせて問題提起をしたわけですけど、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この待機児童問題は、鶏が先か卵が先かといったことにつながるようなことです。待機児童、一時ゼロにしても、子どもはまた粕屋町は600人から700人生まれるというようなことでございます。

もう一つは、今粕屋町に私立、町立含めて7つの園がございます。親御さんの希望の保育園に入れなくてもよそでは入れるという状況があります。そういったふうな、粕屋町は他市町村に比べて大変町域が狭い。車で子どもたちは送っていかれるということでは、もっとちょっとお隣の保育園とかに行っていただければ相当数解消できます。なお、今後も子どもたちは出生増えると、子どもたちも増えるという

ことになりますので、これは田川議員がおっしゃるように新しい保育園の設置、また在来保育園で老朽化した保育園の改修等々も含めて必要であろうというふうに思っています。詳しい内容については、住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、お答えいたします。

保育士の確保ということでございますが、大変現状からいうと苦慮しております。潜在的保育士はたくさんいらっしゃるということでございますが、なかなか募集をかけても来ていただけないというふうな状況が続いております。その中で、26年度それから27年度、本年度、待遇の改善ということで給与を上げさせていただいております。それでもなかなかこの粕屋町には保育士がすぐ来ていただけるというじゃ状況ありませんので、近隣の市町の状況も見ながら、28年度の予算にも町長にお願いをしていきたいなというふうにも考えております。

それから、募集につきましては苦慮していると言っていますが、ハローワーク、それから県保育協会、いろんな手を変えながら、とにかく来てくださいと、子どもを安全に守りたいと、どうぞ保育士の方々に来てくださいとということでお願いしておりますが、難しい状態がございます。一番早いのは、やっぱり今いらっしゃる保育士の先生方につてをつながりながら確保させていただいてるというのが現状でございます。

それから、待機児童についてでございますが、4月1日現在21名待機児童いらっしゃいました。じゃあ今現在どうかといいますと、23名ということでございます。その中でも1歳児の方が待機が多い状況になっておるようでございます。これにつきましては入園したい園のあきがない、それから希望の年齢にあきがないということで、なかなか難しいというふうにございます。先ほど町長が言われましたとおり、この辺の問題につきましては保育士の確保、待遇改善も含めましていろいろ検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

先ほどから何度も言いますが、そのゼロ歳児から3歳児というのは一番保育士を確保して人件費も含めてお金がかかる。そして、人数はまとめて保育するということができないということもあって、3人に1人というような基準もあるわけです

けど、そういう点では町がこの保育士に対しての予算を、待遇をやっぱりしっかりとすることと、今人数はオーバーして受け入れてくれとんですよね。10月になったらまた増えたりして受け入れたりしていく。それは、それだけ保育士の人たちが苦勞して子どもさんたちを預かるという形になるんですよね。そういう点で、粕屋町の保育所の待遇がいいのでということで保育士が集まってくるというぐらいのことをしていかないと、保育士不足というのはずっと続いていく状況だと思いますね。そういう点で、これをまたゼロ歳から3歳児を責任持ってやるということをするべきだということで実行しようとしたら、町の保育所じゃないとできないんですね。やっぱりどうしてもここが責任持つという形になって受け入れるようになっていかないと、抜本的な解決にはならないというふうに思うわけです。そういう点で、ぜひ今後もその取り組みをいろいろご苦勞しながら保育士を探してるということは去年も聞いておりますし、毎年そういうふうなことで保育士さんたちも頑張ってるということは聞いております。それに報いるといいますか、そういう方向をぜひ施策を打ってもらいたいというふうに思います。

それと、関連質問ですが、老朽化した保育所の危険箇所、雨漏りというのを6月議会でも提案しました。問題になっておるところの指摘もしましたけど、先日安川部長初め関係者の人たちが作業服で保育所を見て回って点検して帰ってきたということを知ったんですが、どういうふうなところの対策、そして今後改修など必要なところを計画として上げられているのかについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、現状把握に努めさせていただきました、4月以降ですね。屋根の部分につきましては雨漏り等ないかどうか、園長さん、職員さんのヒアリングも含めまして聞いております。その時点で把握した部分については即屋根にも登り、その現場にも行かまして、職員と一緒にですが、対応をしております。町民の方からは、大川幼稚園すごいぞという手紙もいただきました。それにつきましても都市計画課等々と連携を図りながら、きれいに今整備をさせていただいてるところでございます。

今からの計画ということでございますが、今把握してる分については予算の範囲内ではありますが即修繕、補修、対策、町の職員でできるものについては町の職員で即対策をとっております。今のところ雨漏りは西保育所の1カ所だけ。これにつきましても議会が終わり次第、早急に登って、できる分はやっていきたいというふうに考えております。いずれしましても現状の把握と、そして素早い対応、そして大きな金のかかる部分につきましては次年度に計画を立てていきたいと、予算化を

していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

去年も仲原保育園かな、行ったときにも、職員の人がこの屋根の上に上がって自分が修理しましたって言ってありましたけど、それは担当の課の人がそういう努力をしていただくのは非常にうれしいことなんですけど、しかし工事全体の建物のメンテナンスというか、そういうのをどうするかっていうのをやっぱり一回しっかり見てもらって、そしてそれに対する対応をしないと、行き当たりと言ったらあれですが、問題が起きたところだけをまた担当の人たち、課の人たちが、職員が行って何とかしようというようなやり方ではね。それは園長さんたちは非常に喜ばれておりました。ああ、役場から直接来てしてくれて助かりましたって、忙しいのによって言われてますけど、しかしそれはそれとして大事なことですけど、もっと本格的にそういう計画を立ててもらいたいというふうに思います。それについてちょっと答弁お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

早急に対応できるものはやりたいと思っております、今後も。それから、長期に係る分につきましては計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか、田川議員。

◎7番（田川正治君）

はい、じゃあ以上で質問を終わります。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前11時31分）

（再開 午前11時40分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

1番木村優子議員。

（1番 木村優子君 登壇）

◎ 1 番（木村優子君）

議席番号 1 番木村優子です。通告書に従って質問をいたします。

人口減少や東京一極集中が進行する中、地域活性化について今後 5 カ年、2015 年から 19 年度の政策目標や具体的な政策をまとめる地方版総合戦略。

国は、都道府県及び市区町村に 15 年度中の策定を求めています。基本目標は大きく 4 つあります。仕事、人の好循環づくりとして、1、地方における安定した雇用を創出する、2、地方への新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、好循環を支える町の活性化について、4、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するであります。これを踏まえた上で、以下について質問をいたします。

まず初めに、策定に当たって。

粕屋町では主にどの分野に力を入れて基本目標を設定していくのか。また、明確な数値目標及び K P I ——重要業績評価指数——の設定は施策ごとに設定されているかをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

日本の急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、昨年 11 月にまち・ひと・しごと創生法が制定され、昨年 12 月 27 日には今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後 5 カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。そこで、国及び福岡県の策定します長期ビジョンと総合戦略を勘案しながら、町の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むとともに、粕屋町の魅力を発信し、町が成長していくための粕屋町人口ビジョン及び粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略を現在策定中でございます。

先ほど議員おっしゃいました国の総合戦略の 4 つの基本目標、1、地方における安定した雇用を創出する、2、地方への新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携をするとなっております。地方創生にとってどれもが必要な施策であると考えておりますが、我が町の特徴といたしまして若い子育て世代の世帯が多いことから、3 の若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策は重要な分野でございます。また、1 の安定した雇用の創出は、

人が移り住む地域を選択する際の重要なポイントであり、人口の増加という面におきましては優先して取り組むべき施策でございます。現在、粕屋町人口ビジョン及び粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成するために、策定方針や策定委員会の設置要綱を制定し、それらに基づいて人口ビジョン、総合戦略の策定を行っております。粕屋町におきましては、現在第5次総合計画も策定中でございます。総合計画におきましてもP D C Aサイクルを既に取り入れており、目標指標を設定し、施策の進行管理を行っております。今回策定しております総合戦略の実施におきましても、各施策の進行管理を行うための国の総合戦略同様に、K P I、いわゆる重要業績評価指標を設定してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今後また設定されていくということでお伺いをいたしました。それでは次の質問に入らせていただきます。

地方版総合戦略の策定見直しに当たっては、できる限り産官学金労言などの各界の幅広い意見が反映される形で議論することが望ましいのですが、我が町では推進組織を立ち上げているのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

総合戦略を策定するに当たりまして、先に整備した要綱に基づき、学識経験のある者、それから県の職員、それから幅広い年齢層から成る公募住民の皆さん、それから町内の関係団体からの参加により組織を構成しまして、戦略の立案及び推進を行っております。産官学金老言の関係機関のうち、専門的知識を有する方はアドバイザーといたしまして必要に応じて推進会議や役場内で組織する推進本部等の会議にご参加いただきまして、施策実施に当たっての具体的なアイデアや豊富な情報を提供していただき、審議検討への参加を図っていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。ありがとうございました。

以上申した対象分野の範囲については、どの分野に重点を置くかについては、地域の実情に応じて政策分野にメリハリをつけることも差し支えなく、必ずしも総科

的に全分野を網羅しなければいけないものではありませんということで、部長も先ほど申されたとおり、私も注目をしておりました若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというところも重要に考えていらっしゃるということでございました。以下、今後これにちょっと着目をいたしまして、ここを重点的に質問を進めさせていただきますと思います。

私は、粕屋町が平均年齢が39歳と若い町であるということ、そして出生率が高く子どもが多い町であることなどを考えたときに、基本目標の一つである若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというところに注目をいたしております。また、産前から産後まで一貫して事業を行うことで国からの財源が確保できるようであります。昨年の12月に産後ケアの充実に向けて一般質問をいたしました。今回再度質問をさせていただきますと思います。

まずは、妊娠・出産包括支援事業の展開について質問をしてみたいです。

現状さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施できればと思います。ワンストップ拠点には保健師、ソーシャルワーカーなどを配置して、きめ細やかな支援を行うことにより地域における子育て世代の安心感を醸成するものであります。

ここで質問をいたします。平成27年度実施予定市町村数は150市町村のようですが、粕屋町は行う予定でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

どなたですか。声を上げてください。

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

包括的な、粕屋町はするとかということでございますが、28年度実施に向けて今母子保健コーディネーター等々配置しながらやっていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

では、実施予定ということで今お答えいただいたということで進めさせていただきます。

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築、妊娠・出産包括支援事業は、地域ごとの工夫を凝らして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが各機関との連携、情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や

支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。そして、地域の実情に応じて産前産後サポート事業、産後ケア事業を実施とあります。

質問に入ります。妊娠前から育児までの各期で粕屋町が行っていること、またこれから行おうとしていることなどをお聞かせ願いたいのですが、まず妊娠前に行っていることで妊婦に関する普及啓発、不妊相談などに関してはどのようなことを行っておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

現在の取り組みということでございますのでお答えをさせていただきます。

妊婦さんが妊娠届を提出されたときに、健康づくり課におきましては母子手帳交付時に保健師による保健相談を行っております。それから、うつ病を初めとするメンタル疾患のある方や経済的に不安のある妊婦さんには関係機関と連携を取り合い、必要に応じまして訪問等を繰り返し、そしてその経過を見ているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、不妊相談に関してはどうのような形で町としては行っておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

不妊の相談につきましては、私はちょっと今把握をいたしておりません。健康づくり課長が把握しておれば回答させたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

不妊の関係でございますけれども、私のはっきりした認識はございませんけれども、事前に相談、いろいろな健康づくり課ではマタニティ相談とか栄養教室とか日曜パパママ教室とかいろいろな事業を行っておる中で、そういったご心配とか不安なこととかいうことを全体的に相談を受けまして、関係機関と連絡をとりながら実施させていただいております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

私が今お尋ねしようとしているところではあるんですけども、妊娠前からのということでの包括支援の支援センターっていうことでございますので、また今後そういった不妊相談に関してとか、何か計画を立てられているということなどはありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

今のところはそういった計画等は立てておりませんが、今議員さんがおっしゃられましたように、これからはそういった悩みの方も当然増えてくると思いますので、そういった形でいろいろな勉強をさせていただいて計画等を検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

では、よろしく願いいたします。

では、続きまして妊娠期においてです。昨年も一般質問においてお聞きをいたしまして、日曜パパママ学級を見学に行かせていただきましたが、妊婦健診、両親学級などについて現在町が行っていることをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

具体的な取り組みにつきましては、健康づくり課長のほうより答弁をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

今議員がおっしゃいました日曜パパママたまご学級、それから母子栄養強化事業といたしまして妊婦と1歳児になるまでの方々の事業、それから低体重児と未熟児の方の相談事業、それから訪問、養育支援訪問、それから赤ちゃん体操、それから双子等の家庭もございますので、そういった方々の支援をした事業がございます。このほかいろいろ事業がございますけども、主なものはそういった事業を展開いた

しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、出産期に入ります。乳児家庭全戸訪問事業を行っているというふうにお聞きをしておりますが、再度詳しくお聞かせをください。

◎議長（進藤啓一君）

中小原君、健康づくり課でいいんですか。どうぞ。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

全戸訪問事業でございますが、26年度におきまして700名程度対象者がおりまして、病院に入院とか、ふるさとに、地元に戻られて出産されておられる以外の方々全て訪問させていただいております。訪問率は98.9%でございます。どうしても病院とかは直接会って訪問できませんので、ただその方々も連絡をとって、全ての方の把握はしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、産後です。定期健診及び予防接種について行っていることをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

産後でございますけれども、粕屋町におきましては4カ月の子どもの健診、それから10カ月になられました10カ月児健診、それから1歳6カ月児健診、3歳児健診、それと粕屋町では2歳児になったところで歯の健診もいたしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

ここで質問ですが、粕屋町において養子縁組ということをごどのような形でサポートをされているか、行っているのかなどをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

粕屋町におきましての養子縁組等々のサポートですね。取り組みはどうかということですが、私は把握をいたしておりません。大変申しわけございません。

◎議長（進藤啓一君）

どなたか、町は答ええないですか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問につきましては、資料を持ち合わせておりません。またご報告いたします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

私は全体的なことでお聞きをしていたので、資料の準備等はなかったと思いますので、また後ほどお聞かせ願えればと思います。

それでは、次の質問でございます。

昨年の一般質問において、産後ケアについて充実を求めてまいりました。答弁として、近隣市町村の情報を収集し、粕屋町にあった産後ケアをつくり上げていきたいとのございました。地方版総合戦略の策定に当たっても都道府県と市町村との連携、調整は必要であります。お隣の志免町においては、産前産後ヘルパー派遣事業を行っているようでありました。それでは、その後の進捗状況をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

現在どのようなことを行っているのかというご質問だと思います。妊婦さんが妊娠届を提出後に、健康づくり課では母子手帳を交付時に保健師による保健相談を行っております。うつ病を初めとするメンタル患者である方や経済的に不安のある妊婦さん等には、関係機関と連絡をとり合いながら必要に応じて訪問を繰り返し、経過を見させていただいております。

出産後は全戸訪問、先ほど言いましたように全戸訪問を実施いたしまして、出生児の発育や発達の確認だけでなく質問票により産後うつスクリーニングを実施いたしております。産婦さんの心身の健康の確認を行っております。サポー

ト状況や家庭環境も把握しながら必要に応じて医療機関や助産院の紹介、育児に関する問題の解消につながる町の事業や子育て支援サービス事業等の利用までの支援を保健師が実施いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今後行う予定であるような産後ケアの事業はございませんか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

今後にどのようなことを盛り込んでくるかということですが、現在実施いたしております産褥期の母子に対する育児支援を行う養育支援訪問事業、産後ケア事業の充実を図り、さらなるきめ細やかな支援を行い、より一層のサービス向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

平成26年度から福岡県、今までは糟屋郡だけの情報提供でございましたけれども、平成26年度から福岡県全域で情報提供ができるようになりました。妊娠期からのケアサポート事業においては、特定妊婦、妊娠中から産後にかけて支援が必要な妊産婦さんの情報を医療機関と共有することができるようになりましたので、妊娠期からの訪問等での対応が可能になりました。今後も医療機関と行政によります産褥期の母子に対する育児支援のさらなる連携の充実を図ってまいりたいと思っております。

養育支援訪問事業の専門的支援につきましては、現在健康づくり課の保健師と子ども未来課のアドバイザーが家庭訪問等で早期よりサポートを行っておりますが、簡単な家事等の援助につきましては民間の育児ヘルパー等をご紹介いたしております。

また、産後ケア事業における、医療機関等に母子で通所または宿泊して母体のケアや育児相談等の支援を行います産後ケアセンターにつきましては、粕屋町では助産所や産婦人科へ委託して、普通、地域の助産とか産婦人科へ委託して実施する場合がありますけれども、粕屋町におきましてはそういった施設がございませんので、今のところは町外の産婦人科の産後ケアセンターをご紹介いたしております。今後は、産後ケアセンターの必要性の把握を行うとともに、近隣市町村の動向を踏まえながら引き続き協議検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

前回いただいた答弁と変わりがないのかなっていうふうにちょっとを今感じながらお答えを聞いていたところなんですけれども、じゃあ一つお尋ねいたします。

妊娠出産包括支援事業の財源についてというところで、今行っている事業でこの補助、財源を国からいただくことができるということ考えていらっしゃいますか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

いろいろ事業、基本型とかいろいろな型があるので、粕屋町は母子保健型という型に当てはまるということで聞いております。その中から補助事業対象ということですので、補助事業として進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

妊娠・出産包括支援事業の中に産後ケア事業の項目であったりとか産前産後サポート事業の項目であったりというふうに入っているんですね。今後その展開をしていくというふうにお聞きをいたしましたので、そこら辺をどのように考えていらっしゃるのかなというふうな思いもありまして今回お聞きをしたところであります。産後ケアは、出産後の女性の心身をサポートすることでありまして。女性は出産すると身体に大きな負担がかかるのに加え、ホルモンのバランスが崩れたり、夜の授乳で生活のリズムが乱れたりして強いストレスにさらされます。精神的に不安定になりがちで、産後うつになったり、最悪の場合子どもを虐待するなどのおそれもあります。母親はもちろん生まれてきた子どもたちのためにも、今産後ケアの体制づくりが求められているところであります。産後6から8週間は家族や周りの人の助けをかりて、家事はできるだけ避け、新生児の育児を無理せず行い、自分自身の体調の回復に努めることが大切になります。しかし、今は産科医不足などにより出産後わずか数日で退院させられ、体力が十分に回復しないまま、後は母子の自助努力に任されることになりがちです。近年子育てを行う母子を取り巻く環境は変化をして

おります。高齢出産が増えている現状、また里帰り出産をしても自分の父母も高齢化をされていて十分な手助けを受けられない。中には両親を介護しつつ出産しなければならないこともあると言います。また、仕事が忙しい夫は当てにできず、孤立化を深める母親も多いのが現状であります。産後ケアは、産後の育児不安の改善や保健指導にとどまるのではなく、虐待防止など子育て全般に潜む問題の予防にもつながってまいります。結婚、出産、子育ての希望をかなえていくため、切れ目のない支援の充実を行っていただけることに期待をいたすところでありますが、最後に町長の思いをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町は、毎年600人も700人も生まれて、まず産婦人科がないことが大変な、産後ケアの問題にしても、妊娠から出産までのいろんな課題についても、そこがやっぱり一番のポイントだろうと思います。昨日ですか、あるところで病院の30周年がございました。そこで理事長さんに直接、ぜひとも粕屋町に産婦人科をとという願いもしております。今後とも、今前岩田屋産業跡地にも誘致をしましたが、なかなかできませんすけども、今後引き続き産婦人科の誘致を小まめに呼びかけてまいります。そうすることで、そこが機になり、こども館の機になりというふうに、本当に子どもが育てやすい、産みやすい、出産しやすいという環境をよりいいようにつくっていきたいと思っております。今日はどうもありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。産後ケアはとても大事なことはないかなというふうに思っております。今後また行政に対して本当に希望をすることでありますので、充実のほうをどうぞよろしく願いいたします。

今回、私は地方版戦略としての一般質問を行いました。質問の中にもまだまだ不足している点があると思います。明日、山脇議員も角度を変えて質問されると思いますので、バトンを託して私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

（1番 木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思いますが、再開は1時でよろしいですか。

(休憩 午後0時07分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

2番川口晃議員。

(2番 川口 晃君 登壇)

◎2番（川口 晃君）

日本共産党の川口晃です。議席番号2番です。これより一般質問を始めます。

まず最初に、放置されている空き家問題について質問いたします。

今年、平成27年2月施行で空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、国としてやっと重い腰を上げて取り組むことになりました。この件に関しましては、粕屋町の状況を調べましたところ、平成25年3月議会において粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例、粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例施行規則が制定され、同年8月には粕屋町危険廃屋等判定委員会設置要綱が設置されています。したがって、私の質問項目の2番目の条例等の整備が必要なのかということについては省略させていただきます。

これらの国の法律や粕屋町の条例を参考にしながら質問したいと思います。

私は、柚須区の区長時代からこの空き家、空き地の問題には悩まされました。1番目は、通行の多い通りに面して空き家があり、そこの庭木が道路まではみ出して前が見えにくくなっている。2つ目は、持ち主の人は出ていかれ、一度か二度かはその家を借りる人があったんですが、なぜか不思議にも出ていかれる。その後10年ぐらい放置されたままになっている、何だか不思議な空き家があります。3番目は、持ち主が死没され、相続されたのが他町にいる兄嫁の一家で、放置されたままの空き家、空き地がある。4番目は、これは空き家ではないんですが、人は住んでいるんですが家の周りのごみだらけ、車のタイヤは家の周りに積んであり、木や草は生い茂り、スズメバチでもいそうな本当に危険さを感じる家などがあります。柚須区の中だけでもこうした空き家等が数軒ありますので、粕屋町全体ではどうなっているんだろうかというのが私が心配していたことです。それで、実態はどうなっているかについて質問します。

国の法律によりますと、この問題のある空き家を、さっき言いました法律の第2条2項で特定空き家等と規定し、4分類しています。列举しますと、1番目は、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2つ目は、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3つ目は、適切な管理が行れないことにより著しく景観を損なっている状態。4番目は、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置するこ

とが不適切である状態と、4つの規定があります。このような空き家が粕屋町に何戸ぐらい存在するのでしょうか。調査してあるかどうかをまず質問したいと思います。ありましたら、国の分類にそぐわなくても結構ですから、報告があれば報告をお願いしたいと思います。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

空き家につきましては、個別に対応しておるところで、現在のところ一斉に粕屋町内の空き家等について調査したという経緯ございませんので、数は把握しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

危険な家に対する指導の問題ですが、国の法律の第14条、今度規定された、法律が通ったんですが、細かくて字が見えないんですけども、これの14条、特定空き家等に対する措置という項目がありまして、除去、修繕、立木、竹の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能と、命令までできるようになっています。粕屋町はまだ詳細に調査されていないということですのでけれども、個別に対応してるところがあるということでしたので、その件について報告をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

粕屋町では平成25年10月より危険廃屋等の適正な管理に関する条例を施行いたしております。これは助言、指導、勧告、命令を行い、最終的には行政代執行を含めた対応を行うこととしておりますが、これらにつきまして現在まで適用した事例はございません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私も区長の経験があるので、各区からはいろいろな要請があると私は思うんです

が、要するに指導とか勧告まで、そういうこともしていないということですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

具体的な数について把握しておりませんが、昨年度、協働のまちづくり課のほうに空き家等に対する関係の苦情が18件寄せられております。内容としては、そのほとんどが雑草や樹木の繁茂による環境面の苦情と屋外での家具の放置等による防災面での苦情でございます。これらにつきましては文書により催告することによっておおむね状況の改善を実施していただいたということでございまして、危険廃屋に関する苦情についても1件あり、こちらも文書催告によりまして解体撤去が行われたということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

それでは、この項目の中で、まちづくりの面でどのように考慮していったらいいかということについて質問します。

私は、若い人たちから、要するにずっと住みたいのであいた土地や売りに出ている家を紹介してくださいとたびたび言われます。一戸建てとなると、柚須区内にはもうありません。それで乙仲原西区のマンション等に引っ越していかれます。他の地区でも同様なことが発生しているものと思いますが、早く市政をひきたいと思うのであれば人口を増やさなければなりません。

第13条では空き家等及び空き家等の跡地の活用等という項目があります。市町村は、空き家等及び空き家等の空き地に関する情報の提供、その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとするというふうになっています。こうした空き家等を必要な人に買ってもらうとか貸してもらうとかの仲介的なシステムは考えられませんか。もちろん民間の不動産会社の営業を阻害するようなことはできませんが、対策という面で法律も言っておりますので、可能な考え方があったら教えてください、回答してください。町長で。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

山間地とか島とかでございませぬので、まだまだそれだけの掌握、それだけの空き家が、果たして住まれるような空き家、そういった仲介できるような空き家があ

るのかどうか、まず調査をやってみます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

町長のほうから調査をいたすということで答弁いたしましたけれども、福岡県内におきまして20市町村ほどが現在空き家バンク事業ということに取り組んでおりまして、町のほうで空き家所有者で売却や賃貸を考えてる方を対象に不動産情報を市町村に登録していただいた上で、購入や賃借の希望者に情報提供し、マッチングするという事業でございます。こういったことに取り組んでいる市町村がありますので、先ほど申しましたように粕屋町においては多くこういうふうな事例が顕在化しておるという状況ではないようでございますけれども、将来的に人口も増やしていかなければいけないような戦略を打っていくためにも、空き家を放置しないようにして、このような取り組みを検討してみたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、日本共産党のビラなんか配って回るんですが、どういったらいいですかね、古いアパートとか古いマンションじゃないですけど、3階建てぐらいの家があるんですが、やはり古いものは3分の1ぐらいがないとか、そういう状態もありますので、まず調査、それが一番大事ですので、調査をしていってください。

それでは、次に2番目に移ります。

サンレイクかすやの設備と運営についての項目です。

さくらホールの2階、3階内側部階段部の安全対策についてです。この件に関してはどなたか議員さんが一遍質問されたように思いますが、8月22日土曜日に、私たちの組織であります粕屋地区人権連の夏季講演会を開催しました。粕屋地区各町のご協力もあり、680名の参加者で会場がいっぱいとなり、大成功しました。関係者におかれましては、厚く感謝申し上げます。

さて、ステージ側から観客席側を見ますと、2階、3階部の通路の階段の急な状況が非常に気になります。今まではさほど気になりませんでした。私ももう少しで70歳なので、何か気になるんです。人権連の役員の中からも、ああ危険だなという声が出てきました。参加者の中からもそうした声もありました。講演会が始まる前にホールの管理をしてある会社の人とも話をしたのですが、ホールの電気を消すと暗くなるので階段で転ばないかと心配していると。それで、映画などが終わるとすぐ会場は明るくしたくなるとのことでした。

私は音楽が好きなので、誘われて聞きに行ったりします。アクロス福岡とか、天神の向こうにあります、あいにふっていうところがありますけども、スロープになっておって、急な階段にはなっていません。階段側の座席に手すりをつけるとか、そういうことができればいいのではないかと思いますけども、非常に難しいような気がしますし、今後どのような安全対策をとられるでしょうか。大塚教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のご質問にお答えをいたします。

サンレイクかすや、ご承知のように2004年、平成16年の秋に開設をいたしてございまして、10年以上経過するわけでございます。この秋にも11月21日に中文連といたしまして中学校文化連盟の大会を予定しております。非常に糟屋地区に対しても中心地でありますし、利便性も高いということで、非常に皆さんから喜ばれている施設でございます。

ただ、川口議員今言われますように10年以上たっておりますので、それぞれ改善する点も出てこうかと思えますし、町民の方々、安全第一でございますので。社会教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

さくらホールの2階、3階の内側の通路につきましては、現在幅員を90センチの通路を設けております。この幅員は、粕屋南部消防組合の火災予防条例に基づきまして避難通路基準である80センチに加えて消防署の指導による通路幅員となっております。座席横の手すりの設置をという議員さんのご質問の内容でございましたが、強度の問題もあり、手すり設置はなかなか難しいんじゃないかなろうかという判断をいたしております。

なお、階段部分の安全確保につきましては施設管理の観点からも大変重要でありますので、全体の照明が暗くなりましても階段であることを認識しやすいように改善を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、次の質問をいたします。

ピアノ、スタインウェイの使用とさくらホールに関してです。

さくらホールには、一体となって使用されているスタインウェイと呼ばれる高級なピアノがあります。ピアノを弾く人には憧れの的のピアノだそうです。サンレイクでは、事業としてスタインウェイを弾こうという事業があります。

まず、概況として、1年間で何回ぐらいスタインウェイを弾こうという事業を実施しているのか。そして、何名ぐらいが実際にこれを弾いているのか。内訳として大人と中高生、小学生、何かつかんであったらお願いします。特に私は小学生の人数を聞きたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問にお答えいたします。

現在自主事業としてスタインウェイを弾こうということで年間2回ほど事業を実施いたしております。26年度ですが、8月9日、10日実施いたしまして、2日間17組、大人が10組、子どもが7組というふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。ピアノ、スタインウェイを小さい子どもたちが使用する場合の時間単位と金額の緩和のことを質問したいと思います。

私が今回質問するのは、スタインウェイを弾く時間単位の問題です。小さい子どもたちが申請する場合でも、現在は1時間1,000円です。さっき言いましたように時々演奏会、発表会に私は行くんですが、4歳とか5歳の子どもたちも上手に演奏します。ところが、この子どもたちは小学生では1時間を弾くということはなかなか難しいことではないでしょうか。それで、例えば20分とか、あるいは30分とか、そういう単位で時間を緩和して、もちろん弾く料金も緩和することになりますが、そういうようなやり方っちゃうのは考えられませんかでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

使い方について、今後十分検討したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

次の質問に移ります。

さくらホールを使用する場合の減免措置、または使用料の単価の値下げのことが考えられないかちゅうことで質問いたします。

例えば、町の小さなピアノ教室を開いてあるピアノの先生たちがさくらホールを使用して演奏会、発表会を開く場合です。町のピアノ教室ですから、そんなに多額の月謝はとっていないのではないかと思います。大手ではない限り、多額の資金を得ていることは、失礼ですけども考えられません。したがって、券を売って入場料を取るということになります。大人1人1,000円の入場料を取ったとしても、200名300名以上の観賞者を集めることは大変なことです。そして、さくらホール全体を使用する場合、スタインウェイを使用すると調律に約1時間半を要するそうです。音響板などを取りつけると、準備だけでも2時間ほどになります。演奏時間2時間、そしてその事後の後片づけで1時間が必要になるらしいです。

事業の案内があるんですけども、試算しますとこれだけでも5万円がかかります。これに空調を3時間使うと4万5,000円が加算されます。また、舞台設備、照明設備などを使用するとほぼ十数万円になります。あるピアニストの先生は、20万円はかかりますよと言われます。ちなみに、よく使われている福岡市のあいれふホールでは、まああいれふホールは定数が300名ですけども、ピアノを除くホールの備品は全てホール利用料金に含まれますとなっており、13時から17時までの4時間、単位がいろいろあるんですけど、一番ふさわしいのはこの程度かなと思いますから、13時から17時までの4時間借りても4万4,000円です。スタインウェイの使用料は、4時間で7,990円。合わせて5万3,000円、半額ぐらいです。座席の数もサンレイクは約600席、倍なので単純には比較できませんけども、もう少しは安くないかとは私は思いますが、どうでしょうか。また、減免措置等はあるのでしょうか。大塚教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のおっしゃるとおり、小学生の子どもたちがピアノ1曲弾いて、1曲でやっぱり3分ですね。長くて5分、5分もある曲はなかなかないんですが、そのために1,000円を払うというのはちょっとどうかなとは思いますが、今後検討してまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

お答えをいたします。

減免につきましては、今のとこさくらホールでは減免規定を設けておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

さっき申しましたように、やはり福岡市はあそこは会場として多く利用すると思うんですね。粕屋町はサンレイクの場合、どのくらい利用してるか知りませんが、やはり私の感覚では、柚須区のピアニストなんか向こうに行くんですね、どうしても福岡市に行く。そういう状態なんですけども、やはりさくらホールは粕屋町の顔ですから、それなりの使いやすさが必要だと思うんです。それで、やはり費用についてもなるべく安くという方向で今後検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問のご指摘の部分なんですけど、今さくらホールでは舞台のみの使用も可能ということになっております。が、スタインウェイピアノを含んだ貸し出しは現在のところ行っておりません。これは、ピアノの搬出、搬入を職員が行う点ですとか、場合によっては音響反射板等の操作を有することなど管理上の観点から除外をしているのでございますけれども、ご指摘の部分につきましては舞台のみの利用も要件に含めて、ピアノも含めて運用できるように改善を図ってまいりたいというふうに考えます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私に近いいろいろピアニストさんたちもいるので、いろいろ要求があります。だから、私も時々部屋に行って言いますので、緩和措置をいろいろ検討してください。

それから、一番要求されたのが、スタインウェイを弾こう、その申し込みについてです。申し込みに当たり、ピアノ教室でのご利用は申し込みはご遠慮くださいとあります。このチラシに書いてあります。私は、ピアノ教室の営業活動として営利を得るために利用すること、例えば金額をとってそのスタインウェイの横で指導する。それとか、スタインウェイを弾くことで生徒を集める行為、教室に。そうい

うことは営利活動だというふうに思います。それで、そういうことはだめだと解しているんですが、この申請書は、申込用紙は個人の名義です。この申込書は個人名義です。だから、ピアノ教室の先生であろうとピアノ教室の生徒であろうと、個人で申請すればそれは受け付けなければいけないというふうに思います。ある先生の話では、それは拒否されたとかということもありますので、憲法の話をする必要もないというふうに思いますけど、個人は平等だし、個人は個人で尊重されなければなりませんので、どんな人であろうと申し込みは受け付けてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

私もサンレイク側に確認をいたしましたところ、受け付けの時点で営業行為がちょっと疑わしいという場合につきましては、こちらの方で受け付けをちょっとやめてくださいということでした経緯があるということをお伺いしております。その面も含めましてこちらのほうで検討をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

やはり憲法の規定が大事だと思うんです。個人は尊重されなきゃなりません。だから、どんな身分であろうとどんな人であろうと申請したら受け付ける。それが憲法の規定ですから、それを踏み外すような行為はいけないというふうに思います。

以上です。

それでは、男女共同参画について話を進めていきます。

私は、前町長でありました篠崎氏が粕屋町の青年団長をしているときに選ばれて、全国青年問題研究集会に行かせてもらいました。数百名の青年団の活動家が日本青年館、国立競技場の横のあそこですね、問題の、集まって青年団運動の研究、発展を探究していく研修です。関東、関西、東北、北海道、まだ本土復帰していなかった沖縄からも10名程度来ていました。もちろん数百名の女性の活動家も来ていました。理論的にきちんと整理して発言する女性の活動家があまいたるのです。私は、すごいというふうに思いました。

私はその後、県下の青年団運動を率いていく立場になり、女子活動の専門部を助成していくことになりました。そうした体験を通じて、女性の地位の向上が日本の民主化を進める重要な課題だと気づいてきました。今年になって粕屋町が作成した粕屋町男女共同参画計画、こういうのがあります。平成27年3月版では男女共同参

画社会を、男女共同参画社会とは男女が個人として尊重され、性別にかかわらず自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会ですと規定しています。私は、昨年、粕屋町役場職員の雇用問題について一般質問しましたが、その延長線上の問題も含めて質問いたします。

方針を決定する場への女性の参画等についてという項目で質問します。

まず、1番目です。

これは基本目標、男女がともに能力を発揮し、支え合う社会づくりの主要課題、この項目があります、この中に。方針決定の場への女性の参画促進に該当するものと思います。これの10ページには、4ということで方針の決定の場への女性の参画状況が表によって示されています。小さな数字ですけど、表になってます。この表によりますと粕屋町は28.5%で、糟屋地区では3番目です。そして、県内の市町村の平均値29.5%をやや下回っています。そして、県内市町村の平均値、29.5%をやや下回っていますと総括されています。まず、この表に数字として採用されています審議会等というのはどのような審議会なのでしょうか、個別名を明らかにしてください。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

これは、町のほうで設置しております、例えば総合計画審議会でありますとか、そういった審議会の委員の方の数でございますが、今おっしゃった、どのようなものがあるかということについて。各種審議会の名称ですか。

◎2番（川口 晃君）

名称と、それと人数と女性の参加者です。そういうの、あります。

◎総務部長（安河内強士君）

申しわけございません、手元に今資料がございませんので、内容については…

◎2番（川口 晃君）

内容については、そしたら後でください。

続いて、それを進めていく施策の方向として、この35ページの表に施策の概要が

示されています。具体的にはどのように進められていくのでしょうかということをお聞きします。上のほうに各種審議会等への女性登用率の向上とか、各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援とかということで、施策概要がちょっと述べられているんですよ。しかし、何ら具体性がない。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

各種審議会、これは今申し上げましたように数多くございます。その審議会の内容、設置の趣旨に鑑みて、専門的な分野の委員さんの登用、そしてまた一般の住民の方の登用でございますが、女性の登用につきましては、これは意識しないといけません。ですから、意識をするという発想がまず大事でございます。何%にするかというのは、これは平成36年度、これが計画最終年度でございますが、やはり50%を目標に意識しながら登用を図っていくというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

以上、積極的な発言だったんで、非常によろしいかというふうに思います。

それでは次に、男女共同参画を進めていく教育活動の方向に移ります。

男女共同参画とは、女性の地位の向上と同義語だと私は思います。私は、青年団の活動をしていたころは女子活動という専門語がありました。ちょっと古いからわからないでしょうけども。町村やその下部の支部の女子青年の活動の多くは、良妻賢母型の花嫁修業的活動でした。しかし、その当時の女子青年の多くは高校卒業後短大に行ったり、家政科の専門学校に行ったり、また農業研修等で他県等に一、二年研修に行ったりで、何らかの学校を卒業した女性が非常に多くなっている。私が思うところによると、日本の高学歴化は女性から始まったように思います。こうした女性たちは、従来型の花嫁修業型の女子活動から脱却を図っていました。

そうしたときにあらわれたのが、まあ私の青年団の中のことなんで皆さんわからないと思いますけども、お茶の水女子大学の吉田登先生の論文がありました、女子活動を前進させるためにということでした。吉田教授が女子活動を総括して、今後進めていく女子活動を人間として生きる権利に目覚めた女子活動と提起しました。私は、この論文を読んだとき、まさにこれだと思いました。当時はこの運動を提起している県団はどこにもありませんでしたが、私は県団の事務局長でしたから、女性の役員とこれについて話し合い、この論文が提起する人間として生きる権利に目覚めた女子活動を強力に進めていきました。この論文は、女子青年の目覚めを目指

しているんですが、十分男性にも通じているし、労働運動にも各種の協働の運動にも通じるものだと思いますし、現在の人権学習の一助にも十分なるようなものだと私は思っています。

この冊子の23ページに、主要課題2ということで男女共同参画を推進する教育活動の充実というのがありますが、これ読んで何か物足りない。何を教育活動に取り入れるかは明確になっていないように思います。24、25ページの施策の方向には、学校教育課や社会教育が絡んでいますから、これは平和とか民主主義とかが意識されるんですけども、何となくこれだけでは物足りないような気がします。まあ参画計画だから計画をつくっていくということでしょうけども、どういうふうな教育を進めていくのか、啓発を進めていくのか、そういう点について因町長はどう思われるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

男女共同参画社会の広げでございますけども、まず社会が変わる、企業が変わる、男が変わる、この3つを変えるということが男女共同参画社会の広がりにつながります。また、先月の28日には女性躍進推進法が成立いたしました。30年前に男女雇用均等法ができましたが、なかなか男女雇用均等にならないということで、ようやくこの女性躍進推進法が成立したということで、ちょうど私も男女共同参画社会の計画と条例づくりが、ちょうどこれにマッチングしてよかったなど、遅れなくてよかったなどというふうに思います。この法律によって、なおかつ一層男女共同参画社会の推進拡張が早まるだろうというふうに期待しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

啓発とか教育というのは、教育分野、教育関係も含めますので、大塚教育長は何か感想がありませんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今町長がおっしゃいましたように、男女機会均等法とかといって、教育の会にも学校教育の世界にもそういう働きかけが出ておまして、現職の校長先生、教頭先生あたりも糟屋地区は中学校の校長に女性が一人もいないじゃないかと、早くつく

りなさいという指示が教育長会に来るわけです。幸いなことに小学校の校長先生方、教頭先生方には女性の校長、教頭先生大勢出てきてあります。粕屋町にしたら木村校長先生も有名でありますし、教頭先生も続々、できれば教育委員会としても後押しをしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、次の女性の採用及び登用の問題について進めていきます。

35ページに施策の方向っていうのがあるんですが、下段の表の3番目、女性職員の登用拡大という項目があります。まず、部長、課長の登用についてお伺いします。過去2年、平成25年、平成26年とそれと現在、部長、課長に何名ぐらい登用しているんでしょうか。数的事項はわかりますか。そういうのは資料としてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

まず、今現在は3名部長、課長でおります。退職等がありましたので3名になっておりますが、その以前は4名の女性の管理職がございました。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

非常に少ないというふうに私は思います。全体が男性社会だからということですけども、やはり能力ある女性を登用していくということは社会の仕組みだろうと思いますので、もう少し多く計画を持ってということを考えているわけです。それはまた言いましょう。

◎議長（進藤啓一君）

質問の途中ですが、いいですか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

管理職に登用するという、できるだけ多くの女性を登用したいというふうに思っています。たまたま年齢的なものがござります。そういったことも含めて、今から女性の時代だというふうに思いまして、今年初めて自治大学校に今女性をやっております。そういったことで、だんだん広げていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、大学におおるころ組合運動してたんで、昇進昇格の問題については組合として大きな運動を起こして採用していってもらようにしたんですが、例えば部長とか課長に昇進するに当たっての資格、あるいは免許の種類とか必要な研修項目とか、そういうような規定はあるんでしょうか、内規として、粕屋町で。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

明確な内規はございません。ただ、事業課関係、特に上下水道関係はいろいろな資格がございますので、それはなかなか女性は持っていらっしやらないのが現実でございます。ほかの管理職の登用につきましては、そういった資格の制限とか条件はございません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。そういう条件がないということであれば、能力ある女性を積極的に登用していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

女性の登用を進めていく数値目標の件、こういう件ですが、町長もさっき述べられましたように8月28日に女性活躍推進法が、中身は不十分な内容だそうですけど、女性活動家によると、しかし成立しました。この法律の特徴は幾つかあるんですが、従業員301人以上の企業、国と地方自治体に、男女による労働時間や勤続年数の差、採用者や管理職に占める女性比率などの現状分析と数値目標の設定や公表を義務づけることということになっています。そして2016年3月、来年の3月までに目標を定めた行動計画をつくることになっています。因町長、ご存じですか。だから、数値目標を決めて今からやっていくということになりますので、その辺を意識した参画計画の実施ということになっていきます。それで、もう一度因町長の決意をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今お話しになったように、女性活躍推進法というのは301人以上の大企業がその達成をなさいということでございます。しかし、それ以下のところについては努

力義務でございますので、これに沿った、できるだけ沿う形での今後女性の登用と人事配置に配慮してまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

それから、この項目の最後に移ります。

女性の非正規職員の正規化の問題です。これについては3月議会でも申しました。宇美町では昨年非正規である嘱託の女性を正規化したことを述べました。同様に、今年は2人嘱託職員を正規化しています。多分私は女性じゃないかと思えます。2年も続けて正規化するにはそれなりの理由があると思えますが、宇美町長さんが個人的な趣味で2名採用するわけはありません。それなりの理由は必ずあると思えます。例えば経験のある非正規の人を即戦力として能力を発揮してくれるからである。また、ひいては一人の人間として、一人の労働者として認められたのかもしれない。役場職員の非正規の多くは女性職員であり、この女性職員の正規化はその人の人権を認めることになるし、男女共同参画社会を形づくっていく大きな力になるものと思えます。そういう意味では、非正規の正規化に踏み込まれることが大事なことじゃないかというふうに思えます。何か、役場職員の四十数%が非正規ですから、その半分以上は女性職員じゃないかと思えます。新しく採用する分も含めて考えなくちゃいけませんけども、やはりそのうちの1名とか2名はいろんな採用の試験方法があります。私もそれを経験してますので、考えれば出てきます。何かもう少し踏み込んだ計画をつくられたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

恐らく専門職だろうと思えます。専門職あたりについてはなかなか募集をしても人材が来ない等ございます。在職の中にそういった人材がいらっしゃれば、やっぱり正規の試験を受けていただいて職員になっていただくというような方法でない、なかなか主観が入ったりしますので、一本釣りの採用というのは大変難しいところがございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

その件は十分承知しております。しかし、もしある部分に採用が来ないというようなことがありましたら、そのときは積極的に登用するとか採用するとかということを考えていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが教育問題に移ります。

教育の目的は人格の形成であると規定され、行政が行うことは因町長が常々言われるように条件整備であります。小泉首相の時代から格差社会が広がり、家庭の貧困化が一層進み、貧困家庭、つまり可処分所得、手取り所得という意味だそうですが、それが平均的な手取り所得の半分を下回る家庭、それが貧困家庭という規定らしいです。2012年における子どもの貧困率は16.3%で、過去最高になっているそうです。特にひとり親世帯ではひどく、54.6%に上っています。ここに8月24日付の西日本新聞の記事があるんですが、東京の足立区では小学校1年生の家庭を対象に保護者の収入や子どもの生活監修などの調査に乗り出しています。ちなみに足立区では就学援助を受ける小・中学生が約36%に、18歳未満の生活保護受給者数が2000年は2,280人だったんですが2013年の調査では3,428名に、約1.5倍に増加しておるそうです。そういう意味で、子どもの貧困の拡大が深刻になっているというふうに述べています。

私は、昨8月29日から31日まで東北の盛岡で第55回の社会教育全国集会というのがあったんで、それに参加してきました。全体会で偶然にも青森の三沢市、三沢の基地がある大きなところなんです。ある高校の実態が報告されました。一昨年、昨年とバス代がないという理由で学校を休む生徒が出始めたそうです。また、青森県の高教組、高校の組合ですね、先生の組合は1980年から主任の先生方が主任手当を拠出して高校生の奨学金をつくっています。1人1カ月2万円を100名に渡しているそうです。その出願する生徒の家庭の年収は、大体100万円から200万円台がほとんどだそうです。問題は、この学校では自衛隊への就職が広まっているそうです。全国的には自衛隊を希望する若者が減少している。しかし、この高校では5%程度、つまり20人に1人の割合で生徒が自衛隊に入っているという状態です。アメリカも同様な状態がありますが、これは経済的徴兵と、ある意味ではそういう言葉で言われている。

さて、平成25年6月付で子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。第3条、国の責務、第4条が地方公共団体の責務ということで、子どもの貧困対策に関して当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということになっています。要するに地方公共団体も責務を持たされています。第6条では、政府は必要な法制上または財政上の措置、その他の措置を講じなければならな

いということで、予算をつくらなくちゃならないということに法律ではなっていない。そこで、順次質問します。

子どもの貧困の実態ということですが、これはインターネットから出したんですが、子どもの貧困対策法のポイントということで流れ図になっています。これわかりやすいんで、これを使って言いますが、第14条で子どもの貧困の調査研究、その他となっておって、粕屋町としてこの貧困の実態について何か調査したもの、それから粕屋町に関する、どこか調査したような中身がありますでしょうか。例えば就学援助の関係でわかりますよね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員が今おっしゃいましたように、教育における貧困の問題ですが、去年の8月現在では大綱を出した段階で、今から国のほうも調査支援をするということで、大綱を具体的に読んでみますと生活保護世帯を中心に支援をしていきたいという、予算化は今からですけれども。粕屋町の場合、学校教育課長が調査をしておりますので報告いたします。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

ご質問にお答えいたします。

粕屋町におけますご質問の子どもの貧困の実態といたしましては、住民福祉部の所管となりますが生活保護というものがございまして、この生保の受給世帯であります要保護児童・生徒の数といたしまして、平成27年度現在では小学生全体3,187人に対しまして小学生60人、率にいたしまして1.8%、中学生全体1,307人に対しまして31人、率にいたしまして2.3%となっており、小・中全体では4,494人に対しまして91人、率にして2.0%となっております。粕屋町におけます全体の率といたしましては、ここ数年1.9%から2.4%の中で推移をしております、特に増加している傾向は見受けられません。

また、教育委員会所管としてわかるものといたしまして、今言われました就学援助制度の対象世帯がございまして、いわゆる準要保護児童・生徒というものでございまして、平成27年度の8月末現在におきましては、小学生全体3,187人に対しまして383人、率にして12%、中学生全体1,307人に対しまして222人、率にして16.9%となっており、小・中合計では全体4,494人に対しまして605人、率にして13.4%となっております。粕屋町におけます全体の率といたしましては、こちらも生保の率

同様ここ数年13.1%から14.5%の中で推移をしております、生保の率と同様こちらにも特に増加している傾向は見受けられません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

それでは、子どもの貧困対策としての援助の種類と、粕屋町で実施されている援助の種類、そこに移ります。

政府が貧困対策として予算化した金額の総額とか財政上の援助を講じた種類の名称とか、そういうことはまだわかりませんか。法律は決まったばかりでわからない。町長部局でわかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

今現在、私のほうでつかんでいます補助、国や県等の補助といたしましては、これもいずれも住民福祉部の所管となろうかと思いますが、教育支援資金としての生活福祉資金、また貧困対策ではございませんが広い意味での支援に当たると思われます就学支度金としての母子寡婦福祉資金、学習支援ボランティア事業などがあるかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

法律として決まって、まだ実際どのようになってきているのかというのはまだわからない状態じゃないかと思いますが、これじゃ質問ができないですね。

それでは、最後のほうに移っていきます。

議長、ちょっと前のほうで質問を忘れたのがあるんですが、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎2番（川口 晃君）

サンレイクの問題。

サンレイクかすやの設備の改善について質問、そのこと。

サンレイクかすやは開所してほぼ10年になるそうですが、利用者も多く、それに

付随して機器の傷み、それにこの間電気器具などがアナログからデジタルへ転換したため、音響設備や照明設備が時代おくれになっているとかの問題が生じています。私は、議会報告会の場合なんか記録係をしていますので、館の技術者と打ち合わせなんか何度ともやるので、彼らも利用している人たちに自分の持っている最高の技術を提供したいと、観客には喜んでもらいたいといつも言っています。聞くところによりますと、多目的室の設備の改修とか何かいろいろあるそうですが、どのような計画でしょうか。それから、さくらホールについても計画があれば述べてください。これは教育委員会でいいんですか。じゃあ、大塚教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

質問にお答えをいたします。

議員さんおっしゃるように、確かに平成16年10月に開館いたしまして、かなり老朽化しているものもございます。それで、今年度は舞台装置のワイヤーでありますとか、それを全面的に改修工事を夏場に行っております。

それと、今多目的室の件が出ておりますが、そこでは議員さんおっしゃられるとおりデジタル化に伴ってプロジェクターといいますか、映像を映す措置、これも入札を終えまして近々に交換する予定でおります。

順次、老朽化が認められるものにつきましては、こちらのほうで予算手配をとって変えていっておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは最後、また戻りまして最後に子どもの貧困でいろいろ発言しながら終わりたいと思います。

子どもの学力は、その子どもの家どもの経済力によって格差が生じることは種々の調査で明らかになっています。幾ら小学校、中学校の先生方が努力しても、私たちが学校に行っていたころのように、昔のように学校に子どもが出てこない状態になれば学力は低下することは、そのことは火を見るより明らかです。家庭を豊かにすることは、子どもの貧困をなくすことになります。9条で戦争はできないのにオスプレイを三千数百億円もかけて買うとか、そういうことよりも子どもの教育予算として使えば、子どもたちの学力も自ずから向上します。粕屋町が子どもたちの教育の向上のために今後とも予算増額をされることを期待しまして、私の質問を終わ

ります。

以上です。

(2番 川口 晃君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

これにて予定いたしておりました本日の一般質問を終わります。

お越しいただいています傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

今議会の一般質問通告者は8名ですが、本日は4名をもって終了いたします。よって、あす8日火曜日にも4名の一般質問をいたします。時間の都合がつかますれば、ご出席賜りますようにご案内を申し上げます。ありがとうございました。

(散会 午後1時59分)

平成27年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成27年9月8日（火）

平成27年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月8日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 4番 太 田 健 策 議員
6番 議席番号 12番 山 脇 秀 隆 議員
7番 議席番号 9番 久 我 純 治 議員
8番 議席番号 5番 福 永 善 之 議員

2. 出席議員（15名）

| | |
|------------|-------------|
| 1番 木 村 優 子 | 9番 久 我 純 治 |
| 2番 川 口 晃 | 10番 因 辰 美 |
| 3番 安河内 勇 臣 | 11番 本 田 芳 枝 |
| 4番 太 田 健 策 | 12番 山 脇 秀 隆 |
| 5番 福 永 善 之 | 13番 八 尋 源 治 |
| 6番 小 池 弘 基 | 15番 伊 藤 正 |
| 7番 田 川 正 治 | 16番 進 藤 啓 一 |
| 8番 長 義 晴 | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大 石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

| | |
|----------------|--------------------|
| 町 長 因 清 範 | 副 町 長 箱 田 彰 |
| 教 育 長 大 塚 豊 | 総 務 部 長 安河内 強 士 |
| 住民福祉部長 安 川 喜代昭 | 都市政策部長 吉 武 信 一 |
| 教育委員会次長 関 博 夫 | 総 務 課 長 石 川 和 久 |
| 経営政策課長 山 本 浩 | 協働のまちづくり課長 杉 野 公 彦 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 税務課長 | 石山裕 | 収納課長 | 今泉真次 |
| 社会教育課長 | 新宅信久 | 学校教育課長 | 古賀博文 |
| 健康づくり課長 | 中小原浩臣 | 給食センター所長 | 神近秀敏 |
| 総合窓口課長 | 藤川真美 | 介護福祉課長 | 八尋哲男 |
| 道路環境整備課長 | 因光臣 | 子ども未来課長 | 堺哲弘 |
| 地域振興課長 | 安松茂久 | 都市計画課長 | 山野勝寛 |
| 総務課庶務人事係長 | 山田由紀 | 上下水道課長 | 松本義隆 |

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

4番太田健策議員。

(4番 太田健策君 登壇)

◎4番（太田健策君）

4番太田健策。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

給食センター建設についてですが、私は、25年12月議会よりこの給食センターの建設についての一般質問を続けております。なかなか満足した結果が得られませんので、続けさせていただいておりますが、我々に与えられました行政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であると考えております。町民の負託に応えるために質問に入ります。

1番、株式会社長大の参考人質問において、教育委員会より出された資料で9月24日に解体撤去費用について及び平成26年12月16日粕屋町議会臨時総務常任委員会資料について、株式会社長大は参考人質問で知らないと言っているが、この資料はいつ誰の指示で作成されたもので、その費用の根拠となる数値はどのように算出されたのか、お聞きいたします。

町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この資料は、議会、議員さん方に説明するために作成した資料でございます、そのもとになる資料は長大から出された資料をもとに作成したものであります。詳しい内容については、所管をしておりました教育委員会のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

2つとも資料とも、説明する二、三日前に私の指示で作成させております。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

あなたの指示で、どこが作成したんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

準備室のほうで長大の数値をもとに作成しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私たちにPFIの精査について説明があった内容については、長大が出したもので説明をされておりますね。それと、内容は全く長大が知らないうちにこの書類がつくられたということは、どういうことなんでしょうかね。長大が了解をして、内容的に了解してつくったということであれば納得ができると思いますが、長大は知らないという参考人質問で言いましたね。役場が何で、長大は積算資料をつくった会社ですから、それを変更するのは、変更で、長大との打ち合わせの中で変更して報告するべきやなかったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

この資料は、PFIで給食センターを久留米市さんが建てておられます。そのときに議会の皆様と視察に行ったときに、久留米市さんのほうが業種別に分けた資料で説明をされております。そのような久留米市さんと同じような資料をもとに説明をしていただきたいという議員さんからのお話がございましたので、準備室のほうで長大が出した資料をもとに業種別に分けて、予定価格が変わっておりません。業種別に分けて報告しやすいように、わかりやすいように作成した資料でございますので、説明資料を長大のほうにこうやって説明をいたしますというような報告は、準備室のほうからはいたしておりませんので、長大のほうは、この資料については知らないというような参考人招致での答弁がございましたが、その内容については当然長大が出したものですから、ご存じでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

長大は、なら知ってるということは、長大は先日うそを言うたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

作成した資料は、準備室で業種別に分けて、違った形で作成しておりますので、その資料自体は長大はご存じないということを参考人招致で答えてあったものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

長大が資料をつくって、議員皆さんに話をした中で、長大が知らんとこで勝手に金額変えて報告をすると。それは、どういうことにつながりますか。最初、私たちが聞いた金額と違うことが出てきとるんでしょう。そうでしょう。ということは、私たちそういうことをしたくない、今まで経験したことないから、どう判断していいのか。全体の金額は長大が出しとうて、長大のとば役場が勝手につくり変えて報告する。そんなことは今まではかつてあったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、長大が出した従来方式の予定価格、これ72億4,977万4,000円になっております。それと、P F I 事業で行った場合の予定価格、これは長大が出した数値は68億912万8,000円になっております。この予定価格は、長大が出した数値とうちがつくった数値、一緒でございます。内容のそれぞれ細かい部分を業種別に準備室のほうでわかりやすいようにまとめて説明させていただきましたので、当然数値が変わったということはありません。長大の数値で説明しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

苦しい言い訳が出てくるようですね。関次長は、解体撤去費は4,500万円削減されたと確認されておりますね。そうでしょう。それで資料をつくられたんでしょう。そうでしょう。削減されると、4,500万円削減されるとわかったならば、長大が出した金額から4,500万を引きなさいと。それを指導して言うのは、当たり前じ

やないですか。何でそのまま業者に、そうじゃないんですか。削減されたっていう金額がわかるとして、それを他のさへばらまいとして。何も削減になってないやないですか。削減されたら引くべきでしょう。町長、どげん思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一般の工事請負契約、単体の工事請負契約とは違います。P F I という手法でやっております。つきましては、議員さん方にもP F I 事業の内容はこうこうこうですよというように、しっかりと説明をしております。そういった中で、工事請負契約の委託契約をしたわけですから、全くおかしい所は一つもございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長、勉強不足ですよ。P F I にしろ何にしろ、削減されたものは削減せなでしよう。それをそのままP F I やけえ乗っけて、業者に渡すということはどういうことですか。納得町民はしませんよ、そういうことでは。そうじゃないですか。

それと、この総務委員会に出された資料、いいですか。当初我々に説明あった金額が、予定価格は12億5,100万円、なっておりますね。この資料の中には、落札額が16億2,800万円、これ予定価格上回っておりますね。

総務部長、これ予定価格をつくって、予定価格を落札額が上回ったときはどうということになるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

この件につきましては、通常の入札と形式が違いますので、こちらのほうでは判断いたしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

入札形式が一々違うとか違わんとかじゃなくて、当たり前じゃけえ、予定価格を上回った場合は失格でしょう。そうでしょう。何でこれ失格にならんで、そんなのこういうもんつくるって説明する必要ないやないですか。何でこういう混乱を起こすようなことで書類をつくって、議員に説明せないかんですか。そうでしょう。何

もPFIでそんなことで済むとやったら、こんなんでも書類何もつくる必要なかったんですよ。つくって出すけえ、こういうことになるんでしょう。これはあんた、予定価格を上回った落札額は、通常ならPFIやけえ、どげえもならんとと。ほんなら、見積書をつくる必要ないやないですか、何も。何のための積算ですか。予定価格っちゅうのは、予定に入るようにつくるんでしょう。何のためにつくったかわかんじゃないですか、これは。誰がこれを見て、納得しますか。こんなもん、何も無いけえ、つくらんで出さんどきやあよかつたくさ。PFIっちゅうのは、金額が全然変わりませんからと。しかし、変わとうじゃないですか、これ。これで説明されて議会にかかったんですよ。それで通つとるんですよ。ということは、どういふことになります。議員をだましたっちゅうことやないですか。本来なら4,500万円引かなでしようもん、削減なら。削減じゃないやないですか。削減したら、親金額から削減できたからって引いて契約せなでしよう。PFIでちゃあ、何でちゃあ、同じもんですよ。PFIやけえ、安くあがるけんっちゅうことで教育長は何遍も言いましたよ、私には。それがあんた、削減できた金額は何も安くなってない。そういうごまかしながら調整じゃいかんでしよう。さっきも言いましたとおり、我々は行政運営の批判と監視をするんが仕事なんですよ。何もいちゃもんつけるとか、嫌がらせするとか、そういうことやないんですよ。当たり前仕事をしよんですよ。町も当たり前の仕事せなでしよう、説明に行く。PFIやけえ、そんなもんですよから全体は変わりませんとか。削減できたら削減せなでしよう。町民に言い訳立ちますかね、それ。

次長、削減したらなんで削減せんの、わかったら。削減できる費用がわかったなら、何で削減せんのやったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

参考人招致のときに長大のほうからも説明がございましたが、PFI事業というものは設計書がございません。企画提案型によってする分でございます。要求水準書を町のほうで作成して、この要求水準書でこの予定価格以内でしてくださいというようなやり方でございます。PFIというものがですね。その中で、参考人招致のときにもございましたが、グループ、コンソーシアムというグループを設定して、各グループでそのパワーバランスによって価格が決まって、企画提案をされるというようなやり方でございます。それで、予定価格にうちのほうが出してる施設整備解体撤去とか、調理設備備品等とかというのは、あくまでも予定価格でございます、そのグループが落札した額を準備室のほうで横並びに数値を表して、従来

方式の予定価格とPFIの予定価格、それに対する落札額を並列して説明をしたわけでございますので、これは何らPFIで行う場合は当たり前のことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

あんたの言い訳は、もうわけわからん言い訳。削減できたって、削減する必要なかったやない、何も変わらんとなら。何で削減したんですか、ほんなら。総金額変わらんとなら。そうでしょう。削減できませんで済んだっちゃんないですか、ほんなら。削減できたら引かなやろうもん。何とかかんとか言い訳ばかりして。それで、それを施設整備費の落札額にプラスして、だから予定価格を上回っとうやないですか、ここでも。なら、これもつくらんどきゃええやない。予定価格が上回ったら失格ですよ、普通は。PFIでも一緒ですよ。何でこげなもん、いちやもんつけられるような文書をつくりませんか、そんなとを。責任問題や、あんた。これ誰の指示でつくったんですか、ほんなら。あなたが勝手につくったと、教育長ですか、町長ですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほどもお答えしましたが、久留米市さんのほうで視察に行ったときに、この様式で久留米市さんが説明しておられましたので、議員の皆様の方からこの様式がわかりやすいので、この様式と同じような形でつukれないかということで、私の指示でこの様式でつくらせました。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、入札するときの金額は、職員が誰でもつくってええとな、そんな金額を勝手に。ほんで、入札していいとね。金額が変わる場合は、トップが責任でしょう。そうじゃないね。あんたが勝手につくって、誰もほな自分とこの課の仕事は、自分たちで勝手に変えてつくっていいとね。そうやないやろう。久留米市がどうのこうのって、ここは粕屋町よ。久留米と何の関係あるね。粕屋町は粕屋町のやり方でやらなでしょう。久留米市も削減が出たけんちゅうて、そのままなとった。そげな話は聞いてないよ。久留米市の書類があるなら、予定価格から落札額が高くなって落札されとったね。そんなことないでしょう。そんな都合のいい言い訳ばっ

かりして。そんな言い訳ばかりすりゃね、これ大変なことになるよ、あんた。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、あんたとか、余りそういう言葉は控えられたほうが。

◎4番（太田健策君）

ねえ、次長。そういうことばかり続けて言いよくと。はっきりせないかんごとなりますよ。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

太田議員さんにまだおわかりいただけなくて、非常に残念に思っておりますが、提案をしました教育委員会建設事務準備室としては、数字を変えたわけではないわけですね。議会で説明しようと、ただ数字がわからないと、積算の根拠を示せと太田議員を初め、多くの議員さんたちにご指摘を受けて、長大が出した資料をもとに準備室のほうで種目別に、種類別に数字を並べたわけでありまして、決して数字を変えたわけじゃございませんし、文書を偽造したことはありません。そういうことは決して教育委員会ではした覚えがありませんので、はっきり言わせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、長大が出して説明した資料を、また変えて長大に何で、議員さん皆さんにこう変わりますからって説明せんのですか。何であんたたちが勝手にそんな資料をつくってから説明して、無理やり通そうとするんですか。役場というのはそういうもんじゃないでしょう。皆さん、よく役場に今おられますけど、皆さんがそういうことをしようと思われまますよ。一部の人がそういうことをしたことについて。どこの市町村でも、こういうことはありませんよ。笑われとりますよ。ようつくりきったな、こげなもんをと。4,500万円は大体どうなったんですか、ほんなら削減した。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

これは、長大が出した数値でございます。それをまとめた、業務別にまとめてうちのほうが作成した資料でございます。だから、もとは長大の数値でございます。削減した額って言われておられますが、これ落札額を示したものでございます。う

ちのほうで削減したとかいう額じゃございません。従来価格、PFIのですね、それとPFIの予定価格、それと落札額、これを並列して説明したわけでございますので、うちのほうで削減した数値でもないし、削減した額というのは従来方式からPFIの予定価格、これを算出するときに業務によってはPFIの効果で15%削減ができましたという説明はいたしました、落札額はそのままの落札額でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

何遍言うてもそればかり。ちゃんとした説明じゃないよ。それは納得できませんよ。誰も議員はあなたが言う説明では。

何遍聞いてもちゃんとした答えが出ませんので、次に行きます。

2番目、町民の間では、なぜそんな資料をつくり議員に説明し、採決に導いたのか、疑問を持っておられます。町民に対する説明責任を町長はどのように考えておられるのか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、教育長なり関次長が説明いたしますように、なおかつ三十数回にわたって議員さん方にも説明をいたしてあります。十分説明責任は果たしておると思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

説明責任っちゅうのは、相手が納得して初めて説明責任ですよ。あなたが勝手に言いました、言いませんとか、そんなこと言うたのが説明責任じゃないんですよ。相手が納得しないと説明責任にならんでしょう。違いますか。そげえ思いますよ、私は。相手が納得しないと、あなたが責任果たしております言うても、誰もそげなんこと納得しとらん。どの場面でああなたが言うたですか。資料を出すなどかと言うたことは覚えておりますけどね。それが説明責任ですか。

◎議長（進藤啓一君）

町長に質問ですが、何かありますか、町長。

◎町長（因 清範君）

今し方お話ししたとおりでございます。それ以上のことはございません。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

全員が納得していただくのが一番すばらしい姿だと思いますが、これはもう無理な話と初めからわかっております。多くの方々、4万5,000人を超える町民の方々おられるわけですが、中にはもう初めから給食センター、センター方式には賛成できない、自校方式がいいと言われる方もおられますし、直営がいいと言われる方もおられます。民間に任せるのは嫌だと言われる方もおられます。全員の方に納得していただくのは、かなり無理があるということを太田議員もご承知おき願いたいと思います。

それにつきまして、初めから教育委員会としては説明責任を果たすべく、各小学校に夜間出ていって、4小学校に説明をいたしましたし、議員の方々に対しまして、久留米の給食センターにわざわざ出かけていただいて説明をしておりますし、長い期間かかって説明をしてきたつもりでございます。太田議員、ぜひご納得いただくようによろしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今さらそんなことを私は何も一遍も聞いとらん。今町長がどう言うて町民に説明責任を果たすかを聞きようとに、何ですか、今の答えは。そんなことは何も私は聞いてないよ。町長は町長なりに、何か皆さんに説明したって、議員が聞いてないと、町民が聞いとるわけないでしょう。そんな町政ですな。

ほな、3番目に入ります。

公文書作成に当たり、現在では粕屋町はどのような基準で作成しているのか。また、今回の場合は公文書偽造に当たると考えるが、町長はどのように処置し、今後再発防止のためにどのような対応をするのか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

公文書の関連については、手続、管理等の問題がございます。総務部長よりご説明申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

公務員が職務上作成した文書については、その作成権限が法令によると、官公によるとを問わず、公文書と考えております。今回の公文書につきましては、今までお答えしておりますとおり議員説明資料でございますし、その内容からも刑法に規定するような偽造または虚偽に当たるような公文書ではないと判断いたしております。

今後の再発防止ということでございますが、公文書偽造ということではないと判断しておりますので、特に対応は考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、公文書偽造っちゅうのは、どういう場合に当たるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

故意といいますか、作為的に内容を違えて作成したような場合が公文書偽造に当たるかと思えます。その他いろいろあるかと思えますけれども。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

これは、そしたら長大が出した資料から違って作成されたんじゃないですか。そしたら、公文書偽造になるんじゃないですか。違いますよ、これ長大が出した資料。あなた、長大が出した資料と比べてみた、これ、部長。そして、判断しましたか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

先ほどから教育次長が説明しておりますとおり、内容につきましては、議員さん方に説明するための資料としてわかりやすく作成したものだと判断しております。

特に問題がないと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

その資料が採決前に説明されて、採決にかかわつとるんですよ。ただそれをつく

って説明しただけじゃないんですよ。給食センターの契約の採決について、影響があつとるんですよ。その辺をようと研究して返事を出さないと。違います。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

当然、議員さん方に説明する資料でございますので、採決に影響することは、当然だろうと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そうですか。採決に影響したということですね。

ということは、4番目に入りますが、長大の知らないところでつくられた文書で議員に説明して採決された契約は、今議員に影響があったということを部長が言われましたから、これについては無効になるんじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

誰に対して質問ですか。

◎4番（太田健策君）

部長でも……。

◎議長（進藤啓一君）

町長、いいですか。

◎4番（太田健策君）

町長でもいいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

教育次長が捏造して、数字を変えてつくったとかというものではございません。ゆえに、公文書偽造ということには当たりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

捏造って、違うてつくったら捏造じゃないんですか。長大が当初議員さんに説明して、それで議員が納得した資料から変わったというのは、捏造やないですか。何

ていうんですか、ほんならこれ、呼び方。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

再度、教育次長から説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

教育長ですか。

◎町長（因 清範君）

次長。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

この資料が捏造かどうかというようなことで、今議論されておりますが、先ほども申しましたとおり、これは長大が出した数値でございます。長大が細かく出した数値でご説明をしておりましたが、非常に煩雑でわかりにくいというようなご意見がございましたので、業種別に分けて、業務別に分けて、わかりやすいように従来方式の予定価格とPFIの予定価格、それと落札額を並列して説明した資料でございますので、これは当然長大が出した数値でございます。それを業務別にうちのほうで分けて説明させていただいたものでございますので、何ら数値をつくったわけではございません。長大が出した数字でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

あんた、何遍言うたちやわからん。長大のそれ出した数字から変わっとうやないね。落札額でも変わっとうでしょう。さっきまで言うた12億5,100万円が16億円になって、落札額が予定価格を上回っとうけん、そんなつくり方をしたらいかんでしよう、本当はつくるなら。予定価格を上回ったら、失格ですよ。あんたそげなことも知らんでつくったとね。何遍言うたちやわからん、言い訳ばかりして。そんなちゃんと納得のできる言い訳できん、何遍もそのことばかり言うて。

今、国でもオリンピックがある新国立競技場の金額において、えらい高かったでしょう。ということで、国はこれを削減しましたね。町も、町長、削減したらどうですか、これ。68億円、とついてもなく高いですよ、これは。あなたも今度選挙出られるなら、ここで削減せんですか。こげな高い金額、国もしょうとよ。こんな小さな町ができんわけはないでしょう。削減して入札し直したらどうですか。こういう

いちゃもんがつくような建物で建って、一生こういうことが尾を引きますよ、これ。どげんですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

これ4番目の、(4)の質問だと思いますんで、それについて答えてください。
因町長。

◎町長（因 清範君）

あくまで、P F I 事業の給食センターの落札の件でございます。これは、議会のルールにのっとって賛成多数で可決いただいたものでございます。それ以上のことはございません。民主主義の本則にのっとってきちんと提案をして、可決いただいたものでございますので、それ以上のことは私は申しません。
以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

立派な返事しんしゃあけど、そんなこと町長が言やあ、ほな何でわざわざ人を説得行かないかんですか、退場せれとか言うて。せんどきやあええじゃないですか、そしたら。

次に、粕屋町町営住宅について、次の質問に入ります。

1番、現在の町営住宅はどの地区に何戸ありますか。それぞれの地区にある町営住宅というのは、どういう理由で建てられたのか。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町営住宅の関係でございます。私も、それから介護福祉課が所管しておりますが、課長も4月にかわっております。新任でございます。7月に入りまして、課長、それから担当者、私もですが、町営住宅の管理の状況等々につきまして見に行きました。太田議員さんからは、詳細に回答をとということでございますので、所管であります介護福祉課長のほうより答弁をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

太田議員の質問にお答えいたします。

まず、町営住宅の戸数等についてでございます。町内5地区に7団地、31棟、183戸ございます。内訳は、江辻地区内の宮町団地33戸、朝日区内の朝日1団地

20戸、同じく朝日2団地38戸、同じく朝日3団地は20戸、合計で78戸朝日区にはございます。それから、上大隈区内の上大隈団地は20戸、甲仲原区の甲仲原団地は24戸、内橋区内の内橋団地は28戸でございます。

それから、建てられた理由についてでございます。朝日2団地の38戸、これを除く住宅145戸につきましては、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建てられております。朝日2団地の38戸につきましては、住宅改良法に基づく住宅地区改良事業、これは主に老朽木造住宅密集市街地の整備を行う事業でございます。この事業により整備をしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町営住宅の現在の空き部屋、どの地区に何戸あるのか、何で空き部屋になつてるのか、ちょっと詳しく説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

空き部屋の現状についてでございます。8月末現在の団地ごとの状況についてご説明いたします。

7団地中、5団地に空き部屋があります。総数は15戸でございます。まず、内橋及び朝日3団地には、空き部屋はございません。宮町団地ですが、空き部屋は3部屋でございます。うち2部屋は、昨年度退去分でございます。その2部屋につきましては、本年8月に募集を行い、申し込みを受け付けております。9月中旬に申し込みによる抽せんを行い、11月中旬の入居を予定しております。残り1部屋は、本年7月に入居者死亡により空き家状態となつたこともございまして、次回以降の募集対象となつておるところでございます。

次に、甲仲原団地ですが、空き部屋は1部屋でございます。平成25年度より空き部屋となつておりますが、現在のところ緊急用の部屋確保のため、募集はかけてないところでございます。次に、上大隈団地ですが、空き部屋は2部屋です。昨年度と本年度、退去されております。これは、11月に募集をかける予定としております。次に、朝日1団地でございます。空き部屋が6部屋あり、うち4部屋が平成25年度中、残り2部屋は平成26年度中に退去されております。全体が20戸ですので、3割の部屋が空き部屋という状況でございます。朝日2団地は、空き部屋が3部屋ござ

います。うち2部屋は、平成25年度中、残り1部屋は平成26年度中の退去でございます。こちらは、全体で38戸ございますので、空き家率は7.9%となっておりますところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

朝日団地が空きが多いようですが、何かこれについてはわけがあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

先ほど、住民福祉部長も申されましたが、7月に現状把握を行っております。老朽化がかなり進んでいる、それと昭和50年前後の建築物ということで、現在の生活様式にはそぐわないつくりになってるということを確認しております。そういったことから、内装をやりかえるのに多額の費用がかかるとか、入居者の手間がかかるとか、建て替えるにしても一時点との手間ですね。それから、一連の費用、それから本体の工事費用、そういったことと耐用年数あたりを勘案いたしますと、今のところ募集を控えてると、積極的な募集を控えてると、そういったような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それいつから空いたか、朝日1団地のいつから空いたのかが、今正確な日にちが聞こえませんでした。これはもう長いんですね。大体、あなたたち団地をつくるときには、ちゃんと管理条例っちゅうのがあって、環境をつくって、変えられる状態にするっていうことが、ここうたつてあるでしょう。それを手抜きしてほったらかして、もう長いとでも10年ぐらいになるとあるんじゃないですか、入ってないところ。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

朝日1団地につきましては、空き部屋が6室ありまして、それにつきましては平成25年度と26年度中に退去により空き家になっておる状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

1団地の場合、違いますよ、そんな。私も朝日区もう45年から50年近く住んどうとよ。区長を何期も、3期もしとった。いつからおんしゃれんごとなったちゅうのはわかってるんですよ。それをそのままほったらかしとるから、そして扱わない、だから住宅を募集しても入ってこない、そういう状況なんですよ。あなたたち、何のために町営住宅をつくられたんですか。そういう低所得者のために入れろうということで作られたんでしょう。そしたら、空いたら速やかに次に待ってる人を入れるために、改良してやらにゃあいかんでしょ。それをほったらかして、金かけるのがもったいないというような。そういうことじゃいかんじゃないですか。町営住宅をつくる、低所得者のための住宅をつくって、意味がないんじゃないですか。だけん、周りの環境が悪くなる。草ボウボウになる。今住んどう人でも、こんなところはもう住まれんというようなことで出ていかれる。

それでは、最初建てられたとき決められたんでしょう、この町営住宅は。整備するのは、町営住宅の整備は町営住宅の管理条例では第3条の3から7でうたってあるでしょう。それを何もやってないんですよ、これ。ちゃんとやっておれば、そういうことにはならないんですよ。住宅管理人を置いてありましょけど、その人たちとのどういう打ち合わせとか、出たり入ったりしよった場合、どういうとこをやりかえていただきたいというような話し合いなんて管理人はされとうとですか。朝日は誰なんですか、管理人は。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

太田議員のほうから指摘を受けております空き部屋につきましては、早々に各部屋、見積もりを徴取していきたいというふうに考えております。

それから、それぞれの団地の管理人さんにつきましては、再度把握をしていきたいと、そして定期的にご要望等々も受けながら打ち合わせをさせていただきたいというように思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

安川部長、どうも前向きな発言ありがとうございます。

そのことによって、朝日区がやはり、住む人がどんどん少なくなっていくようなことをなくしていかないと、町営住宅が78戸もあって、300世帯ですよ。その中で

78の町営住宅があったら、区の運営っちゅうのは難しいですよ。

それと部長、今後粕屋町では低所得者も増えておりますし、生活保護者も増えておりますが、町営住宅の建設っちゅうのは考えてあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町営住宅の建設等々でございますが、まず平成25年3月に粕屋町町営住宅の長寿命化計画等々を作成させていただいております。現在はこれに基づきまして、それぞれの維持管理をさせていただいてるところでございます。今現在、町営住宅をすぐ建てるというふうな計画は持っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

わかりました。しかし、やはりこう世の中が困窮してきますと、住宅を求めている方、たくさんおられると。やはり、そのためには、アンケートをとって住宅を、住む住宅を欲しがってる人がどの程度あるのかというようなことを調査をされて、ただつくる計画がないとかいうことじゃなくして、やはり今後、そういうことも考えていかにやいかなと思われてるというようなことも考えていただきたい。そのほかにも、やはり町営住宅の整備ですね。当初は物置やら置いてありましたけど、もう建ってから40年もなると物置はそのまんま腐って、本人は買い替えもしきらんからそんなり、本来ならこれは、物置はちゃんをつけるように管理条例でなつとりますね。その辺も守っていただかないと、もう本当腐ったような物置があつて、よそから来た人は、何かいなこの家はつていうような変な環境になってしまうんですよ。

それから、次に行きますけど、先ほど言われました平成25年3月に出示された町営住宅長寿命化計画では、第2団地に統合、建て替えの候補地つてなっておりますが、ここは第1団地は、第2団地ができればそこに引っ越しすればいいんでしょうけど、第2団地の方は一応退去せないかんですね。町長、その退去する場合は、退去する住むところはどうかとかないかんとですか、これは。皆さん方に早くその辺も知らせとかないと、急に退去、明け渡し命令出されて、それからではやはりこういう住宅に住んである方ですから、そんなお金も裕福じゃないはずですから。その辺はどう考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

朝日団地のことだと思いますが、町長。

◎町長（因 清範君）

今ご心配のような混乱が起こらないように善処いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

今太田議員さんがおっしゃってるのは、先ほど部長がお示したこの住宅の長寿命化計画の中のものだと思います。これの中の統合建て替え、これについてのご発言だと思います。

これは、耐用年数が迫る中、建て替え事業手法の一つのケーススタディ、研究事例として記載してるものでございます。ですので、建て替え事業手法には、この直接建て替え、それからこの直接建て替えの中に統合建て替えの案があるということでございます。ほかの案としましては、買い取りとか借り上げとか、そういった手法もあるということで建ててるので、これが必ずしも統合建て替えを行うのか、通常の建て替えを行うのか、買い取り、借り上げ、ここらでやっていくのか、そこら辺は、まだ今現在では決まってない、そういったような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私は、この計画を町が出されたときに、早く朝日団地の方に知らせないかと思って、この資料を焼いて皆さんに全部配ったんですよ。そういうことで準備していかないと大変ですよということで。今言われると、全く考えがそうじゃないですよというような言い方されると、なら今おる住民はどう考えているか。もうこれ耐用年限45年でしょう。もうすぐ来ますよね、第1団地は。第1団地は、立ち退きになってませんから、住んどかろうと思うんですけどね、入れさせてもらえば。第2団地は、全部立ち退きかけられたらのかにゃいかんですね。買い取りって言われても、あの団地、あんた見たことある。買い取られんよ、隣ひつついって。買い取りなんて、あんた金がないと、町営住宅に住んどるわけですから。買い取りなんか、あんたできるわけないでしょう。解体するのも大変ですよ、あれは木造やないから。

それと、どうせ計画は建てられると思うんですけど、計画新しく、例えば町長整備された住宅、そこには今入っておられる方は、引き続き建てたときには入られるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、先ほど介護福祉課長からお話ししましたように、いろんな手法があります。つきましては、手法が決定した段階では、今居住してある方々に最大限迷惑がかからないような手法で善処していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それから、今入っておられる方は、恐らく敷金を納めてあると思うんですね。町は、その敷金の運用はどんなふうになされるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

介護福祉課長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋福祉課長、簡明にお願いします。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

済いません、経験が浅くて、詳細には存じ上げておりません。申しわけございません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それは、管理条例にちゃんと決まっとうごたあですね。管理条例見られたら、それに書いてありますよ。ちょっと時間がありませんから、ここに建設省が出されました平成8年10月14日、住宅局長通達によると、市町村に出されたこの中に、敷金はどういうふうに使いなさいということが載っておりますので、しかっと勉強していただいて、そういう運用になってるのかどうか、確認して後日報告していただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

（4番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

12番山脇秀隆議員。

（12番 山脇秀隆君 登壇）

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇秀隆であります。通告書に従い、質問いたしていきたいと思っております。

今回の質問は、昨日の木村優子議員のを引き続きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まち・ひと・しごと創生事業における粕屋町の総合戦略についてであります。

政府は、2008年から国の人口が減少していることから、国の経済等に与える影響を鑑み、この人口減少問題を国の存立にかかわる有事だと捉え、政府は地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、国が直面するこの大きな課題を乗り越えるための総合戦略を掲げて、全国の地方自治体に対して中・長期の取り組みを具体化する地方総合戦略の策定を要請いたしました。作成に当たっては、2019年度までの5カ年の人口ビジョン及び戦略の基本目標を地域の実情に応じて設定することになっております。そこで、粕屋町の総合戦略における考え方をお聞きいたします。

平成27年1月に内閣府地方創生推進室から地方版総合戦略を策定するに当たっての留意点が示された手引書が出されました。地方からの質問に答えたものであります。この手引書に従い質問をしますので、よろしく願いいたします。

まず、県と粕屋町の役割分担をどう考えるのか。県の役割は町との連絡調整、戦略策定支援となっております。福岡県の体制は現在どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

細かい部分に入りますので、経営政策課長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

県と地方ということで、県は県でこの地方版の総合戦略並びに人口ビジョンの策定に現在取りかかっております。2度ほど県のほうから説明会等も受けておりますが、まだ策定完了している状況ではありませんで、策定中ということです。あと、県のほうでつくっております総合戦略におきましては、県内を16地区の圏域に分けて、それぞれの圏域ごとに分析等を実施すると、そういうふうな報告を受けております。

基本的には、この総合戦略につきましては、各自治体がおのおの作成するというものですので、国に対して直接自治体のほうから、作成内容は報告するようになっております。人口ビジョンにつきましても、県のほうで現在策定中ということで、関係といたしましては、国の総合戦略並びに人口ビジョン、県の総合戦略、人口ビ

ジョンとがあります。全くそういうものを加味しないで町の分をつくるということはできませんが、基本的には地域の特性を生かすというふうになっておりますので、粕屋町の特性を見きわめながら作成に入りたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

確かに、国、県の総合戦略を勘案してつくるという流れにはなってるとは思いますが、先に市町村がつくってもいいよというような、手引書にもありますので、その辺は後で考えられてお話の中で決められたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、町の役割としては、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や町の資源を生かした住民に身近な施策を盛り込むことが期待されております。地域の特色や町の資源をどのようなものと考えてるのか、お聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町の地域資源でございますけども、まずこのように人口が多くなっておるといのは、合併当初1万1,607人ございました。もう今は4倍の4万5,500人というようなことになっております。こうなったのは、一つは福岡市に隣接しておると、150万都市に隣接しておるといことが一番大きい。それに加えて、大変粕屋町は交通の利便性がいい。JRの駅は、本来香椎線が酒殿駅と伊賀駅2つ、旧篠栗線が原町駅1つでございましたけども、先人が長者原駅のクロス駅をつくろうということで、当時まだ国鉄だったと思います。交渉し、長者原に駅をつくった。これがやっぱり、町の発展の一番のきっかけじゃないかと思います。それに加えて、門松駅、柚須駅ができて、今全体で6つの駅ということになりました。

そういったふうな特に交通の利便性、それから農地が今でも約208ヘクタールという広大な、糟屋郡でも一番広い農地が残っております。そういった自然の環境ということが2番目。

それから、交通アクセスの中で道路交通の関係でございますけども、福岡インターがあり、都市高のランプがあり、そしてほとんどの筑紫野に行く筑紫野古賀線、それから福岡のほうに行く福岡篠栗線、それから今建設されております外環状線、これが将来201号までつながって、先の直方線までつながるといった、もう既にそういった設計並びに用地買収に入っております。こういった非常に先人が培ってきた、粕屋町の将来像を描きながら培ってきたものがようやく花を開いて人口がこの

ように増え、そして税収も上がり、また今度第5次の総合計画の中では、もう少し住宅エリアを広げろとか、工場用地を広げろとかといったような施策を打ち出すものと思います。

概要としては、粕屋町の特徴は、そういったことではないかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

町長の発言の中でも、総合計画と総合戦略、この違いがちょっと皆さんにもよくわかりにくいと思うんで、これは後ほど、また質問していきたいと思いますので。今言われたことは、総合戦略という捉え方で一応考えておりますので、確かにこれまで地域の特色や町の資源を生かした中での施策が、今言ったような人口増につながってるということを考えれば、今後ともいろんな手を打っていくことが将来の粕屋町の人口ビジョンにつながっていくのかなというふうに考えております。また、別の面で、粕屋町はいろんな公共施設があるということが一つの資源ではないかなというふうに考えております。地域の特色や町の資源を生かした子育て世代包括支援センターの取り組みとして、（仮称）こども館の中にその機能を考えておりますが、当然にこれも住民に身近な具体的な施策として考えられます。

このように、若い世代が多い粕屋町の現状から子育て支援に今後も力を入れていくと昨日の質問の答弁でも言われましたが、粕屋町の将来ビジョンでは、総合計画に見る10年後の人口、これは総合計画ですね、に見る10年後の人口は5万2,000人としております。これは、現状の状態が続くことを想定しておりますが、総合戦略では、積極的な戦略で目標を設定する必要があります。全国で初めて総合戦略をまとめた京丹後市は、現在の5万8,500人の同市の人口を45年後には7万5,000人とする大胆な目標を打ち出しました。粕屋町における目標設定はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。先ほど、政策課長のほうから国、県の動向、人口ビジョンを見ながらというお話でありましたが、大胆な目標、設定もこれある程度やっぱり必要ではないかと。要するに、町がこれを実行していくって強い意思でございまして、この辺の設定がどうなってるのかお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、先ほどから言われておりますように、第5次の総合計画のほうを策定中で

あります。第5次の総合計画の2025年の人口の予想値といたしましては5万2,000人というふうに設定しております。やはり、総合計画というものがあまして、その延長線上にこの総合戦略というものはあるべきであろうというふうに考えておりますので、2025年時点での人口の予想については、総合戦略においても5万2,000人というふうに想定しております。

ただ、全体的には、その後全国的な推計の中では既に落ちていくと、減っていくという状況の中で設定されておりますし、その後2025年以降も半減していくような推計が予想されております。しかし、粕屋町の総合戦略といたしましては、その後も一定の伸びを続けるというようなことで、現在2060年、将来的な予想としては6万6,000、こういった数字で計画のほうの策定に入りたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

将来は、そういった流れで大きな数字の目標、維持していくっていうのは、多分きつとは思うんですね。ただ、10年後5万2,000人、総合計画にうたってるので、それに向けて戦略も考えていきたいというようなことでしたが、先ほども言いましたように、総合戦略と総合計画というのは違うんですね。この辺をよくやっばりわきまえていかないと、目標の立て方が総合計画に沿ってしまったら、これ戦略じゃないんですね。戦略っていうのは、戦いですよ。だから、町がどうやって戦っていくかっていうことを示すということが求められているので、そこはやっぱりしっかり考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

例えば、京丹後市の2060年の人口、先ほども言いましたが、目標設定で1万6,500人の人口増を達成目標としております。毎年366人の人口増を実現する施策を具体的に打ち出すということでありまして。粕屋町の人口は、毎年1,000人前後、ここ四、五年増えておりますが、京丹後市は45年間、毎年366人ずつ増え続けなければ目標達成できない。これ45年間も毎年366人増やしていくっていうことを考えたら、これ多分ぞっとすると思うんですね、行政は。本当にできるんだろうかっていうような。そういった取り組みをしていこうとしてるんですね。粕屋町も、やはり5年後には、これ4万9,000でしょう、総合計画では、4万9,000人の人口想定ですよ。だけど、1,000人です、たった。たったこの5年間でこの1,000人ぐらい戦略して、やっぱり5万人にするぞぐらいのそういったビジョンを描けないのかなと。やっぱり、それが戦略だと思うんですね。

だから、やっぱりその辺をやっていくという意味決定をしとかなきゃいけないの

かなと思いますので、この辺のちょっと見解を町長にお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私は、将来市政を目指すということでいつもお話ししております。そういう意味では、2020年が4万9,000でございますので、おっしゃるようあと1,000人頑張るといった戦略を是非とも組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この粕屋町版の総合戦略においては、人口ビジョンは5万人ということで再度確認をしたいと思いますが、政策課長、よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

町長が目指すと言われておりますので、目指す政策は打っていきたいと思っております。ただ、現在の推計をしているもとになっている数値というのがあります。それは、人口の動態等は加味されております。ここ5年間、過去5年間、それと過去10年間、この推計値というのはかなり高い数値をあらわしております。それをもとに現在の推計も行っておりますので、今現在2020年で4万9,000、それから2025年で5万2,000という数字も、年間に400から500人増えていく、こういった状況を続けなければいけませんので、戦略的な数値としての検討は再度させていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

楽しちゃいけないんですね。やっぱり、戦いですから。やっぱり、きつい目標設定をしてやり遂げていくっていう、京丹後市は45年間ですよ。粕屋町はたった5年間。この辺を考えていただければ、今の総合計画では達成可能なんですよ、今の施策を組んでいけば。だから、やはりそこを1,000人増やすっていうことは、新たな施策を組んでいかなきゃいけない、いろんな施策を考えていかなきゃいけないということなんです。だから、そのためにもやっぱり高い目標を掲げるっていうことは、これは非常に大事なことであるというふうに思っております。

次に、市町村間の連携における町の取り組みでは、広域環境や農村交流など、個別の施策における複数市町村間の連携が求められておりますが、粕屋町として具体的な取り組みなり、考えはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今現在、一部組合等、いろんな周辺市町村との連携、それから福岡市を含めた都市圏での連携等々を組んでおります。詳しい内容につきましては、経営政策のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

一般的に広域で取り組んでいるというのを分かりやすいのは、ごみであったりとか、水であったりとか、下水道であったり、そういったのが皆さん方に一番わかりやすい広域で現在取り組んでいる内容であろうと思います。そのほかに、先ほど県内を16に分けてというお話をさせていただきましたが、その母体になっているのが糟屋中南部ということで、糟屋郡内の6町が、新宮と古賀を外して旧糟屋郡の6町が1つのエリアというふうにして定められております。今現在も、粕屋中南部でもまちづくりといったようなことでの取り組みをやったり、地域の紹介のガイドを出したりとか、そういう取り組みをやっておりますし、あと1市17町で福岡都市圏のほうの組織もあります。こういった中でも、粕屋地域というようなことで、これは粕屋地域になりますので、旧糟屋郡になります。その中で地域おこしの取り組みであったり、今年度でいえば歴史講座を開いたりとか、粕屋の地域の歴史を知っていただいて、より愛着を持っていただこうとか、そういった取り組み等も行っておりますし、消防の指令、こういったものの広域的な取り組みであったり、老人の方の徘徊、こういったのを広域で取り組むことで広い、町内だけでやるのではなくて、広域で取り組むことのメリットがある部分についての事業については、今現在もそういうふうな事業は行ってきておるところですので、今後もこの戦略の中で、やはり単町でやるよりもより効果的に広いエリアであったほうが実効性があるというような施策については、広域の検討が必要になってくるかと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

これは総合戦略の話なんで、今までやってるということは、それは当然これから

も続けていかなければいけない広域の問題だろうと思います。戦略なんで、何を考えていくかということなんですね。やっぱり、人口を増やすためにどう考えるか、地域が活性化するためにどう考えていくかということが大事だというふうに言われているのがこの総合戦略なんですね。だから、そういった意味では経済面、文化面、地理的状況から一体性、関係性のある広域圏において複数の市町村が共同して、総合戦略を策定することも考えられると。だから、単独で考えるんでなくて、全体の総合戦略として連携をして考えていくっていう段取りをとらなきゃいけないということなんですね。

例えば、観光という面を考えても、例えば福岡空港近いです、先ほども町長利便性であるとか、いろいろ町の特色を言っていました。本当に恵まれた環境にあると思いますが、例えば福岡空港からバスで駕与丁公園のバラ園に運びまして、九大農場跡地の1300年前の遺跡を経て、篠栗の南蔵院の釈迦涅槃像に持ってって、そこから久山温泉、トリアス、こういうふうに観光的に考えれば、連携すればやりやすい施策もあるんですね。これは、地域活性化ですよ。だから、そういった面で観光面から見た場合でも、このようなアイデアっていうのが浮かんでくるはずなんです。だから、こういったものを広域でやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思います。

さまざまなアイデアを出すために、策定プロセスにおいてまち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくために、住民やNPO、関係団体、民間事業者との参加協力が重要であり、広く関係者の意見が反映されることが求められておりますと。その方向性や具体案など、審議、検討する推進組織はどうなっているのかと。昨日の質問の答弁では、内部推進本部というような何か名称が出てきたようですが、それはどのようなようになっておりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

推進組織につきましては、外部組織と、先ほど言われましたような庁内の体制の組織づくりを行っております。外部組織といたしましては、粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議ということで設置をするために、まず要綱を制定いたしております。その内容は、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び改定に関すること、それから総合戦略の推進及び効果検証、これは次年度以降になってくるかと思っておりますけど、実際に取り組んだ内容についての検証についてもこの推進会議のほうで行っていきたいと思っております。その他、まち・ひと・しごと創生に関することについて審議し、その意見を町長へ提言するという位置づけにしております。

一応、推進会議のほうの構成といたしましては、学識経験のあるもの、それから県の職員、それからや町の区域内の公共団体の役員等、それから公募による町民、こういった構成で公募等も行いまして、現在この体制を整えて、今回総勢で今のところ8名の体制で行っております。内訳といたしましては、学識経験のある方につきましては、総合計画でも入っていただいております九州産業大学のほうの宗像教授のほうに入っていただくようにしております。県の職員といたしましては、先ほど粕屋中南部の広域のお話をさせていただきましたが、広域地域振興課、県のですね、こちらのほうの職員の方に入っていただくようにしております。あと、町の公共団体につきましては、政策的なかわりが深いというようなことで農業委員会、それから商工会、それと子育て等の関係もありますのでPTAの連絡協議会、こちらのほうから役員の方に入っていただいております。あと、公募の方につきましても、男性の年配の方、それと20代の男性の方、それと40代の女性の方というようなことで、全体といたしまして8名の方で構成をしております。委員の8名のうち、一応3名の方が女性というようなことで、女性の登用率につきましても37.5%というようなことで組織をつくっております。庁内の組織といたしましては、副町長、それから各部長が入って組織しております推進本部と、具体的な素案、戦略の素案を策定する専門部会というようなことで考えております。現在、推進本部については開いておるんですが、専門部会のほうがまだ立ち上げられておりませんので、今後職員の中から選任いたしまして、専門部会のほうの立ち上げに入っていきたいと思っております。

あと、今回の計画策定に当たりましては、産学官金労言と、こういった広い分野からも参加をというふうになっておりますので、この専門的知識の有識者につきましては、アドバイザーという立場で参画していただくというふうに考えております。こちらにつきましては、常に情報の共有を行うとともに、推進会議及び庁内体制の推進本部の会議、こちらのほうへ参加していただくというふうに考えておまして、各分野からのアイデア、それから提案をしていただくことを想定して、アドバイザーという立場をとらせていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

推進8名体制ということで、推進組織があるというお話でした。ここの中で、私が非常に重視してるのが、やっぱり住民なんですね。そういった中で、幅広い年齢層の住民というふうに位置づけられてるわけですね、手引書では。この幅広って

いう中に、今お話のあった中での公募でのメンバーを考えたとき、当然金融機関とか労働団体とかメディア等についてはアドバイザーという形で、後であれによって出席、参画してもらおうというような流れでしたが、この話し合いの中でやっぱり住民というのが一番大事ではないのかなというふうに思うので、この辺の人割り、人員割というか、その8人の中の人員の占める割合というのは少ないのではないかな、また幅広い年齢層がどうやってここでできるのかなというふうなことも考えられるんですね。この辺はちょっとどのように考えてるか、ちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

一応、住民の方については、公募をとらせていただきました。内容といたしましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、62歳の男性の方、それから28歳の男性の方、それから47歳の女性の方に現在入っていただいております。バランス的に、年齢的なバランスといたしましても、全体的な役員の体制といたしましても、とれた状態ではないかというふうには考えておりますが。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

幅広い年齢層、これは20代からということでもいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

各団体からの役員の方も入っていただいております。農業委員会からは、会長の八尋会長のほうに入っていただいております。商工会のほうからは、女性の理事の方に入ってもらっております。PTAの連絡協議会のほうからは、仲原小学校のPTA会長のほうが入っておられまして、各年齢、かなりばらつきといたしますか、広がってきておりますし、男女の割合も入ってきております。あと、県の職員の方も女性の方に入ってきてもらっておりますので、年齢構成的にも、男女割りのことから考えても、バランスはとれているのではないかというふうには判断しております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

毎回思うことなんですけどね、こういった審議会であるとか推進組織っていうのが、どうも町のこの役、例えば婦人会であるとか、何かそういった流れに、それは悪いっちゃうことじゃないですよ、が多いっていうのが何か1つあるんですね。もう一つ、この公募に当たっては、多分粕屋町のホームページとかそういったところ、広報とかで募集されたと思いますが、この募集は年齢条件ってつけてありました。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

成人っていうことだけでしかつけてなかったと思います。濟いませぬ、今詳細にお答え覚えてませぬが、年齢制限的なことは成人っていうことにつけておったと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

確かに、中学生とか高校生とか、学校もありますんで、こういった審議会とか推進会議に出席っていうのは無理だとは思いますがね。ただ、例えばワークショップとか、いろんなやり方があると思うんですね。そういった中での吸い上げをしながら、やっぱり推進会議で、諮問委員会っていう形になるんだろうと思いますけど、そういった形でやっぱり取りまとめもある程度必要なのではないかなと思います。

それはさておき、次の質問に行きたいと思います。

策定作業2015年度となっていますが、戦略の基礎作業はどこが行っておりますでしょうか。また、国、県の総合戦略との関係、先ほども何かありましたが、どのように考えられておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

国のほうは、基本目標として4つ上げております。1つ目が、地方における安定した雇用を創出するというところで雇用ですね。2つ目が、地方への新しい人の流れをつくると、これは東京の一極集中を解消するというようなのが大きな流れの一つだろうと思います。3つ目が、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるということで、まさしくこれが粕屋町に必要なってくる大きな課題かなというふうには思っております。4つ目が、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守ると

ともに、地域と地域を連携する。これ、先ほど山脇議員が言われたように、地域の連携であったり、中山間地の過疎地の政策に当たってくるのかなと思っておりま

す。
現在、粕屋町のほうとして総合戦略を計画していく途中でありますが、今考えております基本目標、想定しております基本目標につきましては、人が集まる魅力と活力ある町を創出すると。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえると。これは、やはり大きな課題になってくると思っております。誰もが住みなれた地域で暮らしていける協働でつくる安心のまちを実現するとしております。今後、この政策の具体的方向の内容、まだこういった方向、大きな目標を今考え出した時点ですので、今後これの中の具体的な施策であったり、国のほうが言っております重要業績評価指標、K P I ですね。こちらのほうの設定等に入っていきたいというふうに考えておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

市町村においては、国、県の総合戦略を勘案する必要があるというふうに先ほども言いましたが、人の流れを考えたとき、これが重要だというふうに言われております。指標と、これ済いません、今の話は後でちょっとします。

人の流れを考えたとき、九大農場跡地利用もこの総合戦略の中で重要な位置を占めているのではないかなというふうに考えてます。粕屋町の戦略を考えたとき、一つにはこの九大農場跡地に公共の施設をやっぱり確保していく必要があるのかなというふうに考えております。また、九大農場跡地の地区計画によっては、これも人口の増加が見込めるのではないかなというふうに考えます。

そういった意味で、国、県が、先ほどもつくった後に考えるような意味合いのことを言われておりましたが、こういったことも含めて、国、県とやっぱり意見を交わしておく必要があるのではないかなと思いますので、この辺のちょっと作業はどうなっているのか、ちょっと聞かせてもらっていいですか。国、県とのかかわりというか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

国のほうのビジョンとか戦略は、既に出ておりますので、もちろん先ほど4つ基本目標等も言いましたが、その下にK P I とかも設定してあります。そういった大きな流れは参考にはしていく必要があるかと思いますが、やはり地域の独自性は

必要かと思っております。

今設定しております総合計画等については、先ほど言いましたように16圏域で今策定中でありますので、その内容でうちとしても取り入れる部分は取り入れるということで、県ができないとつくりませんよということではありません。これは、もう町で独自でつくっていいと。国が一番最初に言っていた時点では、何も県と市町村が整合性を図る必要はないというようなことも言われておりました。ただ、やはりそこはある程度の整合性というか県の分析内容とかを参考にする必要は、町としてもあるのかなというふうには現在考えております。

あと、先ほど言いました内容3つ、柱を立てておりますが、その下に施策の基本的な方向というようなことを打ち出していきたいというふうに思っております。人が集まる魅力と活力ある町の創造というようなことについては、やはり触れ合いとか集いとか交流、こういったこと。それから、魅力を高めるという意味でも情報発信、こういったことを取り入れていく必要があるんじゃないかなと。それと、産業の振興ですね。やはり、まず人が住む場所を選ぶときに何がかかわってくるかというのは、やっぱり働く場所、雇用というのがかかわってくると思いますので、1つ目の基本目標としては、そういった情報発信をして、まず粕屋町を知っていただいて、働く場、雇用の場を見つけていただくと。そういった取り組みをまず最初の基本目標の中では上げていきたいというふうに思っております。

2つ目の若い世代の結婚、出産、子育てについては、やはりその支援策の推進、それと子どもたちの健全な育成、それと、昨日も出ましたが男女共同参画、こういった内容の取り組みが必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

それから、3つ目で言っております誰もが住みなれた地域で暮らしていける協働でつくる安心の町と。こちらについては、やっぱり地域でつくる安全・安心なまちづくり、それから、誰もが生き生き暮らせる環境づくり、こういったものが必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

質問では九大農場関係もありましたが、ありましたか。
どうぞ。

◎経営政策課長（山本 浩君）

九大農場の活用内容というのが、今まだ具体的なところが出てきてない、今後また検討していく中で決まっていくんじゃないかというふうには思っています。戦略の中で位置づけ的に必要になれば、取り上げるべきであろうとは思っております。もともと都市計画のほうでは西の玄関口、粕屋町の新たな顔をつくるというような

ふうな位置づけにはなっておりますので、今後遺跡等の状況等を見ながら、決めていく必要があるのかなというふうには思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

遺跡等の状況は、これから試掘なりするなりしてやっていかなきゃいけない、時間がかかるわけですね。これ総合戦略って2015年度までにつくるっていう流れの中で、やっぱり九大農場跡地っていうのはちゃんと総合戦略の中に県が入れてるかどうかっていう部分も確認しとかなきゃいけないと思うんですよ。そうしないと、幾ら粕屋町で戦略を練ったとしても、そういう部分では県の総合戦略の中にそれが入っていないことであれば、これは整合性を持たなければいけないような話をされてましたんで、その辺も含めてちゃんとしっかり連携をとっておかなきゃいけないっていう形になるので、その辺の話はある程度こちらから提案をしておくってことも必要なのではないかなと。この九大農場跡地を県が総合戦略の中でどう考えてるかということも、やっぱりしっかりに見極めておく必要があるのかなというふうに考えております。

また、るる総合戦略についてのお話がありまして、3項目ぐらい政策分野みたいなこと、基本目標みたいなことを言われましたが、私ここで初めて聞く話なんですね。これ一切資料とか、そういうのは議会に出されてないわけですよ。だから、それを今ぱらぱらぱらっと言われても、書きとめる時間もないし、大変な作業なんですね。だから、その辺はまた後で言います、後で言います。だけど、この総合戦略の問題、これはしっかり、やっぱり執行部と議会と、しっかり連携してつくらなきゃいけないですよということが後でうたわれてますので、またそのときに話します。

この基本目標に対して具体的な政策を立て、この目標をどのように達成するかっていうのを記述するというふうに、この戦略の中ではあります。この町の総合戦略の基本目標と、それを実現するための具体的な施策を考える上で、地方版総合戦略には盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定するとしてます。この基本目標には、行政活動そのものの結果、アウトプットではなく、その結果として住民にもたらされる便益、アウトカムに関する数値目標を設定する必要があるとしております。このアウトプット、アウトカム、これちょっと説明してもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

アウトプットっていうのは投入、どういった施策を投入しているかということで上げられると思います。アウトカムというのは、実際に町民の方が受ける受益っちゃうか便益、これのことをアウトカムと。今回の総合戦略においては、住民の方が受けられる便益のほうを数値目標として上げなさいよと。町が何回こういうことをやりますよとかということじゃなくて、それでもたらされた町民の方の利益、便益のほうを数字として目標に上げなさいというような内容です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

私と同じことを言ってると思うんですね。これは、例えば今まで予算でこういうことやります、ああいうことやりますっていう、施策から予算獲得をして、これだけのお金でこれだけやって、こういう事業をしますというのがアウトプットだと思うんですね。ところが、その結果として出てきた結果、例えばこういうこともあり得るわけでしょう。お金いっぱい使ってやったけど、結果が余り出てこなかった。この結果がアウトカムなんですね。

だから、これから求められてるのは、アウトカムなんです。要は、住民に対して行った施策が住民にとってどれぐらいの評価があって、どれぐらいの結果が出てっということを評価しますよっていうことになってくるので、私たちが考えるのは、今まで予算審議に力を入れてやってきましたね。ところが、これからは、決算についての審議のほうやっぱり重要になってくるということになるというふうに国のほうでも言ってますよ、国のほうでも。これからは決算重視だと、予算重視じゃない、これからは決算重視。やっぱり、住民にとっては、どれだけのものが達成できたかどうか、ここが大事であるというふうに言われておりますので、議会としても今決算審議が行われておりますから、これから決算をやっぱり重視をして、どれぐらい住民にとってこれが結果としてなされたっことを評価していかなきゃいけない、そういうふうになっておりますので、そういうことも理解しながら策定を進めていただきたいっていうふうに思います。

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策、それぞれに対して客観的な、先ほども政策課長言われてましたけど、重要業績評価指標、K P I を設定する必要があるとしております。政策ごとの進捗状況を検証するための指標でございますが、K P I 特定に当たっては、次の要素が必要とされております。明確性、計量性、達成可能性、結果指向または関連性、そして期限。

以上のことを踏まえると、このK P I に設定する施策には、客観的にわかりやす

いように数値化しなければなりません。そのための設定基準は、国の地域経済分析システムを活用するとあります。このシステムがどういったものか、また実際にこのシステムを活用できているのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

今回の地方創生に当たりまして、国のほうから3つの支援というのがあります。1つは情報支援、その情報支援が地域経済分析システム、これが整備中があります。各地域に即した地域課題を抽出し、対処できるよう各地域の産業、人口、社会インフラ、こういったものに関するデータの解析を行うというふうな内容になっております。システムには、4つのマップがありまして、産業、それから観光、人口、それから自治体比較で構成されています。まだ全てが完成形という形にはなっておりませんので、今後も計画への反映が必要とは考えておりますが、今後も動いていく数字になっていきますので、実際運営していく中でも随時定期的に管理上、見ていく必要があるかと思っております。今年度の中で、一応これらのシステムは完成するというふうにはなっておりますので、総合計画の策定の過程の中では、そういうデータも参考には取り入れていく予定であります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

次に、戦略の対象となる政策分野の範囲で臨まれるものとして4点挙げられております。1つ、仕事づくり、2つ、人の流れ、3、結婚、出産、子育て、4、まちづくりにかかわる分野。その中で特に仕事づくりは、まち・ひと・しご創生の循環を生み出す主要分野であり、十分に位置づけることが必要だと言われております。仕事づくりを戦略として考えたとき、どのような政策分野が考えられるのか、お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

仕事づくりの中では、やはり農業基盤の整備の充実であったり、地産地消の促進であったり、商工業の活性化、それから新たな産業の振興、こういったものが考えられると思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

仕事づくりの中で、今言われた農業分野だと地産地消であるとか、商工とか、産業分野の云々というのがあったんですけど、これ仕事づくりをするためには、やはり粕屋町に何かつくるってこと、創生ですからね。何かをつくるってことが大事なんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、一つには企業誘致、これがやっぱり考えられるのがあるんじゃない、町長も一生懸命、今企業誘致っていうことで働きかけをいろんなとこにさせていただいてると思います、そのためには土地の確保であり、当然町としてではなく、市として誘致するほうが有利というふうに考えるんですね。先ほど私が5万人って言ったのは、イコール市政のあらわれだと思いうんですね、あらわれなんですね。やっぱり、積極的な人口ビジョンっていうのがこういった意味でもやっぱり必要というふうに考えてますんで、仕事づくりっていうことを考えたときに、一つに企業誘致を考えたときに、やはり市としてそれを誘致するってほうがいろんな面でいいのではないかなというふうに、これは一つ総合戦略の考え方として、やっぱり一つ考えておいていただきたいなというふうに思います。人口増の積極的な人口ビジョンを持ち、企業誘致のための取り組みの設定、市政を見据えた設定、子育て環境充実のための設定、地域活性化のための取り組みの設定等の政策分野をやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

続きまして、国の総合戦略にも盛り込まれた政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の趣旨を踏まえて、効果的に施策を推進するとあります。政策5原則を考えた施策設定ということになります、例えば町の行う事業に対して、地域金融機関等の参画を得て事業の継続性など金融面からのチェックや、民間融資の可能性など、視野に入れて事業を構築することが考えられるというふうに例題を出しております。新たな手法と考えますが、こういった取り組みは今まであったのかどうか。また、この手法を町としてどのように考えているのかをお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

先ほどご説明させていただきましたように、推進体制の中で金融機関については、アドバイザーという立場で参画していただくように考えております。現在、金融機関のほうからも、町のほうに対してアクションは起こされておまして、情報の共有等を行っておるところであります。具体的にどういった内容の協力ができるか、そういったものは金融機関のほうもある程度案を現在検討しておる状況があり

ますし、地域によっては金融機関等と地域協定等を結んでおるところもありますので、そういったことも視野に入れながら今後も情報交換をする中で、施策への反映というふうなことを考えていきたいというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

こういった取り組みも新しい手法だというふうに考えますので、町が事業をやるに際して、やっぱり金融機関の意見を聞きながら、その費用対効果をしっかりと行くのと、継続性をやっぱり考えていく必要があるのかなど。こういうことは、しっかり金融機関の参画ということがうたわれておりますので、しっかり入れて今後もそういった面で事業の計画を推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、施策の検討に当たっては、平成26年度補正予算や平成27年度当初予算における各種補助事業を活用した地方単独事業に積極的に取り組むことを指示しております。先日の木村議員の質問の中で、再度確認をしたいのですが、子育て包括支援センターの取り組みについて、利用者支援事業母子保健型は地域子ども・子育て支援事業の交付金から補助事業が実施されますが、産前産後サポート事業または産後ケア事業のいずれか一方もしくは両事業に要する経費等は、母子保健衛生費補助金により実施されることになっているという説明がありました。ただ、福岡県としては、片方だけを実施しただけでは、母子保健衛生費補助金は活用できないというふうなことでございますが、粕屋町は国が認める産後ケアではないと思いますが、大丈夫でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

お答えいたします。

今言われた粕屋町は母子保健型で、母子保健相談支援事業を開設するというところで、私が知り得る限りは、母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応える姿勢をつなぐような事業であれば補助金の対象になるというふうに理解しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

これは、県に確認をされておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

私直接は確認しておりませんが、母子保健係のほうで確認いたしております。
以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この産後ケアっていうことが、ただ単に推薦をしてるとか、そういうことではだめですということなんです。ちゃんとどこかの病院と提携をして、ちゃんとそういった産後ケアに対する事業を営んでなければ、産後ケアとしては認めないということになっているので、もう一度その辺を確認をして、ちゃんとできてなければ、この事業に対してはやるというふうに言われてますんで、多分この辺も総合戦略の中でこの辺の事業、具体的な事業として盛り込まれてくると思いますんで、しっかりその辺はやっておかなければ、そういった補助事業にありつけないと。汚い言い方ですけど、ことになりますので、そういうことがないように、やっぱりしっかり精査してやっていただきたいというふうに思います。

現在、粕屋町は第5次総合計画の策定準備にかかっております。総合計画と地方版総合戦略の関係性をわかりやすく説明してください。先ほど、どうも混同してる場合とか、総合計画と総合戦略の違いっていうのが具体的にわかってないようなんで、改めてここで説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

総合計画との位置づけにつきましては、地方版の総合戦略は、人口減少克服、それから地方創生、これが大きな目的ということになってきております。それに対しまして総合計画、こちらにつきましては、各地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであるというふうな位置づけになってきております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ですから、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではないということでありまして。また、先ほども言われるような数値目標や重要業績評価指標というの

は、総合計画においては義務づけされたものではないということになりますので、しっかりその辺を踏まえてこの総合戦略を練っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。何か間違っ、不安そうな顔してますんで、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

一応基本的な考え方なんで、再度述べさせていただきたいと思いますが、粕屋町、今現在第5次の総合計画策定中であります。やはり、その総合計画の内容を反映するべきであろうというふうに考えております、総合戦略についてはですね。戦略策定については、もちろん総合計画でつくっております内容の延長線上にあるものというふうに先ほどもちょっと言わせていただきましたが、思っております。現在、上位計画となっておりますので、その傘下の一つであると。あくまでも、先ほど山脇議員が言われましたように、戦略的な要素をその中でいかに出していくかというのは必要になってくるかと思っておりますが、そういう意味では総合計画のあくまでも延長戦にあるものというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

濟いません、時間がないので、ちょっと言いたくないんですけど、戦略は人口減少克服と地方創生が目的なんです。総合計画は、これからの粕屋町の振興、発展なんです。だから、この間お話ししたときも具体的なことじゃなくて、大体そういったものを全体的に包括したのが総合計画なんですよというお話をしたじゃないすか。だけど、総合戦略は具体性なんですよ。実施するんです。言ったことをやり遂げるんです。この辺の違いがあるわけですよ。だから、これが一緒になるってことは、当然考えられないっていうふうになるんですけど、ただ今言われたような総合計画に沿った形で総合戦略をつくっていくって話、あり得ないこともないんです。ただ、その場合は総合戦略が主になるんです。そうしないと総合計画が、だから総合計画が今度総合戦略に対してかわっていくって話になってくるので、これはやっぱり立て分けておく必要があるのかなというふうに私的には思いますので、混同してしまうと違った目的が違うので、その辺が誤解されるおそれがあるので、やっぱりしっかりそれを考えていかなきゃいけないというのが今回の総合戦略であります。

P D C A のこととそれをやっていくってことなんで、これはもう時間がない

ので、ちょっとP D C Aの件については飛ばしておきたいと思います。

最後のほうになります。地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会においても地方総合戦略の策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われることが求められています。現在策定段階であると思いますが、いまだに総合戦略についての執行部からの議会に要請がありませんが、あるとすればどのような段階で考えているのか、聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、総合戦略につきましては、今日経営政策のほうからる質問に対して答えましたけども、今つくり上げたばかりです。でございますので、できるだけ早く概要版でも議員さんの手元に届くようにしたいと思います。今つくり上げたばかりです。いやいや、つくり上げたばかりというか、今日の説明の中で、今から組織づくりは終わったし、内部組織も昨日つくったばかりです。でございますので、今から議員さん方に説明してから、総合戦略をつくり上げていくということになります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、策定段階ではなくて、効果検証段階で議員のほうにはお願いをするって流れになるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

策定段階です。ですから、今ご説明申し上げました内容について、できるだけ早く議員の手元に届くようにいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

2015年度策定というふうになっておりますので、もう時間がありません。私たちも、いろんな審議でいろいろやっておりますが、やっぱりこういうことは早目に、今年の1月ごろに打ち出されてるわけ、去年から打ち出されてるわけですから、やっぱり早目にその辺をどうしたらいいかということをしっかり連携をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

地方版総合戦略は、国と地方の人口ビジョンを中・長期に考えて、国と地方の将来を見据え、人口減少問題を克服し、地域の実情に応じた実現可能な目標を立て、地域を活性化するための戦略を立てるものであります。その意味でも、粕屋町に合った政策分野を決め、具体的な目標を実現していくことが今回の大きな目的だと思います。粕屋町の将来のため、執行部と議会が協力し合い、この大目的のため邁進しなければならないと思います。執行部におきましては、総合戦略策定に当たっては、議会との連携を強くお願いするものであります。

以上をもって私の一般質問を終了いたします。

(12番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

(休憩 午前11時32分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

9番久我純治議員。

(9番 久我純治君 登壇)

◎9番（久我純治君）

議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。3つします。

1つ、小規模保育園の開設について。2つ、町内の飼い猫、また野良猫の対策は。3番目、町内の主要箇所に防犯カメラの設置を考えてはの3問を質問します。

まず、第1問、小規模保育園の開設について質問します。

その前にちょっとお尋ねしたいんですが、大川保育園とかの無償で貸してる賃貸でやってますよね。賃貸っちゅうか、土地を貸してますよね、認可保育園に。あれ何契約ですか、契約年数。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

大変申しわけありません。何年で契約してるかというのは、把握をいたしておりません。追究いたします。

◎9番（久我純治君）

町長、知ってる。何年契約ですか、土地の契約。保育園で貸す年数ですよ。無制限じゃないでしょ、あれ。20年とか30年で貸しとるでしょう、土地を。

◎副町長（箱田 彰君）

まず、自動更新の契約になってると思いますけども、詳細今すぐ調べて、この一般質問の間でお答えするようにしてよろしいですか。

◎9番（久我純治君）

はい、ぜひお願いします。

小規模保育園の開設について。粕屋町は、本年度も260名の入る保育園または認定こども園をつくったにもかかわらず、待機児童が出ています。平成27年4月より、国は日本の子ども、また子育て支援制度が始まりました。現代の多様な保育ニーズに対応する施設、子ども・子育て支援制度ができ、新たに小規模保育所、家庭的保育、事業内保育所、在宅訪問型保育という4つの保育事業が誕生することになりました。国も約7,000億円の予算はできたそうです。

その中の一つの小規模保育園で、対象者はゼロ歳から2歳児に限定し、定員も6名から19名と、従来の認可保育所に比べ20名以上ですが、少数の保育所の事業です。保育士さんもゼロ歳児に対し3人に1人、1歳から2歳児では6名に1人とプラス1人の追加が認められ、人員配置も濃厚で、また規模が小さい園舎なので、一般住宅を利用すると、開園コストも従来の認可、また認定保育園に比べれば格段に低いというメリットがある。社会情勢の財政が限られている今、低予算で開園可能な小規模保育事業は、特に待機児童の多いエリアに開設することができ、待機児童問題の解消の切り札として、期待されているそうです。自治体の約8割近くが考えているということです。

粕屋町も待機児童は、ゼロ歳児から2歳児に多いということですが、町立としても保育士さんも思うように集まらず、大変なようです。幸い、小規模保育園はゼロ歳児から2歳までということですから、ちょうどいいのではないのでしょうか。町立保育園の民営化も考えられますが、もし自分の土地だったら、無料で貸し出しますか、数十年間ですよ。ただし、待機児童という国の方針かもしれませんが、我が町もいずれ少子化の波は妨げられません。そのとき、今のように大きな保育園が本当に必要なのでしょうか。話を聞いたところ、認可保育園の先生でも、ゼロ歳児から2歳児が一番魅力的である保育事業だそうですが、その後の3歳児から受け入れにくい、そのようなことを言われました。なぜかという、その枠をあけていなければならぬということ、無駄になるからということでした。国の方針では、町立保育園が受け入れるように連帯施設になれるとのことですが、行政はよくいろんなことをクリアすれば、小規模保育園や認可保育園になれるようなことを言いますが、何も進まないように思われております。町立や認可、また認定こども園が受け入れない認可外保育園でもいいのではないのでしょうか。行政としての考えをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

久我議員の質問の要旨の発言の中に、小規模保育はどういうものなのか、それからメリットはどんなものがあるかということでございますが、詳しくは所管であります子ども未来課長のほうから答弁をさせます。重複する点もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

小規模保育事業についての質問でございまして、お答えをいたします。

議員が言われましたように、ゼロ歳児から2歳児を対象に6人以上19人以下という小規模の定員で行います保育事業でございますけれども、厚生労働省の発表によりますと、本年4月1日現在で認可の件数が全国で1,655カ所ということでございます。小規模で行います保育でございますので、自宅ですとか、アパートの一室などを利用しまして行うことが可能ということで、大型の園を建築する土地を見つけにくいとか、あるいは待機児童が非常に多いという大都市圏、こういったところで待機児童の解消に役に立つのではないかなということで、国が進めておる事業でございます。

例えば、埼玉県ではここが一番最多でございますけれども231カ所、東京で219カ所、大阪府163カ所、神奈川県が143カ所という形で、大都市圏でかなり広がりを見せておる事業でございます。ちなみに、福岡県は79カ所ということになっております。

また、メリットとしまして、この小規模保育事業ですが、待機の多い3歳未満、ゼロから2歳児の子どもさんに待機の解消が期待できるということでございますのと、もう一つ、子どもの数が少ないため、一人一人の子どもに非常に密な接し方ができると、きめの細かな保育はできるということは、議員さんも言われたとおりでございます。ただ、一方でデメリットといたしますか、課題がございまして、この小規模保育事業2歳児までということですので、卒園する3歳以降の受け入れ先が必ず連携施設という形で必要になってまいります。この連携施設が、先ほど議員さんも言われましたように、ゼロから2歳児は保育料の単価等が高いということで、非常に園側は経営的にはメリットが大きいということがございます。その部分を、必ず2歳児さんから3歳児さんに認可の園、上がってまいりますので、3歳児を新たに受け入れるために2歳児以降、小さいお子さんの枠をあけておかないといけな

いということがございまして、この連携施設になっていただける園がなかなか見つからないということが課題であるようです。そのところが現実的に難しく、大都市部以外ではなかなか広がりが見られないというところもございます。

粕屋町におきましても、今年の5月でございますが、町内の届け出保育所に対して、小規模保育施設を含む新制度、地域保育事業というものに移行の希望があるかということで確認調査を行いました。希望されたのが1園だけございましたけれども、結果やはり連携施設を見つけるのが難しいということで、今現在は小規模な認定こども園に移行できないかなということで動いていらっしゃるというふうに聞いております。

次に、小規模保育事業に係る費用の面でございますけれども、これも議員さんの言われましたとおり、比較的導入、初期の費用は安く済みます。理由としましては、先ほど言いましたように戸建ての住宅ですとか、アパート等賃貸の1室という形で始められます。国の補助対象としまして、改修の際の費用、これが対象となります。一部補助の制度によっては賃借料、これも当初契約の分ということになりますが、ここまで対象になるものもございまして、新設、新たに建てるというものについては対象になりません。なので、必ず改修、しかも戸建ての住宅ですとか小さなアパートの1室ということになりますので、大型の園を新設するのに比べれば、当然初期の費用は安く済むということになります。ただ、設置後、実際開設しました後に、毎年町のほうあるいは県のほうから補助もつきますが、運営に関する経費という形で費用をお支払いをしていきます。これにつきましては、利用定員が少ないほど、子どもさん1人当たりの単価が高くなってまいりますので、若干割高になってくるという面もございます。

本町では、昨年度260名の定員増を行いまして、待機児童は大きく減少しておりますけれども、言われましたとおり完全な解消にはまだ至っていない状況でございます。今後も子どもの数は増加していくことが見込まれますので、待機児童の解消については急務でございますけれども、老朽園をどうしていくかといったような問題もございます。増加できます定員の数とか町の財政的な負担、あと新設をするのであれば、需要に照らしてどこの位置にどの程度の園を建てたらいいのかとか、そういったところを総合的に判断をしながら、今後とも待機児童の解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

先に言われてしまいましたけど、連携施設というのは、国のほうのあれでは町営、要するに町営のほうで対処するようなことを、今から読みたいんですけど、そのように書いてあるんですよね。そして、もしこの連携保育園がお互いに認可外保育園では、できないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

もちろん、届け出同士、認可外同士で行うことも可能でございます。ただ、その連携の先となります3歳以上の受け入れだけをする届け出というのが必要になってまいりまして、先ほど言いましたように、経営の面ではこれは非常に不利でございます。届け出ですんで、されたいというところがあれば自由にできるんですけども、なかなかそれをされたいというところは難しいのではないかなど。新たに、国等がそこに補助をするような制度なりをつくれれば別ですけども、現状ではなかなか難しいのではないだろうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、これもう最後のほうに言うつもりやったんですけど、実際受けるというところがあつたらできていいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

連携施設をされたいというところがありまして、例えば、実際小規模をしようとされるところと園の位置が全く違うとか、実際入所をされます、利用されます方々、こちらに余りに不便そうであったりすれば、ちょっと考えないといけないところではございますけれども、連携施設をされたいというところがあれば、制度的には小規模をされることは可能だと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、話進めますけど、今言われてずっと聞きよつたら、要するに、子どもが増えるから、やっぱり大きいとをつくらないかんような考えですよ、町としては。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

必ず大きい園でなければならないかどうかという、ほかの選択肢も絶対ないとは言えませんが、やはり子どもの増えている町の状況、待機児童がなかなか解消できない状況を考えましたら、大きい園を建てたほうがより効率的ではないかなというふうには考えます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私は、これせつかく文書書いてしたんですけど、ちょっと問題ががちゃがちゃして、答えにくい部分というより、言いやすいほうから言いますけど、今、さっき何で賃貸が何十年か聞いたのはわかります。私たちも、もうおたくたちもおらんごとなるんですよ、30年後とか言えば。そのときに粕屋町はどげになつとうとですか。実際、今認可保育園とかの園長らに話に行くと、結局30年後はどげになるんですかね言うんですよ、こんなにつくって行ってですね。それを、おたくたちはもう結局、これ町の土地やからって、今3園ありますよね。そこを結局民営化したら、そこにただでまた貸さないかとですよ、あれだけ良い土地を。その責任は誰がとるんですか。今こんな大きい企業でも、どんどん倒れてるんですよ。今、私もずっと認可保育園のそこへ行くんですけどね。今息子さんたちの時代になってますよ、30過ぎ前後の。ところが、続いていけるかどうかの保証はないでしょうが。そして、今まで小さい保育園で無認可でやったところちゅうのは、頑張ってたんですよ。去年の話で、実際10月の話で150人も町民の子どもを預かってあったんですよ。今度の260人つくったから待機児童減りましたっていう、結局園のほうは減ったんですよ。だから、本当に半分以下になったところあります。去年、私ある人に話したら、それは勝手につくってあるから潰れたってしょうがないようなこと言ったんですよ、行政が。そんな答えないでしょう。おたくらの先輩ですよ。

だから、そんなふうな考えやから、この無認可じゃなくて小さいこども園をつくるちゅうか、小規模保育園をつくるときにもいろんな難問題は、町が解決してやるべきやないと私は思うんですけど。そして、県のこの答え、これ読んでもいいんですけど、これが町が考えてあることなんですよ、連携保育園の関係は。そして、さっき部長も言ってあったように、保母さんも集まらん。実際そうですね。ところが、こんな小規模やったら集まるんですよ。そしたら、できるところからさせていたらいいじゃないですか。そして、今言うようにしやっちが大きいところつくらんで、町有地ですよ、あれは。みんなの財産ですよ。今の行政やからというて、た

だで貸しますよって、それはいいですよ、借りるほうは。だけど、今から先、30年先とか、それが聞いたのはそうなんです。無料で貸して、今待機児童がおるから、それは名目は立ちますよ。あの土地を、30年もしたらその保育園がどげになつとるかわからんでしょう、みんな。そこがやっぱりある程度考えてやらんと、今現在あるところを使いながらでも、小規模なから助けてやらんとですよ。何のために今まで頑張ってきたんですか。出来ているからやらせていいやないですか。せやけん、連携保育園、町立なら町立が全部請け負ってもいいやないですか。だから、そこを私言いたいんですよ。だから、再度お尋ねしますけど、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど冒頭にご質問がありました件でございます。大川保育園の契約状況はどうかということですが、平成23年3月に5年間の期限がついて契約をします、無償の賃貸契約です、無償の契約ですね。その5年後はどうなるかということになりますと、お答えしましたように、自動継続、何ら申し出がなければ、そのまま継続するというふうになっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

行政としては、5年っちゅうのは名目であって、あれ壊して更地にして返さないかん条件がついてると思うんですよ、最後は。そしたら、ずっと工事していくはずなんです。そしたら、永久にですよ、ある間はずっと。だから、今後、今ある私が心配するのは、3つある保育園を民営化せないかんかもしれん。福岡市がなくなつたようにすると思います、行政は。そのときに、また保育園がないからというてあそこに私立の保育園っちゅうか、認可保育園を建てさせるのかというのが私の心配なんです。そのときに、果たしては私たちが責任とれるかですよ。今言うように5年後でもいいですよ。5年、10年ずっと延びていったら、30年後でもいいんですよ。ただ、その土地をそしたら返してくださいというとき、言えますか。だから、今ある小さい、今まで頑張ってきた認可外保育園がしたいと言うなら、協力するのが町の方針やないかと私思うんですが、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

お答えいたします。

まず、小規模保育事業についての認可ですけれども、これは市町村が認可をするということになっております。児童福祉法のほうに申請がありましたときは、必ず審査をしなければならないということで、町の義務となっておりますので、審査をした結果、基準に照らして問題がなければ認可をするものとするということで、基準上、満たしております小規模の保育施設をつくられましたら、申請がある以上、必ず小規模保育施設として認可をして、運営の補助、その後の。そういったものを支払っていくということになります。

ただ、連携施設等が見つかりませんで、なかなか小規模を実現化しにくいんだけど、基準を満たさないんだけどという場合ですが、この場合は多分先ほど議員さんが言われてましたものがその件かなと思いますけれども、市町村が調整をするということに確かなっておったと思います。ただ、調整というのが一体何を具体的にすればいいのかというのは、どうも定めがありません。例えば、今町が調査を行いました、1園希望がありました。連携施設がなかなか見つからなくて難しかったですということが、先ほども申し上げましたけれども、その際に連携施設どこかないだろうかということで、認可の町立も含めまして、私立、町立の認可の保育所に連携施設のほうをしていただけないかなといったような調査を町のほうからも実際にかけております。そういったものが調整に当たるのではないかなと私は思っております。実際、町立保育所が連携施設となって3歳児さん以降を受け入れるということは、これは可能、不可能ではもちろん可能でございます。ただ、先ほど言いましたように、なかなか連携のほうが経営的にはデメリットが大きいということで、もし、町が無条件で連携になってもらえるんだったら、うちも小規模したいよというところは、これはほかにも実際に声が上がっております。それを考えますと、小規模が民間で幾つも立ち上がって、そちらを受け入れるために公立の2歳以下のお子さんを定員にかかわらず、ずっとあけとかないといけないというようなことが発生し得る可能性があるということでございますので、これは一概に1園今希望されていますからいいですよという形にはなかなかいかないかなと。後々のことも考えまして、公平性を確保するように、例えば町が待機児童を解消するためにどうしても今すぐ必要だからということで募集をかけたとかすることがあればいいかもしれませんが、そうでなければ小規模希望個人さん、民間の例えば法人さんがしてこられたからといって、無条件にいいですよとはなかなか言いがたいかなというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そうすると、町の都合ばかりやらないですか、聞きよったら。やっぱり今も申請してあれば、私が聞いたところによると、連携施設もあるということなんですけど、それでもだめと言うたんでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

済いません、私が知る限り、連携施設がある、見つかったというお話は聞いたことがないです。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

実際は、もうあるそうです。そして、言われたことがその1園だけ認められんっていうのが町の返事やったらしいんですよ。おたく1件だけ、それされたら困るようなことを言われたと。だけど、実際もうしたいと。それで、逆に言うと今言うた待機児童は、その260人つくったから、実際もう今まで預かってる人半分以下になってるところいっぱいあるんですよ。3歳児やろうが、4歳児やろうが。そこなんか受けてきてほしいと言うんです、逆に言うと、認可外保育園は。自分が今まで持った数が減ってしまって、経営状態もよくない。そうすると、3歳児であろうが4歳児であろうが受け入れたい。そんなふうにして、やっぱり町に行かれん人は行きよんですよ。私いつも言うごと、5時までで終わる人は少ないんですよ、仕事。だから、そこそこのニーズでやって9時までしてあるところもあります。あるところは、夕方弁当を出してあるところもあります。そんなふうにして、やっぱり努力してあるんですよ。だから、そんなことも考えて、せっかく小規模保育1つ出したって言うんやったら、協力してやったらいいやないですか、町で。そして、今後よかったら増やしてもいいことやないですか。さっき言うように、大きいとをつくらんでも、それは人口は増えるけど、さっき言うたごと、10年後ぐらいまででストップするようなこと言うでしょう、町も。そのときに、今つくっとう保育園が大きいとがどれだけ活用するかですよ。私は、ある保育園の園長にも言いましたけど、今は若い人入れようけど、10年後ぐらいから、もう年寄りを半分入れなだめですよと言うたんですよ。老人ホーム的なことやっていかんと、経営はやっていけませんよちゅうて。そしたら、園長もそうですねちゅう話なんですけど。やっぱり、20年後とかと言うたら、もう先は誰もわからんとですよ。だから、今現在そんなふうにしたいたいとこあれば、町として加勢するのが当たり前じゃないかと私思う

んですよ。今言ったように、やろうというところがあればできるんですね。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

町が、私ども子ども未来課が調査をかけまして、今希望がありましたという1園と、久我議員が言われておりますところが同一かどうか、今わかりません。連携施設以外にも基準は幾つもございますんで、全部満たしているかどうかというような形、調査も、書類審査とか、現地見に行ったりいろいろ審査がございますので必要かと思いますが、連携があつて基準を満たしておれば、先ほど言いましたようにもう認可をするということになりますので、それはご相談いただいて、認可に対しての例えば手続のご相談ですとか、こういうところがまだ満たしていないからということでのお手伝いは、全然町のほうでできると思いますので、ご相談をいただけたらと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、できるということですね。それだけです、確認したいとは。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。

◎9番（久我純治君）

じゃあ、この件については……。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

基準を満たしておればできます。

◎9番（久我純治君）

わかりました。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

もうとにかく、今言ったように、今あるところをうまく使ってこの待機児童もある程度解消していかなと、保母さん集める集める言うても、正規やないから来んとですよ、あれは臨時やから。保母さんが集まらん理由は。あれ正規って言うたら、すぐにパーッと入りますよ、みんな。現に、1園に正規は3人ぐらいしかおらんでしよう。あとみんな臨時やないですか。

私があることやって、土曜日出したんですよ、出てくださいって。日当払ってく

ださいって言われたんですよ。それは、やっぱり非正規だからですよ。だから、みんな正職で入れるなら、嘘やないですよ、バーッと入って、あり余るぐらい来ますよ、保育園の先生は。だから、できる認可外保育園でも、できることをさせていたらいいやないかちゅうのが、私の昔から言う話なんですよ。だから、今まで頑張ってきたところも、何となく損たいて言わんで、やっぱり協力してほしい。それが、やっぱりお互いにできんことは無認可外でもやってくれようから、預けるんですよ。さっき言ったように、これが町立で夕方7時になったら弁当出してください、それはできませんよね。だから、そんなふうなニーズに応じてやるのが今の認可外保育園なんですよ。だから、潰れて構わんというような言われた人には私もちょっと腹立ちましたけど。そんな言い方はなかろうって言うけど、現実がそれやったんで、今までの。だから、私この小規模保育園について、私がこんなやあやあ言い方やったんですけど、本当はこれいろいろ書いてきとんですけど、もうこれ言いませんけど、もう2問目に移させてもらいます。

2問目、町内の飼い猫、また野良猫の対策は。

飼い主の責任として、飼い犬等のフンまたは尿の処理等に関する必要な事項を定めることにより、飼い主のマナーの向上及びふん害防止に関する常識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境を目的として、粕屋町飼い犬等防止に関する条例が平成24年9月26日、条例第18号ができて平成24年12月1日より施行されましたが、現状では何も変わってないと思います。対策を考える時期が来たのではないのでしょうか。

平成23年6月議会で質問して、平成24年12月より条例が施行されました問題ですが、国では動物愛護及び管理に関する法律、動物愛護管理法第44条第3項、愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処するとあります。福岡県も、県動物条例、譲渡及び管理に関する条例、昭和53年福岡県条例39号に基づき、飼い犬の、また飼い猫のふん害の防止に関する必要な事項を定めることにより、飼い主のマナーの向上及びふん害防止に関する意識の高揚を図りというのがあります。このときも言いましたが、犬は狂犬病ということで法律で管理されておりますが、猫はそうはいきません。確かに、飼い主のマナーの問題ですが、そのマナーがなっていない一般家庭の問題が多く日毎にトラブルになっております。駕与丁公園の猫の件については、数年私も携わってきましたが、今では県の補助金事業だか、県のお金が出ているのかと思いますが、何という目的で助成金が出るのか、ちょっとお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

駕与丁公園ですね。それは、福岡県地域猫活動支援事業というものです。そこから補助金出てます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

駕与丁も、捨て猫が大半の原因の一つになっております。猫はリードにつながませんから、野放し状態です。それこそ、よく言われる飼い主のマナーの問題の一言で終わることやないんです、これが。その中でも、猫の中で何十万円もする猫がおります。そんな猫は、ちゃんとリードにつないで家から出さんごとしてあります。みんなそんなふうな考えやったらいいんですけど。そして、猫は自分の家でお産を余りしないんですよ。大体隣とか小屋とか、そしてふん害するときは、結局よその菜園、じいちゃん、ばあちゃんが耕したちょっとした農園、そんなところなんです。それが、結局いつもトラブルのもとになってるんです。一般家庭についても、もうそろそろ考えるべきやないかと私は思います。確かに、飼い主の問題と思いますが、今は、さっき言われたように、駕与丁の猫については、去勢手術したり何たりすることをやっておりますが、一般家庭にもそんなものを広げてはどうかと私思ってるんですが、どんなふうな考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今、うちのほうで条例を施行して、区长さんを初め、町民の皆さんとはいろいろ広報活動とか啓発ですね、やっています。言われてるのは、個人の家の補助金とか、そういうことだろうと思いますけど、今糟屋郡内で補助金出してるところはございません。1つ福岡市のほうで補助金を出している状況ですね。それは、猫にマイクロチップ、そういうのをつけといて補助金出しております。今のところ、うちのほうでは、決算でもちょっと犬の苦情、出てるのが25年で10件、26年が4件なんです。だけん、どれだけの被害と申しますか、苦情というか、粕屋町でそれほど対策をとる必要があるのかなというふうになんてちょっと考えてるんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今おっしゃったように、猫ぐらいのことやから苦情で言うてこんとですよ、本当の話。ただ、近所のお互いのけんかの的なんですよ、これ。それと、去年、おととしまでは町で幾らか補助金出していましたよね。補助金っちゃうか去勢手術するため

に。これ町から出してある分ですから、平成24年は21匹、平成25年は57匹、26年は55匹の中、県からの助成金でやったのが27匹なんですよね。だから、もともと駕与丁の猫も、これは捨て猫が多いと思うんですよ。1回ここに地域じゃなくて、ある団体が駕与丁で交換会やったことがあるんですよ、2年ぐらい。結局、譲るときに保健所に行って病気を持っとらんとか、いろいろ診察受けないかんとに8,000円か1万円ぐらいかかるんですよ、あれ。そうすると、金がかかるから、もうついでやからというて、駕与丁に捨てた人もおるんですよ。そんなふうにして駕与丁の猫は増えてるんですよ、毎年毎年しようけど。だから、それこそコマーシャルやないけど、臭いものはもともと絶たなきゃだめやないけど、そこに年間30匹なら30匹決めて、よそがしよらんからじゃなく、やっていったら、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

たかが猫というふうには、私も思ってません。ただ、猫、飼い猫ですよ。それに補助金を出すということになれば、やはり犬を飼っているところもありますよね。だから、町が補助金を出すということになれば、そういうふうなことにまで及んでくると思うんですよ。どこまでするかということが、範囲がちょっと広がって、補助金として、例えば犬が今2,160匹います。予防接種が3,150円かかります。それ掛けたら680万円ほどかかります。じゃあ、猫も同じようにそういうふうに出した場合、同じようにやっぱり770万円とか、そういうふうな金額になってきます。それを町が全額払うのかということですよ。だから、30匹ほどするというふうになれば、そういうふうにしたらということなんですけど、それをやってきたら、やった場合、またそれから広がってきますよね。そういうことを考えれば、すぐにしようというふうなことにはちょっとならないんじゃないかなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

駕与丁の猫にこんだけ金かけてるんですよ。もとをただせば捨て猫なんですよ、あれは。もう地域猫が、私たちも見てようわかるけど、あそこで生まれたのめったにいないんですよ。それに毎年、やっぱりこの90匹というたら90万円ですよ、前は1万円出しよったし、5,000円出しよったから。60万円ほどいってますよね、半分としても。雌が1万円、雄が5,000円っちゅうことでやってました。ただ、あそこは切りがないんですよ、ずっと毎年毎年。だから、せめて町内の中の野良猫とか、あんなとからでも減らしていけばいいっちゃないかなっちゅう考えなんです

よ。

だから、これは話ちょっと違いますけど、私がある県に行ったことがあるんですよ、別の件で。何で、仮に災害地にぼんと金出さんとかって言うたんですよ。そしてたら、そこだけしたら、全部せないかん。それが行政の言い分なんです、今言わっしゃったとおりですよ。だけど、そこをすればそこが助かるっちゃけど、広がり怖いっちゃうて。それを言えば切りがないやないですか。だから、私はもとをただせばいいっちゃから、30匹でもいいから、まずそこから少しずつやっていけば減っていくっちゃないかなっちゃう、浅はかな考えかもしれませんが、実は捨て猫なんですよ、あそこんとは。だから言うんですよ。駕与丁に金かけよらんなら、私何も言いません。やっぱり、今部長が言ったように、マナーの問題やから個人のとに金かけられんって言われるのが、やっぱり行政の返事ですか。もう一回お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

行政は、特定の方だけではなくて、全体的な公平性がございます。今言われるのは、確かにその地域に影響を及ぼすような、環境の悪化を招くようなことについては、当然行政がしなくちゃいけません、家で飼ってある猫が全て、当然環境の悪化に影響してあるわけじゃございません。今議員がおっしゃられるように、要らなくなった猫を捨ててしまうから、駕与丁の猫、野良猫になってしまうというようなことはございましょうが、これは猫を愛する方は、飼ってある方ですね、捨てるというのはよっぽどなことだろうと思うんですよ。その辺の調査は必要かと思いますが、先ほど近傍の事例を言いましたけども、糟屋郡内ではないと。ただ、福岡市では、そういった事例ありますが、マイクロチップ、これは相当金額が、個人負担がかかるそうです。そういった条件がございますので、今福岡市でどれだけの件数のそういった飼い猫に対する補助をしているか、申し出があるかというのも調査して、今後の検討課題として調査させてください。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

大野城なんかもやってると思うんですよ。条例つくったって言われたときに調べましたから。だから、近郊でやってないっちゃうことはないんですよ、あちこちやってるんですよ。それは、県の保健所行ったらすぐわかりますけど。

ただ、今言うように、個人だったら金出さんとも言うかもしれんけど、無駄金や

ないと思うんですよ。だから、全部せれっちゅうんじゃないですよ。野良猫になるのは、結局子どもを飼い猫がよそで生んで、その子どもが外で育て、それが自然と野良猫になってるんですよ、たぶん。だから、近所迷惑しよってですよ。だから、そんな猫を何とかしてほしいっちゅうのが私の、この野良猫と飼い猫の対策なんです。町としては、どうしてもできんとおっしゃれば、私たちまた考えてどうかせないかんけどですね。何十万円も出せっちゅうわけじゃ、何百万円も出せっちゅうわけやないんですよ。やけん、公平性って言われるかもわからんけど、不公平なこといっぱい出ようやないですか、補助金として。それから比べれば、私は20万円か30万円ぐらいで済むことなら、出してほしいと思います。私の要望です。

3問目に移ります。

町内の主要箇所に防犯カメラを設置を考えて。

郡内で、粕屋町はいろんな犯罪が一番多い町であり、現代の世の中、いつどこで起きるやもしれません。事件や事故、低年齢化した若者たち、特に夏場多い性犯罪や事故、事件について結びつきやすく、また通学路においても同じだと思います。転ばぬ先のつえと昔から言いますが、以前議会の質問で、私が中学生に自転車通学をと質問したときがあります。そのときの返事は、PTA関係とか、自転車道路がないとか、事故が多くなるとかというような返事でした。最終的には、自分の身は自分で守るのが原則と言われました。そうかもしれません。でも、今この世の中、どんなところがどげんなりようか、みんなわからんです。昔は、私たち若いころは、犯罪は大都会であるって週刊誌で知るごたあもんやったです。今は、かえってローカルがあってます。粕屋町も御多分に漏れず、いろんな危険箇所があります。

その中でちょっとお聞きしたいんですが、今防犯カメラがついてる箇所をちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今つけておるのはJR駅、それから今年度、学校の設置をいたします。内容の詳細いことは、総務部長に答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

現在、粕屋町におきましては、JR各駅周辺に防犯カメラを設置しております。その内容ですが、平成23年度に長者原駅5基、酒殿駅5基の計10基を設置いたしております。それから、平成24年度に原町駅に3基、伊賀駅に2基、それから柚須駅と

門松駅には各1基の計7基、合わせまして17基のカメラを設置いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

主要駅はよくわかるんですよね。ところが、ちょっと外れたらもう死角なんですよ。そして、前から言うように、粕屋町ちゅうのは便利がものすごくいいですよ、乗り物の。逆に、だから歩いて帰る人が多いんですよ。私のところも、原町駅からうちのところちゅうたら、時に駐車場が時々で真っ暗なんですよ。年に何回か、やっぱり前も言ったけど、駆け込んでこられる人おるんです、誰がつけてきようというようなことで。それと、私しょっちゅう毎年行くんですけど、スポーツ公園の左側、あそこ夜中行ってください。中学生か高校生か知らんけど、10人ぐらいいつもおります。いろんなどこおります。そして、さっき言われた酒殿駅もそれであって、カメラつけたからあそこは集まらんごとなったという、いい方法ですよ。だけど、今、この前の中学の事件じゃないですけど、防犯カメラがあればやっぱり犯罪を防げることもあるんですよ。

だから、粕屋町は、今どんどんどんどん人口増えてますよ。だけど、今言われるんで駅周辺は、今言われるようにつけてありますけど、ほかのとこないですよ。交差点でもない。よく交差点書いちゃあるじゃないですか、事件の目撃者見つけますとか。あれこそ、防犯カメラがあれば、何ちゅうとこないですよ。当て逃げせんでいいですよ。だから、私は粕屋町も防犯の意味でも、防犯灯、街路灯をつけるのも、ずっと前から言いようけど、それといっしょに並行してある程度、やっぱり区に言えば、どっかつけたいともあると思うんですよ。ぜひ、それを町のほうでやってほしいんです。そして、やっぱり粕屋町は住みやすい、カメラがついたからよくなるちゅうことかも、悪いかもしれんばってん、個人のプライバシーとかいろいろ言いますが、やっぱり命のかかわることが多いですよ、今。だから、やっぱり見られとけばせん、これは人間の本能なんですよ。見られとらんからやるんですよ。だから、ぜひ粕屋町においても、防犯灯、街路灯に続いて、さっき17基って言われたけどまだまだ増やしてほしいし、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

最近、大阪で、駐車場で中学生の2人が殺害されて、その犯人は防犯カメラで割り出したというような事件がっております。おっしゃるように、今JRの駅、それから学校はつけております。今後、これもかなり30万円、40万円かかります。そ

れから後、維持費が相当かかります。前向きに粕屋警察署と協議しながら、どうい
うところが一番つけたがいかといったことも含めて、今後検討させていただきま
す。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

特に、夏なんかPTAではよく夜回りしてありますよね。せえで、やっぱり公園
や山の上の公園とか、あんなとこ、結構ありますよね。やっぱり、そんなところに
必要と思うんですよ。私もこれ以上、もうしゃべりませんが、とにかく防犯の意
味からも、ぜひ粕屋町にも防犯カメラを増やしてください。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

（9番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思いますが、再開は、今12時半です。

（休憩 午後0時30分）

（再開 午後1時15分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

5番福永善之議員。

（5番 福永善之君 登壇）

◎5番（福永善之君）

議席番号5番福永善之、ただいまより一般質問を行います。通告書に従いまし
て、本日質問をさせていただきます。

通告書の中に、因町長のこの4年間の町政運営に関して、それともう一点は建設
工事の入札案件について、この2問、質問させていただきます。

では、初めに因町長の町政運営、この4年間について質問いたします。

因町長は、さきの6月の定例会で2期目への挑戦を表明されました。1期4年間
の町政運営について質問いたします。

その前に、町長、4年前、町長はどういう思いで、ちょうどこの時期ぐらいだっ
たと思うんですけど、どういう思いでこの粕屋町の町長選挙に立とうと思われたの
ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町の福祉の向上と発展に努めようという強い思いで立候補いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その当時、前町長が立候補をとりやめられました。その後に因町長は出てこられたわけなんですけど、では前町長が福祉の向上もしくは粕屋町の発展を考えてられなかった、もしくはそれを実践されていなかったとお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういったことにお答えしなくちゃいけないんですかね。ちょっと違うと思うけど、質問の趣旨とは。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、立候補に至った理由というのはわかりました。先ほど2点言われたことですね。

では、現にもう少しで4年間なんですけど、この1期4年間、ご自身が町長になられて変わったことというのは何ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今から私がやってきたことをあなたに切々と説明をいたします。しっかり聞いてください。

まず、1つは、4年間で人口が2,000人増えました。財政的には、人口の増加とともに予算規模も膨らみ、町民1人当たりの税収は増加の傾向にあります。町民の所得の増加と景気の回復がうかがえる情勢となっております。

財政指数的に見ますと、私になった23年11月時点は公債費比率18.8と福岡県下でも最悪の状況でありました。しかしながら、起債償還、過去の箱物償還のピークが落ちついたということもあって、13%台まで今現在下がってきております。これをあなたは監査委員もしてございますので、財政の面では一番よくわかることではないかと思えます。

このような中、就任以来、行政推進の歩みをとめることなく、まっしぐらに走ってまいりました。学校の整備、平成24年、中央小学校の校舎増築、平成25年、大川

小学校第1期大規模改造工事、そして粕屋中学校第1期大規模改造工事、平成26年度におきましては、大川小学校第2期大規模改造工事、粕屋中学校第2期大規模改造工事、町内全小・中学校にエアコン空調設備を設置いたしました。そして、学校給食センターのPFI事業による運営についての委託契約を締結することができました。

そして、私が安心・安全を一番に掲げ立候補いたしておりました防災の取り組み、平成24年、国土交通省九州地方整備局より災害時応急協定、粕屋フォーラム駐車場、調整池を整備いたしました。平成25年、地域防災計画の改定、自主防災組織の結成をし、今11の行政区で自主防災組織ができております。災害時は、まず自分の命、それから地域の人が命を救うということが大事です。東日本大震災でも、約8割の命がこのことによって助かっております。

次に、まちづくり。これは、花ヶ浦のヒラキ土地開発公社の土地でございましたけども、土地区画整理では事業が竣工いたしました。25年、阿恵大池公園の開園ができました。待機児童解消、これは長年の懸案でありました。平成25年は青葉はるまち保育園が開園いたしました。120名です。平成26年、星の子保育園が開園いたしました。180名の定員です。あわせてはこぶね認定こども園が開設し、保育園80名の定員で開所いたしました。

子育て支援の取り組みでございます。こども館構想の策定を平成26年にいたしました。設計業務、建設工事を今既に発注し、建設にかかったところでございます。それから、申しおくれました。平成26年には学校給食センターPFI事業での建設、運営を15年の契約で委託契約いたしております。

それから、問題の土地開発公社の問題でございます。平成23年、9億円の簿価割れがございました。平成24年に4億円の補填をいたしました。続けて、平成25年に2億円の補填をしております。平成26年度売却益3,300万円、なおかつ25年度売却益3億5,000万円でございます。今現在、負債と簿価割れとして残っておりますのは約2億9,000万円。これにつきましても、今議会の9月補正予算に2億円の補填を計上いたしておるところでございます。

そのほか、サクラの町木など。それから私が町長に就任してすぐに職員の行動理念というものをつくりました。あと、ソフト面では、肺炎球菌、それから風疹予防ワクチン等の助成をいたすことにいたしました。などなど、まだまだ細かい部分まで上げれば、たくさんございます。それから、糟屋郡、足並みをそろえて乳幼児医療を小学生6年まで入院を無料化いたしました。

以上、上げればまだまだ多うございますけども、概略として今私が4年間でやってきたことを述べました。しかし、4年間といっても、私11月に町長になった。

24年度の予算は、もう組まれております。本当の私の予算が組めたのは、25年度からです。3年間でやってきたと、事実はそういうことです。

終わります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

かなり長い時間を費やされて、やってこられたことを述べられたと思います。

客観的に私のほうから評価させていただくと、因町長じゃなくてもやらなければならない事業はあった。ただし、因町長だからこそやった事業もある。これは、私も否定しません。私が4年間で変わったことというのを申し上げるなら、1点。粕屋町議会は何のためにあるのか。町長は、直接選挙で住民から選ばれる。議員も、直接に町民から選ばれる。それが粕屋町議会を構成してますね。それぞれが町民の代表として町民から負託を受けて、忙しい町民は自分たちの仕事とか子育てとか、そういうことがあるから議員に託して、それを町政に反映してほしいと、そういう形で粕屋町町議会があると。

私も約2年前、またこの席に戻ってきました。その中で2年間の評価事項として申し上げますと、かなり独善的だと。議会の審議を経ずに、自分がこうと思ったらそこに一直線に突っ走る。端から見れば、これは、あっ、実行力があるなという感じで受け取られるでしょう。しかし、先ほど町長、太田議員の中で言われましたね。民主主義の世界の中で、何のために粕屋町議会があるのか。自分が出す議案が全て正しいというような手法をとられてるんですよ、この4年間で変わったことはですね。その辺に関して、ご自身の考えというのはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町長、それから町議会議員は二代表制でございまして、それぞれ町民からの選挙でそれぞれ就任した、なられたものでございます。町長は独任制であります。議会は合議制であります。私は、議会を無視するとか、軽視だとかということは、全く認識しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、さらに議会の運営の奥深く、ちょっと突き進んでいきますよ。

議会には、委員会制というのを敷いてますね。委員会制というのは、それは大勢

で議論するよりも、もう少し少ない人間でもうちょっと専門的にやっつけていこうよと、そういう趣旨もあるとは思いますが、例えば町長が出した議案に対して、議案というのは委員会付託になります。その中で、委員会に出席してこられる執行部の方が、その委員会に属している議員の質問に答え切れないことがそのまま進んでいくんですよ。その辺に関しては、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、職員の知識不足であるかもしれません。私は、その委員会に入ったわけではございませんので、何とも言えません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

具体例を挙げると、子ども未来課が昨年、こども館の案件について受け持ちましたね。その中で、全くとは言わないけど、ほぼ答えてない。というのはなぜか。それは町長、おわかりですか。町長のトップダウンで物事が進んでいくことがあるからですよ。町長が考えてる思いを担当課が十分に把握してない、理解してない。委員会審議というのは、正直もう形骸化しましたよ。そのままの状態です。採決まで進んでいきましたんで、その辺はご存じでしょう。私委員会の人間にも言いましたから、担当職員にも。答え切れなかったら、知ってる人を呼んできなさいと、知ってる人って誰ですか、そのときの。町長でしょう。そのくらい、議会の中がもう変わってるとですよ、独断専行です。

先ほど、町長は太田議員のときに説明責任と言われましたけど、説明責任というのは、先ほど民主主義も言われましたね。10人いたら、やっぱり半数は理解できる、うんうん、そうやねと理解できるのが説明責任ですよ。だれも理解してないのに事がとんとんと進んでいった。あげくの果てには、説明の回数はこれだけしましたと、つじつま合わないでしょう、それは。そんなやり方で期限切れで採決まで持っていかれてるっていう手法があるんですよ。違いますか。じゃあ、その違いをちょっと述べてくださいよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは違うでしょう。議会できちんと審議をしていただいて、民主主義の議会のルールにのっとって、半数以上の賛成を得て可決いただいたのですから。別に議会

をブルドーザーで押して、こうせろと言ったことは一度もございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長は、職員を定年退職された。その後に、外郭団体に行かれた。その後に町長のポストに座られた。途中で、人間が味わう挫折というのを味わわれてましたか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、個人的な余り……。

◎5番（福永善之君）

まあまあ、それはよしとしましょう。

町長の感覚というか、議会運営をそのように感じてられるのであれば、また2期目の挑戦をされましたけど、これはもめますよ。今、町長、若い人間たちというのは、やっぱり合意形成して物事を進めていくっていうのが、これはほぼ常識化してるんですよ。1人の人間が組織の中で引っ張っていく。それは、私以前も申したと思うけど、それはオーナー企業、自分の金で全部を、全てを運営してるんだったら、それで問題ないですよ。ただ、粕屋町議会は町民の税金を不特定多数から集めたやつで運営していくと。それは、やっぱり合意形成を経ながら持っていく運営手法をやっぱり考えとかないと、その手法が自分ではおかしくないと思われるんだったら、これは明らかに、仮に次の4年間もやろうという思いであれば、これはもめますよ、町長。そういうやり方でよろしいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ええ。私は、福永議員がおっしゃるようなふうには思っておおりません。それぞれの受け取り方があるのではないかと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そうですか。それは、そういう運営をなさるということをご自身が考えてられるのであれば、それはそれでご自身の手法であるから、そこは変えろということは私からは申し上げませんが。

では、1期目に残した課題、課題があるからこそ、また2期目への挑戦をという感じで考えられたと思うんですけど、1期目に残した課題、これはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

もっと、今一番粕屋町で大事なときです。第5次総合計画も来年からかかります。今日、山脇議員からもありましたように地方創生、これは15年から5年間の戦略です。それを今つくっております。それをきちんとレールに乗せて、なおかつ一層の福祉の向上に努めたい。子ども、お年寄り、もっと幸せに、もっと環境のいい町にしていきたい。吸引力がある町にしていきたい。糟屋郡内でもリーダー的な存在であるように、確固たる地位を築きたい。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

わかりました。

では、次に建設工事の入札。これは、具体例としてこども館建設を具体例として質問を進めていきます。

今回の入札に関しては、工事金額が3億円以上というふうになっておると思いますが。今回、共同企業体として8グループ入札に参加されたと思うんですけど、この8グループを指名した根拠は何でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

指名の関係、それから入札関係は、総務部のほうで扱っておりますので、総務部長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

JVの指名につきましては、原課のほうで工事の種類、それから金額等に合わせまして指名業者の選定を行い、それを指名審査委員会のほうで諮りまして、最終的に決定したものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

建設工事等競争入札参加者指名基準要綱の中には、指名する業者の数は、原則と

して8社以上、ただし施工能力を持つ指名業者の拡大及び競争原理の向上を目指すため、指名する業者の数は1.5倍程度の数とするというふうに明記されてますが、どうして8社、8グループに終わったのですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

先ほど、今おっしゃいました指名基準の要綱につきましては、今おっしゃるとおりでございますが、慣例としてこの指名業者数であります共同企業体の場合、8社以上ということで選考いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その8社以上にはその基準に合った、今回等級がAとなっておりますけど、その基準に合った業者はなかったということで8社になったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

選考の段階で、事業実績等を判断した上で選考しておりますので、その中でこの8社が適切ということで、8社といえますか、JVでございますのでそれぞれございますが、適切ということで、それ以上の判断をしておらないものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、入札に当たり、予定価格は事前公表ですか、事後公表ですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

本町におきましては、事前公表いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、委員会の説明の中で入札経過調書というのをいただきました。その中で、8グループ応札をされてます。入札率を今からグループごとに申し上げますよ。まず、応札した企業98.98%。次、順に応札額が少なかった順から言っていきます。

次、99.05%、99.13%、99.18%、99.32%、99.38%、同じく99.38%、最後に99.54%、この結果を見られて、どう判断されますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

それぞれ入札におきましては、各社より積算内訳書を提出いただいております。それぞれが適正に積算された結果であると判断いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その積算内訳書は、チェックはされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

積算内訳書については、事後的にチェックをいたしております。チェックをいたしております、事後的に。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、総務省と国土交通省、これが通達文書として各都道府県、市町村自治体に出してる公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてというのを出してあります。その中で、予定価格を事前公表することによる弊害、デメリット、これを述べられておりますが、そのことはご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

平成26年10月に出されております推進の通達でございます。承知いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

全国市民オンブズマン会議っていうのが、これは名古屋市を本部にあります。その中で、一般的な常識として言われてるのが、落札率が90%を超えると談合の疑いがある。同じように95%以上だと談合の疑いが物すごく強いというふうにならうって

あります。国土交通省と総務省が出した中に、事前公表はなるべくしないほうがいい。結果に基づいて、仮に談合の疑いとか、そういう余りよろしくない行為が見受けられた場合は、速やかに事前公表の取りやめとか、各地方自治体で対策を講じなさいというふうに書いてあります。一般の町民が、この応札状況を見られて、どう感じられるか。今、事前公表にしているが、そこにあらかじめわかってる金額で応札していくということに対する疑事は発生しないのか。その辺のことを考えられる町民もいらっしゃる。町長、どう思いますか、公共入札の事前公表について。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、町民の方それぞれのお考え方があろうと思いますけども、町としては公平公正な入札の中でやったことで落札したということでございますので、何らおっしゃるような疑念も懸念もいたしておりません。適正に入札が行われたというふう

に受け取っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、言ってるんですよ。要綱には、そういう競争性を高めるために基準は8社ですよと。ただ、その1.5倍ぐらい指名をなさいと。この8グループしかそういう基準に合った業者がなければ、それはそういう、今町長が言われたことも一理あるでしょう。ただ、8社以外にそういう、まだいらっしゃる。なぜ競争性を高めるために8社よりも1.5倍多く指名をされなかったのか。数が少なくなれば少なくなるほど、事前公表ですからわかりますよね。話し合い、そういう疑念が持たれはしないか、そういうことは考えられませんか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

考えられません。臆測で物を言ってもらったら困ります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、臆測と言われましたね。臆測では物事は言ってませんよ。要綱には、競争性を高めるために8社が基準ですよと。ただ、その1.5倍選びなさいと、指名なさいと。もう一度言いますよ、私。8社しかいなければ、それはそれでいいでしょ

う。小学校とか中学校の空調設備とか、特殊な工事だから、それはこれに満たさなかったでしょう。だから、本当は6社だったけど4社とか、そういう中でなってる。それは理屈が通るんですよ。

ただ、この等級の工事に関して、この8グループよりもまだそれに見合った業者さんがいるということがあれば、それは疑念を持たれますよ、何で選ばなかったのと。何でもっと競争性のある入札をしなかったなのと。違いますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

ご指名ですね。

◎町長（因 清範君）

入札も公平公正にされたというふうに認識しておりますし、この8社とかというのは、指名委員会のほうで決定をしておることでございますし、私が8社にせろとか、これこれこれを入れろとか、そういったことは全くございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、指名委員会の長である副町長、いらっしゃいますね。副町長は、今回の要綱と照らし合わせてどうお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

J V工事は、8社のJ Vを決めるために16社の指名も行います。これは、今回のこども館だけではなくて、過去の大規模事業、学校関係の業者についても7 J Vとか8 J V、その数で行っております。今回、数を極端に少なくしたということではございません。基準以上の業者の指名を行ったということで、指名委員会としては問題ないとは思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

入札監視委員会というのがありますね、第三者機関として。その方たちは、この事案に関しての結論というか、評価はどう考えておられますか、副町長。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

入札監視委員会のメンバーではございませんので、私からは発言は控えさせてい

ただきます。ただ、言っているのだったら、多分談合とか、そういった疑念を生じるような事案があるという場合には、通告する義務は町のほうにはございます。今回はありませんでした。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、その疑念というのは、町が思ってる疑念ということですか。例えば、今私がこの立場で質問をしています。これは疑念に当たらないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

事象でございます。どなたかが、例えば談合、この会社が談合してるよとかというような通告があった場合、電話、直接でもいいですが、そういった報告、通知があった場合には、それについて調査し、談合の関係のその通告も、こういった事象があるかもしれない、これはもちろん判断は町のほうではできませんので、公正取引委員会等の判断に委ねるといえることになると思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

この8グループの応札結果ですね。応札結果を見られて、こんなに高くなるのという思いを抱かれなかったのですか、皆さんは。というのは、これ私が自分の金やったら、思いますよ。何でこうなるんやろうっていうふうにですね。1回、ちょっとチェックしようという感じになると思うんですよ。入札監視委員会にかけられて、確認をとられることっていうのはできないんですか、副町長。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

落札価格が、それは98.9%ということになった、そのそれだけをとって監視委員会にかけるといえることはございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

8グループですよ。8グループが、もう99%で応札してるんですよ。かけないならかけないで、予定価格の事前公表、これはちょっとおかしいんじゃないかってい

う、そういう考えは持たれないんですか。今回、指名をされる数が少なければ少なくなるほど、ましてや事前公表で予定価格がわかってる。そうなると、一般常識的に考えられるのが、話し合えますねという感じになりませんか。副町長、町長でもよろしいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

想像ではお答えできません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

想像ですか。じゃあ、こういうこと何も言っちゃいかんとですか。こういう結果が出て、我々も知らんぷりで通せばいいということですか。疑念が生じたら確認しようやと、それくらいのことできないんですか。自分のお金だったら、私しますよ。しますよ、自分の金だったら。私は、町民に対しても堂々と訴えますよ。工期がおくれるからとか、補助金を今年度に使わないといけないからとか、そういうことじゃなくて、ちゃんとしたそういう疑念があれば、その疑念に対してちゃんと調べて、それから採決に持っていくとか、それは堂々と私だったら訴えますよ、それは。採決した後にこんなことを言うのも何なんですけど、こういうペーパーを町民が見たら、それは思いますよ。指名でしょう、指名競争でしょう。

じゃあ副町長、今回の指名競争入札は、工事業者が申し込みをしないでいい、もう発注者側ですね、行政側ですね。行政側が指名する、そういう方式の通常の指名競争入札ですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

指名した16社については、そのとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

皆さんはご存じかわからないけど、指名競争入札の功罪として、一般的に言われているのを私がちょっと、これはちょっと私の言葉ではありませんので、これちょっと読ませていただきますね。

指名競争入札は、発注者が入札参加者の選定の段階で入札に参加できるものを指

名して行う入札制度であることから、発注者は発注希望者の能力や信用などを指名の段階で判断し、これらに疑いを持つ者を入札執行前に排除することが可能であるため、受注者の地域貢献度を重視することや、入札執行後に受注者の能力不足や信用度の欠落によるトラブルを容易に防ぐことができるため、かつては地方公共団体を中心に入札制度の主流となってきた。一方で、近年では指名の際の選定基準について、明確なルールがないことによる発注者の恣意性を問題視する事例も少なくない。指名に漏れた業者の中には、行政の恣意的な指名要件により自らが排除されたと疑うものもある。このため、要件を詳細に定めるかわりに希望する者を入札対象者とする公募型指名競争入札や、条件つき一般競争入札を導入する動きが活発となっている。指名競争入札は、少額な入札など、例外的扱いとなっている傾向が今の段階では強いというふうに書いてあります。

今回、約5億円の案件ですね。5億円の案件ですね。町民にそういう疑いを持たれないためには、町が全てを、業者を指名するような通常の名指競争入札ではなくて、希望したい者が出れるような公募型の名指競争入札、こちらのほうが説得力があるじゃないですか。副町長、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

一般競争入札、今議員おっしゃるように、さまざまな形がございます。公募型の分もありますし、条件つきというのは、例えば指名の登録をした中、その中で一般の競争入札をしますと、これが一つの条件であるという形もございます。多種多彩の競争入札のあり方がありますが、これは今研究中でございます。

確かに、議員おっしゃるように、公平公正な入札をすると、これは追及するのは当然行政の役割、目的ではございますが、今現在、このこども館については指名競争入札で行ったということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だからですよ。国交省と総務省が通達を出してますね。予定価格の事前公表で仮に弊害が起こった場合、弊害というのは、やっぱりそういう疑いを持たれるようなそういう結果が出た場合、地方自治体のほうで個別に考えなさいと。事前公表がいいのか、事後公表がいいのか、もしくは行政が全てを指名していく通常の名指競争入札がいいのか、もしくは公平に希望者が自分たちで手を挙げて、入札に参加していく公募型の名指競争入札がいいのか。そういうのは、今やらないとですね。簡単

にできることではないですか、因町長。

◎議長（進藤啓一君）

今後のことをおっしゃってるんですか、今のこと。

◎5番（福永善之君）

今、だから検討中ですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

入札のあり方については、国、県からの指導ももちろんございますが、内部的にも過去から検討はしています。一部試験的に総合評価方式という入札もしたことがございます。これは、土木工事あたりで行ったんですが、さまざまな評点を技術点、技術評価等も含めましてやった経緯がございますが、これ非常に時間がかります。1つの入札をするのに、1カ月半ぐらいの日にちをもらって、やっと準備ができたというようなこともございます。また、一般競争入札では、そしてまた事前公表しないという分については、これはデータの的にはなかなか各自治体が出さないものですからわかりませんが、不落、要するに落ちなかった入札も数限りなくあるというふうに報道でも見聞きしております。また、反対に、事前公表しない場合の分については、非常にさまざまな問題があるというふうに聞いておりますので、これは今後の検討課題というふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、法律的にちょっと確認をとりたいんですけど、会計法ですね、会計法。会計法では、予定価格は事後公表にしろさいというふうに書いてありますけど、それはご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

それについては、承知しておりません。存じ上げません。会計法に記載があるということについては、存じません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

会計法では、入札の予定価格に関しては事後公表を、これは義務づけています、

義務です。義務づけてます。だから、今粕屋町がやってるのは、これは粕屋町だけではありませんからね、事前公表は。だから、会計法には反してます。だから、今回金額がかなり大きいから、それに要綱にうたってる案件。そういう技術、等級Aのランクを持った業者がまだ他方にいらっしゃる、そういうことを鑑みると、この紙を見せられたら、一般の町民の方が今後どう思うかということ念頭に置きながら、入札制度を改善していってください。よろしいでしょうか。町長、よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

入札の制度のやり方についてはいろいろ、私は事業課は長うございました。私の時代は、予定価格の公表はしておりませんでした。ただ最低制限価格だけね。それでも、やっぱりおっしゃるような疑惑のことがあっておりました。ちなみに我が町にはございませんでしたけども。いろんな方法、予定価格を事前公表しないという方法も、やっぱりデメリットもあるし、事前公表したからといってもデメリットがある。これは、以前建設省のほうから、事前公表をしなさいといった通知がございました。なぜかと言えば、職員がそのことによっていろんな疑惑を持たれるというようなこともあって、近ごろは建設省が公表しなさいというふうに言っております。これは、時代によってそれぞれ変わるのかなという気がします。いずれにしても、検討いたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

これで終わります。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の本会議は終了いたしました。

傍聴の皆様におかれましては、最後までご同席ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時09分）

平成27年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（本 会 議）

平成27年9月16日（水）

平成27年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月16日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 議案の上程

第2. 議案に対する質疑

第3. 議案の委員会付託

2. 出席議員（15名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 木村優子 | 9番 久我純治 |
| 2番 川口晃 | 10番 因辰美 |
| 3番 安河内勇臣 | 11番 本田芳枝 |
| 4番 太田健策 | 12番 山脇秀隆 |
| 5番 福永善之 | 13番 八尋源治 |
| 6番 小池弘基 | 15番 伊藤正 |
| 7番 田川正治 | 16番 進藤啓一 |
| 8番 長義晴 | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石進 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

| | |
|--------------|-----------------|
| 町長 因清範 | 副町長 箱田彰 |
| 教育長 大塚豊 | 総務部長 安河内強士 |
| 住民福祉部長 安川喜代昭 | 都市政策部長 吉武信一 |
| 教育委員会次長 関博夫 | 総務課長 石川和久 |
| 経営政策課長 山本浩 | 協働のまちづくり課長 杉野公彦 |
| 税務課長 石山裕 | 収納課長 今泉真次 |
| 社会教育課長 新宅信久 | 学校教育課長 古賀博文 |

| | | | |
|----------|---------|----------|---------|
| 健康づくり課長 | 中小原 浩 臣 | 給食センター所長 | 神 近 秀 敏 |
| 総合窓口課長 | 藤 川 真 美 | 介護福祉課長 | 八 尋 哲 男 |
| 道路環境整備課長 | 因 光 臣 | 子ども未来課長 | 堺 哲 弘 |
| 地域振興課長 | 安 松 茂 久 | 都市計画課長 | 山 野 勝 寛 |
| 上下水道課長 | 松 本 義 隆 | | |

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、議案が1件上程されました。これを日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、議案を日程に追加することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出された議案は1件であります。提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

本日追加いたします議案は1件でございます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第68号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋町役場庁舎内に非常用発電設備設置工事を実施するに当たり、工事請負契約の締結をするものでございます。さきに発生いたしました東日本豪雨によりまして茨城、栃木、それから宮城等、大変な災害が起こっております。特に、鬼怒川の氾濫によります常総市は、市域の5分の1が浸水で水没するといった状況でございます。こういったことを踏まえて、災害時に備えて非常用発電装置を設置するというものでございます。

この工事は、自然災害や重大事故などによる停電が発生した場合に、日常業務を保持できるよう電源を確保するため、非常用発電設備の設置を行うものでございます。工事の概要といたしましては、非常用発電機の設置工事、設置に伴う電気設備工事等でございます。

なお、これは緊急防災・減災事業による起債事業でございますが、平成27年9月15日に指名業者12社による指名競争入札を行ったところでございます。結果、株式

会社九電工、代表取締役社長西村松次が工事請負金額5,259万6,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成28年3月28日までとするものでございます。

以上で追加議案の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の本会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時35分)

平成27年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成27年9月25日（金）

平成27年第3回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月25日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 「町長に対する調査特別委員会」委員長からの報告
- 第6. 「町長に対する調査特別委員会」の採決

2. 出席議員（15名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 木村優子 | 9番 久我純治 |
| 2番 川口晃 | 10番 因辰美 |
| 3番 安河内勇臣 | 11番 本田芳枝 |
| 4番 太田健策 | 12番 山脇秀隆 |
| 5番 福永善之 | 13番 八尋源治 |
| 6番 小池弘基 | 15番 伊藤正 |
| 7番 田川正治 | 16番 進藤啓一 |
| 8番 長義晴 | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

| | |
|----------------|-----------------|
| 町 長 因 清 範 | 副 町 長 箱 田 彰 |
| 教 育 長 大 塚 豊 | 総 務 部 長 安河内 強 士 |
| 住民福祉部長 安 川 喜代昭 | 都市政策部長 吉 武 信 一 |
| 教育委員会次長 関 博 夫 | 総 務 課 長 石 川 和 久 |

| | | | |
|----------|---------|------------|---------|
| 経営政策課長 | 山 本 浩 | 協働のまちづくり課長 | 杉 野 公 彦 |
| 税 務 課 長 | 石 山 裕 | 収 納 課 長 | 今 泉 真 次 |
| 社会教育課長 | 新 宅 信 久 | 学校教育課長 | 古 賀 博 文 |
| 健康づくり課長 | 中小原 浩 臣 | 給食センター所長 | 神 近 秀 敏 |
| 総合窓口課長 | 藤 川 真 美 | 介護福祉課長 | 八 尋 哲 男 |
| 道路環境整備課長 | 因 光 臣 | 子ども未来課長 | 堺 哲 弘 |
| 地域振興課長 | 安 松 茂 久 | 都市計画課長 | 山 野 勝 寛 |
| 上下水道課長 | 松 本 義 隆 | | |

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名議員全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程はお手元に配付のとおりに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第46号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

平成27年9月第3回粕屋町定例議会に上程されました学校教育課所管であります議案第46号は、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、9月5日の住居表示実施に伴い、粕屋町戸原東区域が確定したことから大川幼稚園、大川小学校及び大川学童保育所の位置の表記が変更となったため、それぞれの設置条例で定める別表の位置表記を改めるものであります。

粕屋町立幼稚園設置条例の大川幼稚園の位置を粕屋町大字戸原13番地から粕屋町戸原東2丁目21番1号に、粕屋町立小学校及び中学校設置条例の大川小学校の位置を粕屋町大字戸原10番地から粕屋町戸原東3丁目5番1号に、粕屋町学童保育所設置条例の大川学童保育所の位置を粕屋町大字戸原3番地1から粕屋町戸原東3丁目6番1号にそれぞれ改めるものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決

すべきことを決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これより議案第46号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第47号粕屋町特定個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務課所管であります議案第47号粕屋町特定個人情報保護条例の制定について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法が制定され、平成27年10月よりマイナンバー制度の番号の通知が行われることから、同法第31条の規定により、地方公共団体は保有する特定個人情報保護の適正な取り扱いの確保と保有する特定個人情報の開

示等を実施するために必要な措置を講じるものと規定されており、個人番号が個人情報の必要な鍵になることから、一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置を設けるとともに、適切な取り扱いを行うため本条例を整備するものであります。

しかしながら、国の施策といっても、その使われ方にいまだ国民の周知及び疑問が解消されていないなど、不安の意見も出ましたが、当委員会で慎重に審議いたしました結果、可否同数で委員長裁決をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これより議案第47号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口議員。

◎2番（川口 晃君）

文書を読み上げて反対討論にかえます。

この条例は、マイナンバー制度を進めていくための条例だと思います。マイナンバー制度については、全国民に12桁の背番号をつけて、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用の情報を集約し、国が一元管理することになっています。国にとっては非常に便利であるかもしれませんが、個人としては、個人情報を国に全て握られることになります。プライバシーを守る権利は、憲法によって保障された人権です。しかし、いとも簡単にマイナンバーを通じて私たちの大量の個人情報が公務、民間を問わず利用されてしまうのです。

条例の説明の中で任意代理人の件に関し、番号法では本人の関与についてより一層の保障が求められているため、任意代理人にも請求を認めていますとあります。任意代理人は、委任による代理人のことだそうですから、成り済ましも簡単にできるのではないかと危惧されています。現在、成り済ましや不正利用などでプライバシー侵害の事案が多発していますが、これらの危険がますます増大するのではないのでしょうか。思い起こしてください。年金機構が125万件の情報漏えいを起こしましたが、なかなかこういう事故は防げるものではありません。

また、同じ個人番号を官民がともに使うこと自体が漏えいの危険を一層高めるのではないのでしょうか。外国でも、アメリカや韓国が導入したそうですが、銀行口座

など大量の個人情報が出し、被害が発生し、見直さざるを得ないことになったそうです。9月22日付の西日本新聞では、サイバー攻撃の標的になった地方自治体が100に上る、多くの自治体が情報を管理するシステムがネットから遮断されていない、小規模な自治体ほど分離されていない自治体が多いと述べています。メールチェックなどで管理システムとネットとの遮断は難しい現状だそうです。国がマイナンバー制度を導入するので、地方自治体は従わなければならない面もあるでしょうが、個人情報の流出の危険性が非常に高いと思っていますところです。

以上の理由によって、この条例には反対します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第48号粕屋町男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、山脇総務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出が来ています。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第49号粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第50号粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第49号粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行され、同日より個人番号の付番及び通知が始まります。個人番号の通知は、通知カードの交付によって行われ、粕屋町におきましては、平成28年1月4日から個人番号カードの交付が始まります。この通知カードと個人番号カードの交付手数料は、初回交付時は無料ですが、やむを得ない場合を除き、再交付する場合の手数料につきまして通知カードは1件につき500円、個人番号カードにつきましては1件につき800円と規定するものです。また、平成28年1月の個人番号カード運用開始に伴い、従来の住民基本台帳カードの交付手続が終了するため、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するものです。

議員からは、マイナンバー制度の個人情報の漏えいやプライバシーは守られるのかなどの意見が出ました。しかし、今回の提案された審議内容は、粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する議案ということを確認していただきました。

委員会で慎重に審議していただきました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第50号粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、町営住宅に入居する際、粕屋町営住宅条例第11条1項に保証人2名の連署する請書を提出することが規定されておりました。ハードルが高過ぎることから、保証人については1名とすること、あわせて粕屋町営住宅条例と粕屋町営

住宅条例施行規則との間で保証人と連帯保証人の語句が混在しておりましたので、この点についても連帯保証人で語句の統一を図るという内容です。

議員からは、保証人もとっていない自治体があるという意見がありましたが、決算審査の中では滞納や安易な不納欠損をしないこと、保証人には請求しているのかなどの指摘もしています。委員長として、議員の意見に整合性がないことや職員も戸惑うことから、連帯保証人が2名から1名に軽減されたことや、滞納させないように連帯保証人としっかり連携することなどを要望させていただきました。

当委員会でも慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これより議案第49号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第51号平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 因 辰美君 登壇)

◎予算特別委員長（因 辰美君）

議案第51号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5億2,008万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億3,808万6,000円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、8款地方特例交付金を908万6,000円、9款地方交付税を27年度算定結果から3,168万9,000円、13款では公立学校施設整備費国庫負担金等の国庫補助金を6,696万8,000円、18款繰越金を5億5,162万1,000円増額するものです。一方、17款繰入金では、財政調整基金繰入金等1億6,360万5,000円を減額し、20款公債費では、学校教育施設等整備事業債等を281万9,000円減額するものです。

続きまして、歳出の主なものとしていたしましては、初めに総務部では、経営政策課所管の歳出補正は3億5,331万1,000円の増額であります。主なものでは、13款公共施設整備基金積立金を1億5,000万円増額し、土地開発公社補助金を2億円増額、12款の公債費元利償還金を利率の見直しにより240万6,000円減額するものです。総務課所管の歳出補正では1,016万1,000円の増額であります。主なものは、職員の異動に伴い給与を922万円増額し、行政不服審査法の改正に伴う例規整備委託

料として151万2,000円を追加するものです。次に、協働のまちづくり課所管の歳出補正は440万円の減額であります。主なものは、住民活動団体支援事業費を財団法人自治総合センターによるコミュニティー助成事業の不採択により250万円減額するものです。

次に、教育委員会ですが、社会教育課所管の歳出補正は263万3,000円の増額です。主なものは、遺跡発掘受託事業費のうち、緊急発掘調査に伴う発掘調査、機材借入料金等を237万8,000円増額するものです。

住民福祉部に移ります。

総合窓口課所管の歳出補正は1,998万9,000円の増額です。主なものは、重度障害者医療費助成事業費1,866万9,000円増額するものです。健康づくり課の所管では、歳出補正は317万1,000円の増額です。主なものは、健やかな子育て支援事業費の平成26年度教育医療費国庫負担金の返還金として295万9,000円、平成26年度乳児家庭全戸訪問事業国庫補助金の返還金21万2,000円を増額するものです。次に、子ども未来課所管ですが、歳出補正は253万円の増額です。主なものは、私立保育所運営事業費の補助金、障害児等保育事業費補助制度の新設に伴う888万円の増額、子育て支援事業費については、平成26年度の保育対策等推進事業費補助金及び保育緊急確保事業費補助金の返還金額確定に伴い334万2,000円増額するものです。介護福祉課所管につきましては、歳出補正は5,656万4,000円の増額です。主なものは、障害児福祉サービス事業費4,578万3,000円、障害者自立支援医療事業の実績報告による返還分として961万8,000円を増額するものです。

続いて、都市政策部でございます。

都市計画課所管の歳出補正は7,116万円の増額です。主なものは、公園費の水鳥橋撤去工事費7,000万円の増額と人事異動に伴う職員給与費の組み替えによるものです。道路環境整備課所管の歳出補正は408万3,000円の減額です。主なものは、人事異動に伴う職員給与費の組み替えによるものです。次に、地域振興課所管の歳出補正は761万3,000円の増額です。主なものは、人事異動に伴う職員給食費の組み替えによるものと農業振興事業費の八田ポンプ施設の老朽化に伴う農地水関連修繕料55万9,000円、農業機械共同利用組合設立による農業機械導入費の農業振興特別対策補助金225万円の増額です。

各課にわたり慎重に審議をいたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行って

います。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

粕屋町一般会計補正予算案に反対の立場で討論いたします。

今回提案された補正予算案5億2,008万6,000円追加のうちの水鳥橋工事の増額として7,000万円、土地開発公社の補助金2億円について、反対の立場で意見を申し上げます。

水鳥橋は、昨年12月5日に落橋いたしました。26年度の3月補正で水鳥橋対策委員会支援業務委託料1,000万円が計上され、現在3回ほどの委員会が開催され、10月15日に復旧対策案の策定がなされるようです。しかしながら、橋を原状回復か、全面撤去で新しくかけ直すかの結論はまだ出ていません。とりあえず損傷が少ない部分は残し、損傷の著しい部分を撤去、その費用として7,000万円が今回の補正で計上されました。対策委員会の結論が出て、復旧工事の業務委託で計算した上での工事なら理解できるのですが、予算計上としては早過ぎるし、全面撤去となればこの経費が無駄になる可能性があります。なぜ急いで工事費として予算計上されたのか、納得がいきません。

2点目は、土地開発公社の補助金2億円です。今まで2回にわたって計6億円の補正予算を組んで補填しています。自治体として公社の簿価割れを補填する義務はあると思いますが、今回も計画的ではないように思います。補正予算で思いつきのようにするのではなく、自治体の負債として責任を明確にし、今後の見通しも含めて、その都度説明の上、予算計上をと申し上げますが、なかなか実行していただけません。2億円もの大きな金額を突然補正案に計上するのではなく、町執行部も議会も債務としてきちんと認識した上での返済であってほしいので、今回も賛成はできません。中・長期的財政計画を立て、計画的に何事も行ってほしい。それに沿って予算計上する。できないときはできない理由を上げればいいのですから、健全な行財政運営を言及しているのなら、それくらいはできて当然です。

以上の理由により、反対討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

議案第51号平成27年度粕屋町一般会計補正予算に反対します。

反対の理由は、先ほど本田議員も述べられましたが、重複しますが、駕与丁公園管理事業として水鳥橋撤去工事費に7,000万円が計上されたことです。水鳥橋は、コンクリート建造物として耐用年数50年と言われ、当時の価格で約2億円の費用でつくられました。その橋が完成後17年の年月で落橋しました。粕屋町は、その落橋の原因を調査するために水鳥橋復旧検討委員会を設置しました。同検討委員会は、まだ調査結果を公表しておらず、原因は何だったのかわかりません。また、議会では、誰に責任があるのか、その結論を見出しておりません。原因もわからず、責任の所在も明らかでない今の時点で、そのような事業に税金を投入することは考えられません。議会として取り組むべきは、同検討委員会の調査結果を踏まえ、責任は誰にあるのかということをはっきりと確認する必要があります。その後に、落橋の対策を練っても遅くはありません。

以上の理由で、この議案に反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第52号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第53号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第54号平成

27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、議案第55号平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、以上特別会計4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 因 辰美君 登壇)

◎予算特別委員長(因 辰美君)

それでは、報告いたします。議案第52号から議案第55号まで一括してご報告いたします。

初めに、議案第52号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてご報告をいたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,456万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億2,419万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税を本算定等の結果から1,413万4,000円、一般会計繰入金を198万6,000円増額するものです。また、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を7,037万8,000円減額するものです。

一方、歳出の主なものは、前年度繰上充用金を9,801万3,000円減額するものです。

慎重に審議を行い、全員の賛成で可決すべき議案といたしましたことを報告いたします。

次に、議案第53号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,476万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,515万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金2,666万8,000円を増額し、後期高齢者医療保険料を1,250万円減額するものです。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を1,289万円、一般会計繰出金を187万2,000円増額するものです。

慎重に審議を行いました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことを報告いたします。

次に、議案第54号平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出予算それぞれ6,700万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億4,501万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、国県支出金513万5,000円、繰入金を139万7,000円、前年度繰越金を6,409万9,000円増額し、保険料を362万6,000円減額するものです。

一方、歳出の主なものは、総務費を75万9,000円、諸支出金を6,397万9,000円、地域支援事業費を226万7,000円、それぞれ増額するものです。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入歳出予算それぞれに104万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,527万9,000円とするものです。

歳入において繰入金を12万円減額し、繰越金を116万5,000円増額するもので、歳出においては総務費を90万円、サービス事業費を14万5,000円増額するものです。

慎重に審議を行い、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

次に、最後に議案第55号平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれに42万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を248万4,000円とするものです。

歳入は、前年度繰越金42万3,000円を追加し43万3,000円に、一方歳出は一般会計繰出金を42万3,000円増額し183万3,000円とするものです。

慎重に審議を行いました結果、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7 番田川議員。

◎7番（田川正治君）

議案第53号平成27年度粕屋町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についての反対討論を行います。

私は、後期高齢者医療制度そのものに対して反対の立場であります。この制度は、うば捨て山と言われ、希代の悪法とも言われており、75歳以上の高齢者を今まで家族で加入していた国保や健保の保険制度から切り離して、強制的に加入させる差別医療制度であります。さらに、都道府県を単位にする広域連合の議会であり、この議会で保険料や医療費給付など決定して、75歳以上の高齢者が増えれば保険料が高くなるシステムであります。ですから、粕屋町が単独で行っている介護保険制度のように町での主体的な運営ができない、このような制度であります。

現在、福岡県の後期高齢者医療制度では、全国で一番高い保険料を支払っております。そし、26年度から保険料の改定に対して引き下げの財源として活用できる財政安定化基金が残高が61億円ありました。この財政安定化基金も活用せず、保険料をさらに1.4倍引き上げるという結果になっております。さらに、高い保険料が払えない滞納者に対してはペナルティーをかけて、全国でもトップクラスの短期保険証を発行しているという状況になっております。

このような中で粕屋町でも保険料の滞納者が増えて、6カ月の短期保険証しか使えない高齢者が27人います。年金が少なくなって消費税が8%になり、支払い能力がなくなっている高齢者が増えてきております。保険料が払えず、病院にも行けない。そして、介護施設にも入所できない、このような高齢者がふえてきております。戦後日本の復興のために家族を守り、家族を支えてきた高齢者に対して、安心して医療を受ける制度こそ、私たち子どもや孫の果たすべき役割であると思いません。後期高齢者医療制度を廃止してもとの老人保健制度のもとで国からの補助を増やす、このことで高齢者の医療に責任を持つ制度にすべきであります。

このような立場から、この後期高齢者医療制度に対する事案に対して反対討論いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言をします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第56号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第56号工事請負契約の締結について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、粕屋町営住宅長寿命化計画に基づき町営住宅甲仲原団地の改修工事を実施するに当たり、8月21日に指名業者10社で競争入札が行われ、株式会社大高工務店、代表取締役田中道佳が5,065万2,000円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものです。

工期は、契約効力発生の翌日から平成28年3月18日になっています。工事概要は、住宅の屋根断熱防水、外壁、プロパン庫、物置、その他の改修工事を行うものでございます。

委員会審議では、入札関係及び工事計画等の説明を受け、施設の長寿命化につながる工事内容であることを確認いたしました。

慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第56号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第57号平成26年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 因 辰美君 登壇)

◎決算特別委員長（因 辰美君）

議案第57号平成26年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてご報告をいたします。

議案第57号平成26年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告をいたします。

なお、審議の経過につきましては、全議員による審議でございますので、重点政策のみ報告をさせていただきます。

初めに、総務部であります。

まず、経営政策課所管の行財政改革推進事業であります。より客観性のある総合計画の進行管理を目的に行政評価委員会が開催され、結果を翌年度以降の実施計画や予算編成につなげるものとなっています。平成28年度から平成37年度までの長期的まちづくりの指針となる第5次総合計画の策定に着手し、町民意識調査の実施やまちづくりワークショップ、かすや未来カフェの開催など、町民とともに町の将来を共有できる計画策定に取り組まれています。

次に、総務課所管でございます。引き続き職員研修に力を入れ、人材育成に努められています。長者原駅西駐車場管理では、利用者数の増加と増収が図られたとともに、普通財産の土地の売却を進められています。

協働のまちづくり課所管では、災害対策事業として自主防災組織活動強化事業助成制度を創設し、各組織での災害対策資材や備蓄品等の購入に対する支援を開始されています。また、地域全体の男女共同参画社会を実現することを目的とし、本年3月に粕屋町男女共同参画計画を作成されています。

税務収納課の町税の収納は、滞納者に対する徹底した滞納整理及びファイナンシャルプランナーによる納税相談により、徴収率も向上しています。今後とも、公平公正の観点から町税等の滞納を減らし、行政の自主性、安定性を高めるため、自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

次に、教育委員会です。

学校教育課の施設整備事業では、町内小・中学校の教室にエアコンが設置されるとともに、大川小学校、粕屋中学校の校舎大規模改造工事を昨年に続き継続して施工され、安全性と学習環境の整備が図られています。また、大川小学校、粕屋中学校においては、児童・生徒数の増加に対応して校舎増築工事も実施されています。

社会教育課の文化活動事業では、文化祭において初めてとなる町民参加型ミュージカルの開催、青少年対策事業では隔年として開催した、ときめき体験 in 沖縄研修事業が実施されています。学校給食共同調理場の学校給食センター管理運営事業では、児童・生徒数の増加に伴い、安全で安心な給食を提供するために新しい給食センターの稼働も考慮しながら必要最低限の備品の増設を行い、現在の給食センターで支障なく運営できるよう施設整備が実施されています。

給食センター建設準備室では、PFI事業を進めるに当たり、PFIアドバイザー業務委託を実施し、総合評価一般競争入札による落札者を選定され、その落札者で構成されるSPCと事業契約を締結しています。

住民福祉部に移ります。

総合窓口課所管では、消費税の引き上げに伴う子育て世代への影響緩和のための子育て世帯臨時特例給付金の給付に努められています。

健康づくり課所管では、平成25年度まで任意であった高齢者肺炎球菌予防接種及び水痘予防接種を国が推奨する定期の予防接種化を図り、住民の健康保持、増進に努められています。

子ども未来課所管では、はこぶね認定こども園の保育所部分及び星の子保育園の建設について補助を行い、2園設置により計260名の保育定員を増やし、これにより待機児童数の大幅な削減が図られています。

介護福祉課所管では、平成27年度から平成29年度の計画である高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画並びに第4期障害福祉計画が策定され、高齢者や障害者が安心して生き生き暮らせるまちを目指す取り組みの強化が図られ、また粕屋町営住宅長寿命化計画に基づき、内橋町営住宅団地の改修が行われています。

最後に、都市政策部です。

都市計画課所管では、住居表示事業において、主に長者原上区全域と長者原中区、長戸区、若宮区、駕与丁区、大隈区の一部、約70ヘクタールの区域を長者原東1丁目から長者原東7丁目へ町名の変更が実施されています。

道路環境整備課所管では、道路改良事業において脇田・宮の前線の舗装打ちかえ工事や下預田・瓦ヶ田線の道路改良工事を行い、快適な交通環境の整備が図られています。また、ごみ減量化の推進を図るため、事業用の指定袋の導入が行われています。

地域振興課所管では、農業振興事業として農業用水源である新大間池護岸工のほか、井堰水門の農地水工事を実施し、農業用施設の整備が図られました。また、地域振興事業では、工業統計や経済センサス、商業統計調査などを実施し、国の商工業に関する施策の基礎資料を得ることができています。

続きまして、決算の状況について報告いたします。

1,000円未満の端数は省略させていただきます。

歳入の面では、地方交付税が8,972万4,000円、6.3%の減、行政運営の基礎となる地方税収は、納税者数の増加や収納体制の強化により徴収率が向上し2億445万2,000円、3.5%の増加となっております。今後とも安定した自主財源の確保への取り組みを期待するものであります。

一方、歳出では、3款民生費が7億9,940万3,000円、19.8%の増、9款衛生費が3,250万1,000円、2.2%の増、8款土木費が9,844万8,000円、8%の増、10款教育費が9億5,983万9,000円、54.2%の増、9款消防費が1,584万4,000円、3.4%の減、公債費が899万円、0.8%の減、諸支出金が2億493万8,000円、74.1%の減となっており、平成26年度の決算は、歳入145億4,738万8,000円、歳出134億9,858万8,000円、歳入歳出差し引きは10億4,880万円で、繰越明許費、繰越財源1億9,717万9,000円を除いた8億5,162万1,000円が次年度への繰り越しとなっております。

町債残高は前年より5億5,613万3,000円増加し101億6,712万7,000円となっております。一方、平成26年度基金残高は25億2,588万1,000円で対前年度比4,761万2,000円、1.9%の減となっております。財政指標につきましては、健全化の指標であります実質公債費の比率が2.4%改善し13.7%に、財政力指数も0.809と高い水準を

維持しています。

当委員会で慎重審議の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、平成27年度は、第4次粕屋町総合計画の後期基本計画の最終年度を迎え、都市と自然のバランスのとれたゆとりある町、お互い大切に誰もが生きがいを持って暮らせる町、人づくり、人のつながりにより触れ合いのある町等が進められ、あわせて次期総合計画の策定を行っています。この策定に当たり、粕屋町の特性を生かし、町民の民意を幅広く傾聴されるとともに、今後とも町民と一体となった簡素で合理的な行政運営をお願いいたしまして、報告を終わります。

(決算特別委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案57号平成26年一般会計決算の認定について、反対の立場で討論を、意見を申し上げます。

全体的には、資料の提示、説明、またその内容も毎年少しずつ向上しています。ただ、どうしても納得できないことがありますので、その点について申し上げます。

PFI方式による給食センター建設アドバイザー契約356万4,000円に関してでございます。契約締結前とその後の事務的な処理に関して、2点事例を挙げて納得できない理由を申し上げます。

給食センター準備室は、長大というコンサルタント会社とPFIアドバイザー業務委託契約を結んで、給食センター建設準備を進めました。その業務のあり方を認められないのです。給食準備室あるいは町執行部の意向なのか、それはわかりませんが、不可解な点が2点あります。

1点は、昨年3月の債務負担行為の予算案を出す前に実施方針を報告して、その考え方を広く議会、一般にも問うべきだったこと。それがなかったので、議会も当初予算案から給食センターの債務負担行為の金額を外す予算案の修正案を出したのですが、可決とはなりませんでした。3月議会が終わっての3日後に実施方針がホームページで公表されるというやり方はいまだに無念で、今回の混乱のもとをつくったと思われまます。給食センター準備室の要求水準が高くて、債務負担行為ぎりぎ

りの締結案となった原因の一つは、ここにあります。設備に関して高額過ぎるという感想を持っているのですが、粕屋町の規模にふさわしい給食センターであるかどうかは、今後の運営の経過などを見れば、おのずと明らかになるでしょう。議会としては、可能な限り検証していきます。

契約後に関して、先進事例、久留米から挙げます。私どもは、結局ここに見学に行ったものですから、その資料しか手元にありません。久留米市では、粕屋町と同様に12月に仮契約がなされ、翌月の3月に契約締結案が議会に出され、その後可決、本契約という流れになっています。その間3カ月、じっくり契約と向き合う時間をとっています。落札者の決定を12月にして、1月に基本協定の締結、そして同じく1月末にSPCの設立、当然事務所はきちんと設立してると思います。うちの町は、いまだにある会社の事務室を借りて、そこがSPCの事務所となっています。それから仮契約の締結、そして3月議会で本契約の締結、議会議決となっています。

町執行部と教育委員会担当者と、どの程度財政運営の面で話を詰められたのかは、いまだに不明です。今回の予算補正審議のときに、給食センター建設の毎年SPCに支払われる金額は実質公債費比率に関係するかという問いに、建設に係る費用が実質公債費比率に関係するという答えでした。それでは、支払いのどの額がその部分に当たるのかを問うと、経営政策課は施設整備費が関係すると言い、給食センター準備室は開業準備も含めた初期整備額の金額を上げました。食い違い、把握の仕方に違いが見られました。消費税に関しても、答弁が曖昧です。全てが非常に曖昧なまま流れていき、私は今後15年間のありようがとても心配です。アドバイザー業務委託金額の356万円は、生きた予算の使い方になっていないと思われま

す。

次、2点目。今回の給食センター事業契約は、予定額に対して98.7%という落札率でした。非常に落札率が高いというのが気になります。競争原理は働いたのでしょうか。実は、粕屋町の事業契約締結の落札率は、非常に高い水準にあります。昨年の大川小学校の校舎増築工事は99.4%という金額で落札、予定価格1億8,190万円に対して落札金額は1億8,090万円でした。その差は100万円でした。いや、ちょっと違いますね、ちょっとここは曖昧ですが、申しわけありません。とにかく、その差は100万円です。昨年度の歳入歳出決算は、当初予算に比べて、予算ですよ、22億円も増額していました。その原因は、普通建設事業費の補助事業費17億6,519万円にあり、そのほとんどが学校整備費です。そして、その落札率がほとんどが97から98%なのです。もちろん、99%もあります。そして、その中で最も高かった事業が、先ほどの大川小学校増築分でした。浮いたお金は100万円。これ

が福岡県の平均の落札率89%で計算すると2,000万円の節約可能な金額が残るはずになっています。同時に行われた他の5つの学校施設契約でも同じようなことが考えられ、あわせて1億円以上の金額が節約されたこととなります。

昨年の歳出歳入歳出決算の金額は、当初予算に比べると、これもちょっと言い方悪いんですけど、当初予算の話をしています。22億円ほどオーバーしています。だから、その主な原因は、国の経済対策にあわせて3月補正で組んだ普通建設事業費17億6,500万円が上げられますが、このほとんどは学校整備費で補助事業ですが、そのうちの50%が地方債です。入札のあり方を見直して、適正な価格で事業を進めると、この借金の金額も大きく節約でき、健全な自治体運営に貢献できたのではと考えます。PFIアドバイザーなどの業務委託、アウトソーシングをもう少し見直し、この入札のあり方の研究など必要と考えて、この認定案には賛同できないので、反対討論といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

議案第57号平成26年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

反対の理由は、建設工事における指名競争入札に関して、粕屋町建設工事等競争入札参加者指名基準要綱を逸脱した入札が見受けられます。平成26年度及び平成27年度の工事の入札数は71件ありました。そのうち指名入札回数は13回あり、指名選考委員会は12回開かれたそうです。さて、平成26年度分、同じく27年度分の建設工事等競争入札参加者資格審査の受け付け状況は、建設工事分として834社あります、834社です。粕屋町は、建設工事の予定価格を事前公表しております。先ほどの要綱には、工事金額ごとに指名する業者数を基準値よりも1.5倍程度するとうたっております。これは、施工能力を持つ業者の拡大や競争原理の向上を目指すためと明記されています。しかしながら、この指名入札では、この要綱を満たせなかった事案が判明しております。

次に、地場企業の育成の観点とうたいながら、工事の等級を無視した指名起用が見受けられます。また、粕屋町内における手持ち工事の状況や指名が特定の業者に偏らないよう選定しなければならないとうたいながら、実際は毎回のごとく、同じ

社名企業が指名される事案も判明しております。

上記のことから、粕屋町競争入札参加者選考委員会がどのような基準で指名企業を選定しているのか、疑問が残ります。先ほど申しましたように、建設工事の登録者企業数は834社あります。地場企業の育成というならば、工事の等級どおりに指名企業を選んだり、力のない企業にもチャンスを与えるべきです。ある特定の企業に偏った指名をしているような状況では、行政による発注者側の恣意性を疑われることになるでしょう。適正な手続を踏んで指名入札が実施されない事案が見受けられ、この決算を認定できません。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長からの報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタン押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

議案第58号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成26年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

て、議案第61号平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 因 辰美君 登壇)

◎決算特別委員長(因 辰美君)

議案第58号から議案第61号まで一括して報告いたします。

決算同様、全員で審議いたしましたので、結果のみ報告をいたします。

初めに、議案第58号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入総額40億6,502万5,991円、歳出総額40億6,701万2,131円で歳入歳出差し引き額、マイナスの198万6,140円の赤字決算であります。

歳入の主なものは、国庫支出金9億5,033万3,958円、国民健康保険税8億6,320万3,238円、前期高齢者交付金7億9,603万7,954円であります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費25億6,539万9,281円、共同事業拠出金5億1,373万5,005円、後期高齢者支援金等4億7,201万3,359円であります。

以上、慎重審議の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第59号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入総額4億5,058万7,270円、歳出総額4億2,391万7,533円で、歳入歳出差し引き額2,666万9,737円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億3,624万8,640円、繰入金9,041万4,303円、繰越金2,357万1,887円であります。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億424万6,230円、総務費1,737万1,328円であります。

以上、慎重に審議した結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第60号平成26年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

平成26年度の決算は、保険事業勘定で歳入総額19億7,465万8,501円、歳出総額19億1,055万7,852円、歳入歳出差し引き額6,410万649円が次年度への繰り越しとな

りました。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料3億9,737万2,323円、国県支出金6億5,589万646円、支払基金交付金5億2,804万933円、繰入金3億6,571万4,493円でございます。

一方、歳出の主なものは、全体の93%を占める保険給付費17億7,744万4,440円と総務費7,371万6,376円、地域支援事業費4,770万8,929円でございます。

次に、介護サービス勘定で歳入総額1,479万8,553円、歳出総額1,363万2,163円、歳入歳出差し引き額116万6,390円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入1,327万6,240円と繰越金152万2,313円でございます。

歳出は、総務費1,150万3,343円、サービス事業費212万8,820円でございます。

以上、慎重に審議した結果、全員の賛成をもって原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第61号平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告をいたします。

平成26年度の決算は、歳入総額246万4,378円、歳出総額203万779円で、歳入歳出差し引き額43万3,599円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還金と繰越金でございます。

一方、歳出の主なものは、一般会計からの繰出金であります。

以上、慎重審議の結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(決算特別委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員による審議を行っております。よって、質疑を省略し、議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

議案第58号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

国保会計は、昨年度は当初予算での一般会計繰り入れが4,000万円で、補正で1億9,140万円繰り入れて決算では2億3,140万円でした。また、一昨年は、当初予算で4,000万円、補正で1億1,000万円繰り入れて決算では1億5,000万円です。24年度が当初予算4,000万円で5,000万円の補正、23年度は当初予算4,000万円で4,000万

円の補正、22年度は当初予算5,000万円で補正はありませんでした。

このように、一昨年と昨年度が赤字補填が突出しているという状況にあります。私は、国保税は赤字補填を補正で行うのではなく、前年度の赤字の累積を鑑みて当初予算のときから計上すべきと提案してまいります。しかし、このことが行われずに、累積赤字補填ということで25年度は当初予算の約3倍、そして昨年、26年度は約5倍の補正額を計上しておる。このように、赤字を補正で補填して削減していくというのは、政府が今目指している県単位の広域化にするための赤字をなくして広域化にしていくという指導方針があるからと考えます。しかし、今やるべきことは、現行の制度でも町が町民の負担を軽減するために保険料税の引き下げを行う施策を行うべきと考えます。

平成26年6月1日現在で私が調べたところによると、粕屋町の国保の加入者世帯5,127世帯のうち、滞納者世帯700世帯で13.65%になっております。病院で診察を受ける保険証の使用期間が1カ月しか使えない人を含むと、短期保険証の発行は388世帯いると言われております。このことは、粕屋町の国保税が全県でここ数年、5番目から8番目に高い保険税になっておること、このことが担税能力を超えた負担になってるということが言えます。前町長や現町長も、担税能力を超えた保険税になっていることは認めておられます。しかし、予算執行では国保税の赤字補填のための繰り入れはするけど、引き下げのための繰り入れは行われませんでした。私は、消費税が8%になり、生活が厳しくなり、低所得者に負担が重くのしかかるこの国保税の負担を軽減する、このために予算の5%、5,000万円を繰り入れて1世帯1万円を引き下げることが提案をしてまいりました。このようなことを含めて、今回のこの決算に対する議案の反対討論といたします。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第61号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第62号平成26年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、議案第63号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因決算特別委員会委員長。

（決算特別委員長 因 辰美君 登壇）

◎決算特別委員長（因 辰美君）

決算特別委員会に付託を受けました議案第62号、議案第63号の審議の経過と結果について報告をいたします。

一般会計決算同様、全員で審議いたしましたので、結果のみの報告をいたします。

議案第62号は、平成26年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。

平成26年度の収支決算は、消費税抜きで収益的収支の収入は9億2,953万6,180円、支出は8億409万8,978円で、当年度の純利益は1億2,543万7,202円でご

ございます。資本的収支は、消費税込みで資本的収入が344万5,200円、資本的支出が3億3,913万2,319円、不足額3億3,568万7,119円となっています。不足額につきましては、建設改良積立金過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されているものでございます。

なお、剰余金処分につきましては、平成25年度からの繰越利益剰余金1億400万6,682円に当年度の純利益1億2,843万7,202円とそのほか未処分利益剰余金変動額6億5,683万5,784円を合わせました8億8,627万9,668円から自己資金に6億5,683万5,784円を組み入れ、建設改良積立金に1億3,000万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は9,944万3,884円となっております。

決算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、出席者全員の賛成をもって原案どおり可決及び認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

議案第63号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について報告をいたします。

平成26年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は13億9,159万3,210円、支出は12億5,515万7,510円で、当年度の純利益は1億3,643万5,700円あります。資本的収支は、消費税込みで資本的収入が7億2,295万8,900円、資本的支出が10億3,199万3,998円、不足額3億903万5,098円となっています。不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、繰越工事資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されております。

なお、剰余金処分につきましては、平成25年度からの繰越利益剰余金1,561万3,251円に当年度の純利益1億3,643万5,700円とそのほか未処分利益剰余金変動額3億5,226万6,540円を合わせました5億531万5,491円から自己資本金に3億5,326万6,540円を組み入れ、減債積立金に1億4,000万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1,204万8,951円となっております。

決算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、出席者全員の賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

なお、下水道事業におきましては、浸水対策事業が平成22年度から5カ年計画で進められている中で、平成26年度におきましては平成25年度繰越分の長者原上区雨水調整池が完成し、役場雨水調整池と粕屋フォーラム雨水調整池流入管、管渠等、計画されていた全ての工事が終了いたしております。これからの局所的な豪雨に対して大きな役割を果たすこととなります。また、5カ年計画以外の浸水対策につきましては、円滑に進めていただくことを申し添え、報告を終わります。

(決算特別委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この2議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員による審議を行っています。よって、質疑を省略し、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に関する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第62号は認定することに決しました。

これより議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第63号は認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第64号町道の路線廃止及び認定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

建設常任委員会に付託を受けました議案第64号の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第64号は、町道の路線廃止及び認定についてでございます。

この案件は、旧県道を町道御堂ノ原二線として認定していた一部を県が払い下げることに伴い、路線の廃止及び認定を行う必要が生じたものであります。廃止路線が1路線、認定路線が2路線であります。

建設常任委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

以上です。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第65号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任同意につい

て、以上3議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

それでは、議案第65号、66号、67号は、いずれも糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして、一括してご報告いたします。

現在、粕屋郡公平委員会委員をしていただいている貝野勝是氏、藤敏明氏、落石智氏の3名の方が本年10月31日をもって任期満了となることに伴いまして、藤田清満氏、山田裕嗣氏、櫻木幸弘氏の3名を後任として任命することに糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものであります。

当委員会では慎重に審議いたしました結果、議案第65号、66号、67号、全て全員の賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより討論を省略し、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより討論を省略し、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は原案どおり同意することに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第68号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務課所管であります議案第68号工事請負契約の締結について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、自然災害や重大事故などにより粕屋町庁舎が停電した場合に、災害対応業務や通常業務を継続できる電源を確保するため、非常用発電設備を設置する工事であります。工事の概要といたしましては、非常用発電機を1台設置するとともに、発電機設置に伴う電気設備工事等を行うものでございます。

この工事を実施するに当たり、9月15日に指名競争入札を9社で行い、株式会社九電工、代表取締役社長西村松次が工事請負金額5,259万6,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものでございます。発電施設につきましては、屋上設置も考えられましたが、重量の関係で役場裏側の電気室北側設置となりました。5時間の連続稼働が可能で、緊急時における照明やコンピューター室の空調や、災害対策室の電源確保に利用されます。工期につきましては、契約効力発生の翌日から平成28年3月28日までとなっております。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第68号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第68号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

それでは、諮問第1号、第2号、第3号を一括して報告いたしたいと思えます。

最初に、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

現在、人権擁護委員であります池田敏明氏の任期が12月31日をもって満了するため、同氏を再度人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の同意を求められたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員であります澤田初美氏の任期が12月31日をもって満了するため、後任として山野芳郎氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の同意を求められたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員であります伴久子氏の任期が12月31日をもって満了するため、後任として安松広子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の同意を求められたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

これより討論を省略し、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

これより討論を省略し、諮問第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。

請願第1号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第2号粕屋町内公立学校の学校徴収金口座振替移行要請を求める請願を議題といたします。

請願第2号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。

請願第2号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、議事日程第5の町長に対する調査特別委員会委員長からの報告を議題といたします。

本件に関し、委員長からの報告を求めます。

伊藤調査特別委員会委員長、登壇の上お願いします。

（町長に対する調査特別委員長 伊藤 正君 登壇）

◎町長に対する調査特別委員長（伊藤 正君）

去る平成27年第2回粕屋町議会定例会におきまして、地方自治法第112条及び粕

屋町会議規則第14条の規定により粕屋町町長による調査特別委員会の設置議案が提出され、可決、成立いたしました。約3カ月間にわたり調査を行いまして、平成27年第3回粕屋町議会定例会で調査報告できる運びとなりました。特別委員会の委員長を仰せつかっております、私伊藤正でございます。

お手元に配付の粕屋町町長に対する調査特別委員会調査報告書に基づきご報告申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

1、調査の趣旨についてであります。町民より負託を受けた議員の議決権の権利が、町政の執行権者により指図される権限があるのでしょうか。

執行権者が議員の自宅を訪問し、学校給食共同調理場建設に関するPFI事業契約の締結に関する議案の採決も絡み、議会の外で行われた行為を議会として真相を究明することとなりました。

なお、この事案は、本会議の一般質問の場で議員から町長に対する質問から明るみになりました。町長も追認した面はありますが、議会は、町民より疑惑解明の指摘を受ける前に自ら調査し、真実を究明するものであります。

2、特別委員会の設置についてであります。平成27年6月12日、第2回粕屋町議会定例会に提出をされました追加議案の発議第4号地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについて、町長による議員の議決権の権利を強要する行為に対し、調査に関する決議が賛成多数で可決し、本特別委員会が設置されました。名称は、町長に対する調査特別委員会とし、同委員会に付託されたものであります。

次に、委員会の定数は7名であります。内訳は、委員6名、委員外議員1名であります。委員長及び副委員長、委員の氏名は、委員長、先ほど申し上げました伊藤正であります。副委員長兼書記、因辰美。委員、山脇秀隆、本田芳枝、長義晴、小池弘基、委員外議員として田川正治の計7人で調査を行いました。次に、調査経費の予算は10万円であります。

3、調査項目についてであります。平成26年12月定例議会最終日における学校給食共同調理場建設に関するPFI事業契約の締結に関する議案への対応として、町長による議員の議決権の権利を強要する行為に関する事項について調査することに決定いたしました。

4、委員会の開催状況についてであります。これ以降は委員会の名称について町長に対する調査特別委員会を特別委員会としてご報告させていただきます。

平成27年6月24日水曜日、特別委員会の進め方から9月17日木曜日までの調査報告書のまとめまで、合計13回の特別委員会を開催いたしました。その特別委員会の

調査内容についてご報告申し上げます。

6月12日金曜日、特別委員会を開催し、さきに述べたとおり、正副委員長を互選いたしました。

2ページをお開きください。

6月24日水曜日、第1回特別委員会を委員全員の出席のもと、特別委員会の進め方などについて審議をいたしました。

7月7日火曜日、第2回特別委員会を委員全員の出席のもと、特別委員会における調査事項を決定することにいたしました。また、証人尋問の委員会の公開、非公開の決定についてであります。これは、公開することに決定いたしました。また、今後のスケジュール、証人尋問の日時について審議いたしました。

7月10日金曜日、第3回特別委員会を開催し、小池委員欠席のもと、ほか全員出席で審議を行いました。委員外議員として提出者の福永善之議員の出席を求め、町長に対する議員の議決権の権利を強要する行為に対し調査に関する議決権について聞き取りの調査を行いました。

7月17日金曜日、第4回特別委員会、委員全員の出席のもと、太田健策議員の証人尋問を行いました。

8月17日月曜日、第5回特別委員会を全員出席のもと、補佐人の出席についてを審議いたしました。これは、町長より補佐人出頭許可申請書が提出され、特別委員会は補佐人の出頭を承認することにいたしました。

8月18日火曜日、第6回特別委員会を全員出席で審議いたしました。因清範町長への証人尋問を行いました。

8月26日水曜日、第7回特別委員会、全員の出席のもと審議を行いました。町長に対する意見書について、これは因町長に対する証人尋問で不足した事項を意見書としてまとめ提出し、書面で回答求めたものであります。

9月2日火曜日、第8回特別委員会、委員全員出席のもと、証人尋問議事録について精査をいたしました。

3ページをごらんください。

9月4日金曜日、第9回特別委員会を全員の出席のもと、証人尋問議事録について精査、町長に対する意見書について、町長への意見書を提出いたしました。これは、町長に対する意見書を作成して、町長に意見書を提出したものであります。

9月7日月曜日、第10回特別委員会、本田委員欠席のもと、ほか委員全員出席。証人尋問議事録について精査いたしました。議員全員に報告するための中間報告書を作成いたしました。

9月8日火曜日、全員協議会で議員の皆様へ特別委員会の調査内容の中間報告を

いたしました。

9月15日火曜日、第11回特別委員会、全員の出席のもと、調査報告書について審議いたしました。

9月16日水曜日、第12回特別委員会を開催し、全員出席であります。調査報告について審議をいたしました。

9月17日木曜日、第13回特別委員会、全員出席のもと調査報告の総括など、最終報告についてまとめをいたしました。

5、証人の出席等についてであります。証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項については、7月17日、委員全員出席で太田健策議員への証人尋問を行いました。内容は、町長による議員の議決権の権利を強要する行為に対し調査に関する議決について証人尋問を行いました。

8月18日、全員出席のもと、因清範町長への証人尋問を行いました。内容は、町長による議員の議決権の権利を強要する行為に対し調査に関する議決について証人尋問を行いました。

4ページをお開きください。

6、記録、資料の提出についてであります。

1、太田健策議員から提出を求めた資料は、弁護士の意見書の提出を求めたものであります。

2、町長に提出を求めた資料、因清範町長に対する意見書の回答書を求めたものであります。

7、委員派遣については、7月14日火曜日、正副委員長と事務局長で粕屋町顧問弁護士を訪問し、次の内容についてご教示をいただいております。

証人尋問の運営について、調査事項の争点について、また、弁護士のご意見も伺っております。場所は、福岡市中央区大名2丁目4番19号福岡赤坂ビル701号、羽田野総合法律事務所、ご教示をいただいた弁護士は古閑啓仁弁護士であります。

8、調査の内容については、(1)調査項目の現状についてであります。双方の証人尋問で議事録とそのまとめを行いました。次に、調査項目に対する改善意見については、粕屋町政治倫理条例の研修会を開催することにいたしました。

9番、特別委員会の総括といたしまして、今回の100条委員会の設置につきましては、町長による議員の議決権の権利を強要する行為が調査項目であります。証人尋問における事実関係は、全て一致しておりますが、言葉のやり取りの中で、お互いの主張と双方の受け取り方が大きく異なり、今回の100条委員会の設置になったものと考えております。

本来、発議の提出者の趣旨は、学校給食共同調理場建設のPFI事業契約の締結

についての疑問であり、元来の目的がたがえたことは、調査特別委員会の設置に至るまでの経験不足であり、我々議員の反省すべき点であると思います。

因清範町長は、特別委員会からの意見書に対し、重要な議案の採決に絡み、ロビー活動の範囲内において退席をお願いしたものであり、法律的には強要に当たらないと答弁しています。

しかしながら、町長による議決権の強要という点につきましては、ロビー活動の一環として簡単に片付けられるものではなく、町民の負託を受けた者が品位と名誉を損なうような疑惑を持たれる行為は慎まなければならないと考えます。

今後、町長及び議員は、政治倫理条例の意義を深く感じ取り、さらなる資質向上を図っていかねばなりません。因清範町長におかれましては、今回のことを深く胸に刻み、粕屋町の発展のため尽力していかれることを望みます。

10番、調査経費は10万7,500円であります。

以上、報告をもって粕屋町町長に対する調査特別委員会での調査は終了いたしました。

なお、この最終調査報告は、委員全員による調査検討を重ね、作成したものであります。委員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでございました。

これで報告を終わります。

(町長に対する調査特別委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

因町長に申します。

今の報告を受けて、何か発言がありますれば、許可いたします。

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、私なりの考え方、思いを伝えます。

本件につきましては、私は町長としての政治活動の範疇であるというふうに思っております。私思っておりますけれども、新聞報道等により町民の皆様にご心配をおかけしたのではと憂慮いたしておるところでございます。つきましては、今後の行動については、十分に留意したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、議事日程第6の町長に対する調査特別委員会の採決を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、因町長の除斥を求めます。

ただいま伊藤調査特別委員会委員長からの調査報告をもって、町長に対する調査

特別委員会での調査終了の報告がありました。

質疑及び討論を省略し、これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は調査終了であります。本案は委員長の報告のとおり調査終了と決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、町長に対する調査特別委員会での調査は終了することに決しました。

除斥をしておりました因町長の入場を求めます。

閉会に当たり、町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。

◎町長（因 清範君）

9月4日に招集いたしました今定例会におきましては、26件の案件のうち1件を除き、全て原案のとおり可決、承認いただきましたことを心から感謝申し上げます。

早いもので、今年も半期を過ぎようとしておりますが、残りの後半も気を抜くことなく、諸事業につきましても再点検に遺漏なきよう進めてまいります。さらなる財政改革に取り組み、職員の行政マンとしての立つ位置の教育を行い、町民と協働のまちづくりを進め、信頼される行政執行に当たってまいります。粕屋町がなお一層豊かで幸せな町になりますように努力してまいりたいと思います。今期中にいただきましたいろんなご意見等につきましては、今後十分留意いたしまして反映をさせていきたいと思っております。

朝晩めっきり涼しくなりました。夏の疲れも出るところです。十分にお体留意されまして、議員活動に今後ともご活躍なさいますことを念じまして、ご挨拶いたします。どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成27年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成27年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時48分)

会議録調製者 大 石 進

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 久 我 純 治

署名議員 本 田 芳 枝